

# 目 次

## 第 1 号 ( 9 月 1 4 日 )

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開 議 宣 告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行政報告 .....	2
日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
日程第 5 報告第 2 号 議員派遣結果報告 ( 全道議員研修会ほか ) の件 .....	5
日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件 .....	9
日程第 7 報告第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件 .....	1 2
日程第 8 報告第 5 号 平成 2 2 年度 ( 平成 2 1 年度決算 ) 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 .....	1 2
日程第 9 町の一般行政について質問 .....	1 3
9 番 中 村 有 秀 君 .....	1 3
1 子宮頸がん予防のワクチン接種について	
2 町の情報共有ができない町内会未加入者対策について	
3 上富良野町生活灯の L E D 化について	
2 番 村 上 和 子 君 .....	2 1
1 地上デジタル放送への対応として難視聴地域への負担軽減を	
2 子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成について	
3 高齢者の社会的孤立を防ぐ行政を	
4 今年の全国学力テストの結果分析について	
6 番 今 村 辰 義 君 .....	2 8
1 異常気象による農業被害の救済を	
2 マイマイガなどの害虫対策を	
7 番 一 色 美 秀 君 .....	3 5
1 年末 ( 1 2 月 ) にむけてプレミアム商品券の発行を	
2 ホップをかみふらの町のメイン特産物にしては	
1 2 番 佐 川 典 子 君 .....	3 9
1 今後のブロードバンド事業の展開について	
2 男女共同参画社会について	
3 禁煙希望者が町で保険適用受けられる様に !	
1 1 番 渡 部 洋 己 君 .....	4 7
1 高温・大雨による農業被害に対する対応は	
2 日の出公園にの位置付けについて	
4 番 谷 忠 君 .....	5 2
1 保育所・幼稚園の一元化の考えについて	
2 検討、協議事項のその後の経過について	
5 番 米 沢 義 英 君 .....	5 8
1 地方交付税の運用について	
2 国民健康保険税について	

	3	温暖化対策について	
	4	農業政策について	
散 会 宣 告	.....		6 7

# 目 次

## 第 2 号(9月15日)

議 事 日 程 .....	6 9
出 席 議 員 .....	6 9
欠 席 議 員 .....	6 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	6 9
議会事務局出席職員 .....	7 0
開 議 宣 告 .....	7 1
諸 般 の 報 告 .....	7 1
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	7 1
日程第 2 議案第 9号 平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件 .....	7 1
日程第 3 議案第10号 平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件 .....	7 1
日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求める件(平成22年度上富良野町一般会計 補正予算(第4号)) .....	7 8
日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求める件(平成22年度上富良野町一般会計 補正予算(第5号)) .....	7 8
日程第 6 議案第 3号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第6号) .....	8 0
日程第 7 議案第 4号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号) .....	8 4
日程第 8 議案第 5号 平成22年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号) .....	8 5
日程第 9 議案第 6号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号) .....	8 5
日程第10 議案第 7号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号) .....	8 6
日程第11 議案第 8号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号) .....	8 6
日程第12 議案第11号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例 .....	8 7
日程第13 議案第12号 かみふらの景観づくり条例 .....	8 8
日程第14 議案第13号 上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例 .....	9 4
日程第15 議案第14号 財産取得の件(ラベンダーハイツ介護用ベッド) .....	9 5
日程第16 議案第15号 教育委員会委員の任命の件 .....	9 6
日程第17 発議案第1号 町長の専決事項指定の件 .....	9 6
日程第18 発議案第2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件 .....	9 7
日程第19 発議案第3号 道路の整備に関する意見の件 .....	9 7
日程第20 発議案第4号 ワクチン接種に関する意見の件 .....	9 8
日程第21 発議案第5号 市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件 .....	9 9
日程第22 発議案第6号 議員派遣の件 .....	1 0 0
日程第23 発議案第7号 町内行政調査実施に関する決議の件 .....	1 0 1
日程第24 発議案第8号 議会報告会実施に関する決議の件 .....	1 0 1
日程第25 閉会中の継続調査申出の件 .....	1 0 2
閉 会 宣 告 .....	1 0 2

### 第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））	9月1日	承認可決
2	専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第5号））	9月15日	承認可決
3	平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）	9月15日	原案可決
4	平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原案可決
5	平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原案可決
6	平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原案可決
7	平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原案可決
8	平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	9月15日	原案可決
9	平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月15日	決算特別 委員会付託
10	平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月15日	決算特別 委員会付託
11	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月15日	原案可決
12	かみふらの景観づくり条例	9月15日	原案可決
13	上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	9月15日	原案可決
14	財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）	9月15日	原案可決
15	教育委員会委員の任命の件	9月15日	原案可決
	行政報告	9月14日	
	町の一般行政について質問	9月14日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月14日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件	9月14日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	9月14日	報 告
4	平成21年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	9月14日	報 告
5	平成22年度（平成21年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率 報告の件	9月14日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	9月15日	原 案 可 決
2	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件	9月15日	原 案 可 決
3	道路の整備に関する意見の件	9月15日	原 案 可 決
4	ワクチン接種に関する意見の件	9月15日	原 案 可 決
5	市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件	9月15日	原 案 可 決
6	議員派遣の件	9月15日	原 案 可 決
7	町内行政調査実施に関する決議の件	9月15日	原 案 可 決
8	議会報告会実施に関する決議の件	9月15日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月15日	原 案 可 決

平成 2 2 年第 3 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 9 月 1 4 日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名の件
- 第2 会期決定の件 9月14日～15日 2日間
- 第3 行政報告 町長 向山 富夫 君
- 第4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 米田 末範 君
- 第5 報告第2号 議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件
- 第6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件
- 第7 報告第4号 平成21年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
- 第8 報告第5号 平成22年度（平成21年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 第9 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	4番	谷 忠 君
5番	米沢 義英 君	6番	今村 辰義 君
7番	一色 美秀 君	8番	岩崎 治男 君
9番	中村 有秀 君	10番	和田 昭彦 君
11番	渡部 洋己 君	12番	佐川 典子 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	新井 久己 君	総 務 課 長	田中 利幸 君
防災担当課長	伊藤 芳昭 君	産業振興課長	前田 満 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	中田 繁利 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君
教育振興課長	服部 久和 君	ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君

町立病院事務長 松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査	深山 悟 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成22年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は9月10日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、8月31日及び9月8日、議会運営委員会を開き、会期日程等を審議しました。

8月31日までに受理しました陳情・要望の件数は4件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案15件及び議会への報告案件5件、並びに議員からの発議案8件であります。

なお、議案第14号財産取得の件(ラベンダーハイツ介護用ベッド)及び議案第15号教育委員会委員の任命の件につきましては、あす配付の予定であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成22年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、中村有秀議員外7名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等

諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡部 洋己君

12番 佐川 典子君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この機会に、去る6月定例町議会以降におけます町政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、7月8日から9日、8月7日から9日及び23日から24日に発生いたしました大雨により、当町において多くの土木被害、農業被害が発生しました。

現在、この復旧に町としても全力を挙げて作業を行っている状況であり、予算につきまして、それぞれ専決処分をもってさせていただいたところから、今議会において、その承認をお願いしているところであります。

一連の大雨による公共土木被害につきましては271カ所、被害額は約1億1,540万円、公共施



設の被害は4カ所で、被害額約70万円となったところであり、農業の被害については、農地及び農業施設の総額については現在設計中であり、確定次第報告したいと思っております。

7月の大雨では、時間総雨量が1996年の観測以来の記録を更新する36.5ミリを記録し、一時的に市街地区にも道路などに雨水があふれ出す状況に見舞われました。

さらに、8月の大雨では、町内各所において土砂流出や路面掘削、のり面崩壊等が発生するとともに、河川の増水、農地への冠水や土砂流出による作物被害が発生し、24日未明にはJR富良野線里仁地区で線路下の土砂が崩落のため、JR美瑛・上富良野間が終日運休止、バスによる運行代替が行われましたが、通勤・通学者の足に乱れも発生しました。

被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げますとともに、これからは台風の季節を迎え、警戒準備を整え、対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、第22回参議院議員通常選挙についてありますが、6月24日に公示、7月11日に投開票が実施されたところであります。

当町選挙管理委員会においては、投開票事務の適正な執行に努められ、当日有権者数9,760人、投票者数6,529人、投票率66.90%で、全国平均を9ポイント、全道平均を5ポイント程度上回ったところであります。

また、期日前投票の投票者数は2,633人で、投票者数の4割強を占め、期日前投票制度が着実に浸透してきたものと感じられるものであります。

次に、自衛隊関係であります。6月21、22日に、北海道基地協議会により「防衛施設周辺整備事業」の要望運動を北海道、北海道防衛局、総務省、財務省、防衛省、関係国会議員に対して行うとともに、8月19日、30日には富良野地方自衛隊協力会の6市町村長及び議会議長により「上富良野駐屯地現状規模維持堅持要望」を上富良野駐屯地、第2師団、北海道防衛局、北部方面総監部、防衛省、陸上幕僚監部、関係国会議員に行っていました。

また、7月22日に全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会合同の定期総会に出席し、7月30日には「自衛隊の体制維持と自衛隊を知る道民セミナー」が札幌市で開催され、全道から750名の参加があり、本町からも関係者30名の参加をいただきました。

記念式典関係では、6月26日に北千歳駐屯地創立58周年記念行事、6月27日に北海道補給処及

び島松駐屯地創立58周年記念行事、7月11日に旭川地方協力本部創立4周年記念行事、8月8日に航空自衛隊千歳基地開庁53周年記念行事に出席するとともに、8月28日、29日に富士総合火力演習、また、昨日は北海道大演習場における総合戦闘力演習を見学してまいりました。

次に、昨年秋から冬にかけて流行した新型インフルエンザ対策についてであります。感染力は強いものの、季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、本年10月1日以降は季節性インフルエンザと新型インフルエンザの両方に対応できる新たなワクチン接種となる予定であります。

現在、ワクチン接種の実施に向け、医療機関などと調整を進めており、今後、詳細について住民に周知を図ってまいります。

次に、本年度上半期の町税等の収納状況についてありますが、4月から8月にかけて所得税還付金9件、普通預金等15件、合計24件の差し押さえを執行し、211万1,000円の換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトを1回実施し、延べ97名の臨戸訪問徴収により200万1,000円を徴収するとともに、同時期に夜間納税相談窓口を開設し、4件の相談を実施いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者48世帯80名に対しては、国民健康保険証の短期証の交付を行い、納税勧奨をしたところであります。

次に、カムローズ市友好都市提携25周年記念事業及び第6回青少年国際交流事業についてありますが、1985年、昭和60年になりますが、カムローズ市との友好都市提携締結から25周年の記念の年を迎えたことから、両事業をあわせて実施してきたところであります。

親善訪問団は、私が団長となり、西村議長と文化団体の方々総勢14名、青少年交流団は、教育長が団長となり、中学生11名と引率者の総勢15名で8月2日からカムローズ市を訪問して、友好都市提携延長に関する盟約書に調印するとともに、今後のさらなる交流の促進を誓い、マステルカムローズ市長と改めて今後の友好関係の促進を確認してきたところであります。

また、今回新たに上富良野中学校とカムローズ市のチャーリー・キラム中学校とが姉妹校として提携する運びとなり、子供たちの国際交流が一層活発に行われ、友好のきずながさらに強まるものと期待するものであります。

カムローズ市での滞在期間中は、青少年交流団の中学生も親善大使としてその役割を立派に果たし、

お互いの文化公演などを通じて、カムローズ市長を初め多くの市民の方々と交流を深めることができました。

さらに、中高校生はホームステイ体験等を通じて貴重な経験を得たものと思われ、大いに役立つ国際派遣事業になったと感じております。

次に、協働のまちづくり推進委員会についてですが、団体推薦者9名と一般公募者4名をもって6月29日に設置し、「協働のまちづくり基本指針」と、その概要版の作成に向けて協議を重ねていただいております。

今後は、基本指針案でございますが、をまとめた段階でパブリックコメントを実施し、町民の意見を反映し、策定する予定となっております。

次に、上富良野町地域新エネルギービジョンの策定についてですが、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの補助金交付を受け、一般公募を含めた15名の策定委員を決定・委嘱し、7月28日に第1回策定委員会を開催したところであり、来年2月末までの完成を目指し、作業を進めてまいります。

次に、農業関係についてですが、これまでに経験したことがないほどの高温多湿の気象に見舞われるとともに、7月からのたび重なる集中豪雨により圃場が冠水するなどの被害が発生し、当町の主要作物である馬鈴しょやビート、豆類を初め、ほとんどの農作物で収量減が見込まれることから、出来秋が非常に厳しい状況にあると認識をしております。

既に収穫を終えた麦類につきましても、秋まき小麦で平年の8割程度、大麦では7割程度、春まき小麦に至っては平年の3割程度となっております。

水稻についても、高温多湿の影響から、一部の地域を中心にいもち病が発生し、また、8月24日の豪雨によって倒伏が広がったことから、収量の減少及び品質の低下が懸念されているところであります。

また、このような農作物被害に加え、記録的な集中豪雨によって、土砂の流入や表土の流出、層圧圃場でののり面崩壊や排水施設の損壊など、農地や農業施設にも多大な被害がもたらされました。

今後におきましては、各関係機関と連携・調整し、必要な対応を図ってまいりたいと考えておりますが、特に経営的に大きな影響を受けた被災農業者の皆様に対しましては、今後の営農に大きな支障が生じないよう、具体的な支援策の検討を進めてまいります。

次に、商工及び観光関係についてですが、7月25日に「第32回2010花と炎の四季彩まつり」を開催いたしました。当日は天気にも恵まれ、町内外から約2万人の来場者をお迎えし、ステージショー、あんどん行列、花火などの行事が予定どおり行われ、無事に終了することができました。

四季彩まつりの開催に向けて、早くからあんどんの製作を初めイベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、「ふるさと北海道応援企画」における本町のPR活動についてですが、例年、札幌大通公園8丁目に開設されるサッポロビール株式会社のピアガーデン会場において、8月6日、上富良野の地域資源や特産物などの紹介を初めパンフレットの配布など、上富良野への関心を高めていただくとともに、観光等での来訪につなげるため、関係機関の皆様との協力、参加を得てPR活動を行ってきたところであります。

次に、8月22日に開催された「町民ピアガーデン2010」についてですが、「地産地消推進協議会」が主体となり開催してきておりますが、今年度は、より多くの団体、町民の方々に参画をいただくことや、プレミアムビールのさらなる地域活用を視野に、「かみふらのプレミアムビール「四季彩」実行委員会」を立ち上げ開催され、多くの町民の皆さんに楽しんでいただくことができました。

同日以降も、応募のありました町内21の飲食店において、かみふらのプレミアムビールの消費拡大の取り組みがなされ、さらなる地域経済への振興につながるよう大きな期待をしております。

次に、国内交流事業についてですが、西小学校と姉妹校を結んでいる津市の安東小学校から10名の児童と引率教員3名が、7月21日から3日間の日程で来町され、西小学校の児童との交流会、児童宅でのホームステイ及び町内の視察研修などを通じて、両校の友好のきずながさらに深まったものと考えております。

なお、第6回青少年国際交流事業につきましては、さきに報告のとおりであります。

次に、小中学生の本年度における部活動等の活躍について報告をさせていただきます。

まず、小学生における各少年団の全道大会への出場はなかったものの、各地区大会において大いに活躍したところであります。

中学生においては、上富良野中学校陸上部15名が函館市での全道大会へ出場し、新関涼介君が3,000メートルで全国大会参加標準記録を上回り優勝し、8月20日から23日に鳥取市で開催された第37回全日本中学校陸上競技選手権大会男子3,000メートルの部に出場し、自己ベストを大幅に

更新し、6位に入賞する快挙をなし遂げました。また、9月5日に北海道ジュニア陸上競技選手権大会、兼ねてジュニアオリンピック陸上競技大会北海道選手選考会3,000メートルにおいて谷口創大君が優勝し、10月22日から横浜市で開催されるジュニアオリンピック陸上競技大会への出場権を獲得するなど、中体連の各競技において優秀な成績をおさめております。

また、上富良野中学校吹奏楽部が9月5日の北海道吹奏楽コンクールにおいて金賞を獲得するとともに、10月9日に東京都府中市で開催される東日本中学校吹奏楽大会への4年連続の代表権も獲得しており、子供たちの活躍に大きな声援を送るものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、8月26日現在、件数で9件、事業費総額で1億4,222万2,500円で、本年度累計では16件、事業費総額3億2,762万1,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成22年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成21年度5月分及び平成22年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページ

にございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件について報告を求めます。

最初に、議会運営委員長、中村有秀君。

議会運営委員長（中村有秀君） ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果報告について、次のとおり御報告を申し上げますので、御審議の上、お認めくださるようお願い申し上げます。

議員派遣結果報告書。

平成22年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成22年9月14日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、議会運営委員長、中村有秀。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進市町村行政調査。

##### 1、調査及び研修の経過。

本町議会は、平成22年7月1日、2日の2日間、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会並びに空知総合振興局管内由仁町において、「行財政改革」及び「定住対策」に関する行政調査を13名の議員で行った。

(1)北海道町村議会議員研修会。

北海道町村議会議員研修会は、7月1日、札幌市の札幌コンベンションセンターで開催され、経済産業研究所上席研究員、山下一仁氏と白?大学法学部教授、福岡政行氏の2人の講演による研修を行った。

山下一仁氏の題名「農業ビッグバンの経済学」と、次のページの 福岡政行氏の題名「政局展望」については、御高覧をいただいておりますので、省略をさせていただきます。

(2)先進町村行政調査（由仁町）。

7月2日、由仁町において、「行財政改革」及び「定住対策」の調査視察を行った。

1)「行財政改革」。

由仁町は、これまでも行政改革に取り組んでいた

が、平成3年以降に立ちおけていた社会資本の整備を図るため、駅裏に大規模な健康づくりの複合拠点施設を約17億円で建設や他会計への繰出金、一部事務組合の負担、道営土地改良事業の債務負担行為などが財政を圧迫した。

このため、平成8年度と平成14年度に行財政改革大綱を策定し、行政の簡素化、効率化に取り組むとともに、地方債現在高の増加に対応するための公債費の平準化を目的に、借り入れ条件の変更を行った。

これが地方公共団体の財政健全化に関する法律施行に伴う新たな実質公債費比率の基準の導入時期と重なるとともに、国の三位一体改革などによる地方交付税の減額も影響し、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が国の早期健全化基準の25%を超える見通しとなった。

こうしたことから、さらなる行財政改革が必要と判断し、平成19年に民間有識者9人による無報酬の行財政改革推進委員会を13回開催し、約半年で計画原案の策定を行い、平成20年3月から行財政改革がスタートした。

その後、町の決算で実質公債費比率25%を超えたため、財政健全計画を策定し、平成20年度から平成24年度までを財政再建重点期間に設定し、町税の引き上げや職員人件費の縮減、各種補助金と公共施設の利用料金の見直しなど集中改革プランを策定した。この過程において、町議会では、町村合併の議論の際に設置した「まちづくり特別委員会」で計画内容について慎重な審議を行った。

住民への説明は、町内13カ所で開催し、積極的な周知を行ったところ、計画内容に対する大きな反発はなく、計画の内容に理解と協力が得られた。

また、平成21年度から24年度までの4年間は実質公債費比率を早期健全化基準未満とするため、次のような行財政改革の取り組みを行っている。

#### (1)歳入の取り組み。

##### 税収の内容。

ア、固定資産税率は、平成21年度から現行税率1.4(標準税率)を1.6%に引き上げた。軽自動車税は、平成20年度から標準税率の1.2倍に引き上げた。

##### 税外収入の内容。

ア、戸籍等手数料は、平成20年度より50円から1,300円の幅で引き上げた。

イ、各種公共施設の使用料は、受益者負担を原則とし、施設建設の際の時代背景や所管が違うなどまちまちであったものを施設区分ごとにランクづけした基準を作成し、維持管理費や修繕費等の経費に基づき見直しを行い、平成20年度から適用してい

る。料金改定に当たっては、上限率を設定し、急激な負担増にならないよう配慮したほか、児童生徒や障がい者に配慮した減免規定とし、利用者負担の適正化を図るため、2年ごとに見直しをする。

ウ、町が所有するすべての土地や建物などの財産について今後の活用を検討した上で、将来活用しない土地建物を町民に売却処分しているが、売れ行きははかばかしくないため、広くインターネットによる競売を検討している。

また、町長専用車を売却廃止し、運転は各課の担当職員が行っている。

##### 徴収率の向上。

従来から農協のクミカン制度により徴収率は高かったが、悪質な滞納者に対し、水道、下水道料金は3カ月以上の料金滞納で5カ月を経過した場合に給水停止の措置を行っている。

#### (2)歳出の取り組み。

##### 人件費の縮減。

特別職の給与は、平成20年度から町長の給料を月額74万7,000円から52万円とし30%削減、副町長20%、教育長15%、それぞれ削減を行っている。

議会においては、議長が月額28万円から26万5,000円、議員が月額18万6,000円から17万6,000円に報酬の削減を行っている。

一般職の給料は10%から14%削減しているほか、新規職員の採用を中止し、総人件費の縮減を図っており、平成21年4月現在で普通会計職員80人、公営企業等会計職員49人、計129人となっている。

今後は、定年退職者を不補充することで14人削減し、平成25年度の当初職員数は115人の計画である。このため、最も若い職員は27歳となっている。

特に、町立病院の職員においては、看護師が不足する中、給与の削減を実施しているため、人材確保は厳しい状況にある。

##### 事務事業の見直し。

各種団体の補助金を前年度から一律20%削減し、団体に対する人件費補助10%削減を行った。また、国や道のモデル事業は、その期間が終了した時点で廃止するよう見直しを行った。

##### 各種公共施設の見直し。

町民の利用頻度が著しく低い公共施設は休廃止し、うち5施設を廃止した。

また、施設の維持管理経費の縮減のため、図書館の休館日を金曜日を除く平日の午前中を閉館とした。このほか、軽費老人ホームの民営化、指定管理者制度の積極的な導入を行うとともに、役場支所は

官民競争入札により民間委託を行っている。

## 2)「定住対策」。

由仁町における定住対策として、優良田園住宅の取り組みを調査するとともに、現地の視察を行った。町では平成7年に、全農家を対象として「農地の流動化に関する調査」を実施し、平成16年度までに約500ヘクタールの農地が遊休化する可能性が高いという結果となった。

また、過疎の解消や農地の荒廃化を防ぐ上にも農地の有効利用の検討を図ったが、農地法などの制約があり難しかった。しかし、平成10年7月、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」が施行されたため、この法律に基づく基本方針を策定し、土地開発公社が土地の分譲に取りかかり、1区画の面積が約1,000㎡から2,000㎡と、ゆとりのある居住空間の確保をするとともに、田園風景との調和などに十分配慮したものとなっている。

特に、住宅建設の希望者が集まって、建築士などの専門家によるコーディネータの協力を得ながら環境整備、区画割、土地取得、住宅建設などを決定するコーポラティブ方式により、新旧住民の相互の交流を深めている。

第1期10区画、第2期18区画、合わせて全28区画は双方とも100件を超える申し込みがあり、50代から60代を中心に、道外から2世帯が移り住み生活をしている。現在は、第3期26区画の分譲を民間事業者が行っており、モデルハウスを建設するなどし、中国人など外国からの購入もあって、現在は14区画が分譲されている。

購入価格は、土地と住宅を合わせて約3,000万円程度で、順調に分譲が進み、退職者の購入が多い。

## 2、行政調査のまとめ。

### (1)由仁町「行財政改革」。

実質公債費比率が早期健全化基準以上の26.4%となった由仁町の行政調査においては、なぜこのような財政状況になったのか、そして、その再建計画の内容についてはどうなのかとの観点で調査を行った。(上富良野町の実質公債費比率は21.1%であります)。

その内容について、前項の経過の中で記したが、その再建計画の行財政改革の内容は、歳入及び歳出の取り組みが非常に厳しい点が数々あった。

固定資産税や軽自動車税の引き上げなど、町民になかなか理解されにくいと考えるが、この再建計画の住民説明会では大きな反対がなく、理解と協力が得られたのは、放漫な行財政運営でなく、町民のための社会資本の整備等が大きな要因であり、特別職の職員の給与削減、職員定数削減、事務事業及び公

共施設の見直しを行った結果であると判断される。

こうした町長以下、思い切った給与の縮減や町長車の廃止など、みずから厳しい姿勢でこの行財政改革に取り組んだ結果、5年間の財政効果が16億1,700万円と推計され、町民に高く評価されているものと思料される。

また、行政組織においてはグループ制を導入し、課長が主査職の人事を行い、仕事の分担も常に見直しし、担当業務を変えるなど、星取表を用いて、できるだけ多くの業務に携わる工夫を行っている。これにより、職員のセクト主義がなくなったが、よい評価とそうでない評価は半々であった。

当町においても、本年度から「町政運営改善プラン22」を策定し取り組んでいるが、由仁町の第3次行財政改革大綱の各個別内容を見ると、参考とすべき点が多くあるので、今後の行財政改革の資としたい。

### (2)由仁町「定住対策」。

由仁町は、定住対策として「優良田園住宅」政策に取り組み、第1期10区画、第2期18区画の販売が終わり、現在は第3期26区画を造成し、既に14区画が販売された。

定住対策は、それぞれの市町村でさまざまな手段、内容によって策定されているが、由仁町の第1期、第2期の造成事業内訳を見ると、第1期、支出6,277万4,000円、収入5,787万9,000円、差額489万5,000円。第2期、支出3億1,835万6,000円、収入3億728万1,000円、差額1,107万5,000円となっており、第1期、第2期とも支出が収入を上回っているが、土地や建物の固定資産税や定住による町道民税など町税増収及び定住住民の経済効果が見込まれ、町への波及効果が期待できると考えられる。

また、遊休農地の活用、人口増加策、町民税等の増収策として事業が行われているが、住民基本台帳によると、平成12年3月、7,061人、平成15年3月、6,992人、平成21年3月、6,242人であり、人口減が続いている遊休農地の活用は図られると判断する。当町の定住対策は、教員住宅を定住用に転換を図るなど取り組みを進めているが、自然に恵まれた地形による自然景観を生かした、官民一体となった積極的な定住対策を推進すべきと考える。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 次に、議会広報特別委員長、和田昭彦君。

議会広報特別委員長(和田昭彦君) ただいま上程されました議会広報特別委員会議員派遣について、8月25日から3日間、実施いたしました。

以下、朗読によって報告いたしますので、了承くださいようお願い申し上げます。

議会広報特別委員会議員派遣結果報告書。

平成22年第2回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成22年9月8日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、議会広報特別委員長、和田昭彦。

記。

#### 1、調査の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究のため、平成22年8月25日から27日までの間、北海道町村議会広報コンクールに入選している先進市町村の大空町議会及び音更町議会において調査を行った。

#### 2、調査の結果。

##### (1)大空町議会広報編集特別委員会。

調査テーマ、議会広報の編集について。

町の概要、人口8,180人、3,143世帯。平成22年5月末現在です。

調査の概要。

創刊年月日、平成18年9月22日。

名称、議会だより。通称、おおぞらざかい。

発行回数、年4回。2月、5月、8月、11月の末日発行。

発行予算、121万円。1部当たりの単価は、約88円となっております。

発行部数は、3,450部。

発行要領等、大空町議会広報発行に関する要綱(平成18年7月25日)、大空町議会だより編集方針・編集基準(平成18年7月25日)、大空町議会広報誌有料広告掲載要綱(平成19年11月19日)。

大空町は、平成18年3月31日に合併した町であり、「公正・真実」の原則から、できるだけ本会議の発言を簡潔明瞭な表現で掲載するとともに、議会報告会で説明をするなど、町民に読んでもらうための編集発行に努めていた。

議会広報の編集方針は、公正真実を原則とする。議員みずからが責任を持って当たる。論議過程など生の場面や議会活動全体の動きを伝える議会だよりとする。記事の重点化、要約化により、見やすく読みやすい紙面とする。大きい課題など問題提起型の企画記事の掲載に努める。できる限り早期の発行に努めるとし、発行されていた。

編集基準は、表裏面をフルカラー刷り、その他のページは1色刷り、写真は町の広報担当者撮影の写

真を使用していたが、できるだけ子供や人が写っているものを採用して、町民の目を引きつけるようにされていた。また、写真、囲み、寄せ、イラスト、一口メモ等を使用して、紙面構成やインパクトを重視した、町民に読みやすい、わかりやすい、親しみやすい紙面構成に努めていた。

一般質問の記事は、一議員当たり1.5ページ(1,600字以内)で、より詳しく掲載されており、内容は質問議員が選択して事務局に申し出て、事務局が原稿を作成していた。

予算、決算一般議案等の討論記事は、議員氏名を表記して、どの議員の発言かをわかるようにしていた。

大空町議会では、事務局が原稿案を作成して印刷会社へ送付し、印刷会社がレイアウト作成した紙面を3回の委員会で校正し、最終校正の原稿を議長から承認を受けてから発行していた。

平成19年11月からは、町民サービスの向上と関連経費の節減を目的に、民間事業者等の有料広告を議会広報に掲載していたが、実態としては現在まで2件のみの広告掲載であり、応募数が少ないことが課題であった。有料広告は、一口3,000円、1枠は、縦10センチ、横8.45センチの大きさ。裏表紙の最下段に掲載している。

また、広報編集以外の広報活動として、テレビ中継や議会ホームページの編集もしていた。

##### (2)音更町議会広報特別委員会。

調査テーマ、議会広報の編集について。

町の概要、人口4万5,562人、1万9,049世帯(平成22年6月末)。

調査の概要。

創刊年月日、昭和47年12月。

名称、音更町議会だより。

発行回数、年4回。4月、7月、10月、1月の町広報発送日に発行。

発行予算、年286万5,000円。1部当たりの単価は、約48円となっております。

発行部数は、1万4,800部。

音更町議会は、平成12年3月に議会だより見直し大綱を策定して、議員みずからが責任を持って編集に当たる。論議経過など生の場面や議会活動全体の動きを伝える。記事の重点化、要約化を進め、見やすく読みやすい紙面とする。議会側の一方通行ではなく町民参加型の双方向性の紙面とする。大きい課題など問題提起型の企画記事の掲載に努める。早期発行に努める(定例会後の1カ月)の6項目を編集方針として、各会派から選出された4名を含む委員5名体制で編集発行されていた。

音更町議会広報は、表裏面が2色刷りであり、表紙は季節感、話題性があるもので、特に町民（人物で動きのある）の写真を意識的に採用したり、町民の声（企画記事）を掲載して、町民の目を引きつけるようにされていた。

さらに、議会広報のモニター制度を実施して、広報発刊ごとに回答を得ていた。モニター5人、男性3人、女性2人。委嘱期間は1年、謝礼は年間5,000円ということです。

一般質問の記事は、1議員当たり0.5ページ（200文字以内）であり、質問項目数を1から2項目までと制限していた。

議会広報編集の向上のため、北海道新聞、じゃらん北海道の民間誌記者との勉強会により、紙面レイアウト、見出し、写真の使い方などを、町民が読みやすいよう、議案等の内容を極力要約した簡略記事とされ、特に写真を大きくして、人物が写っている写真の角を丸めるなど工夫していた。

一般質問の議会日程中に休憩時間をとって、傍聴者から議席で質問（3分以内程度）をいただき、理事者席に副議長、各常任委員長が着いて答弁する「議場でひとこと」という企画で町民との意見交換を行い、その内容も議会広報に掲載していた。（一般議員、町長、各課長等は、傍聴席でその様子を観覧している）。

また、町長の行政報告と執行方針を必ず掲載していることや各党派の視察研修の報告などもあり、我が町とは違う点も多いが、読みやすくわかりやすい面を重視している基本姿勢は同じであった。しかし、基本方針の中で議員みずからが責任を持って編集に当たることとしながらも、議会事務局が大半の原稿作成作業を行っている点は、我が議会広報とは違っていた。

音更町は、帯広市のベッドタウンとして年間約600人の人口が増加しているが、職場と居住地が違うことなどから町内会加入への意識が薄く、加入率は約70%であった。議会広報は、町広報と一緒に町内会長に発送し、町内会を経由した配布のため、加入世帯のみにしか配布されておらず、そのため発行部数が町の全世帯数よりも少ない実態であった。未加入世帯へは公共施設やコンビニエンスストアに10部程度設置してフォローしていた。

まとめ。

今回は、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会と連動した先進地調査としなかったため、この調査に先立って、本委員会として全国町村議会広報研修会（平成20年2月）のビデオによる自己研修を行ってから北海道町村議会広報コンクールに入選している大空町議会と音更町議会の取り組みを調査

した。

両町議会の広報委員会とも新人議員が多数を占め、編集作業は事務局と共同した中で進められ、我が町議会広報のように記事の抽出、原稿作成、取材・写真撮影のすべてを広報委員が主体となった編集ではなかったが、議員みずからが責任を持って編集に当たり、読みやすくわかりやすい、町民と議会を結ぶ広報誌を発行する姿勢は共通のものであった。

この調査によって、議会広報にとって基本的に必要な編集方針、企画の立て方、記事の書き方、文章・用語・表記、レイアウトなど議会広報のあり方について再認識した。

議会広報は、一般質問、議案と審議、議会活動、住民登場の記事を柱として構成し、議決結果や議案内容の説明だけでなく、審議内容や経過など質疑や討論の記事を公開する紙面づくりに努めなければならない。特に住民の顔や声が出るような企画紙面に心がけ、具体的に記事を読んでもみたくなるような見出しづくりと、簡潔明瞭でわかりやすく正確な文章で編集された議会広報を追求していかなければならない。

議員がつくる、読みやすく、読みたいような議会だよりを基本姿勢とし、ありのままに、住民とともに、わかりやすい議会広報誌の発行に向け、さらなる研究と努力が必要である。

以上です。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査報告の件について報告を求めます。

総務産建常任委員長、岩田浩志君。

総務産建常任委員長（岩田浩志君） ただいま上程されました報告第3号委員会所管事務調査報告の件は、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

なお、各表については、既に御高覧いただいているものとし、朗読を省略して進めてまいりますので、御了承賜りたいと存じます。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成22年9月6日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、総務産建常任委員長、岩田浩志。

記。

調査事件名、地域コミュニティづくりについて。

#### 1、調査の経過。

平成21年12月16日に開催された平成21年第4回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託され、平成21年に1回、平成22年に10回、委員会を開催するとともに、平成21年11月23日から27日にかけて先進市町村行政調査も行った。

調査経過は別紙のとおりでございます。

#### 2、調査の結果。

##### (1) コミュニティを支える町民の減少。

上富良野町の人口は、少子化・高齢化の進展に伴い、平成22年3月31日時点の人口構成比で見ると、年少人口（ゼロ歳から14歳）で13.9%、生産年齢人口（15歳から64歳）で61.0%、老年人口（65歳以上）で25.1%となっている。

さらに、人口と世帯を平成7年の国勢調査時点と比較すると、市街地区で201人の減、593世帯の増、農村部で793人の減、9世帯の減、合計で994人の減、584世帯の増となっている。

このデータから、地域コミュニティの基盤となる生産年齢人口が年々減少し、1世帯当たりの人員も2.53人まで減少している。

また、人口が減少しているにもかかわらず世帯数が増加しているデータからは、親子での同居世帯の減少や高齢者世帯の増加などにより、核家族化が進行している実態がうかがえる。

##### (2) 地域コミュニティとは。

自治基本条例でのコミュニティの定義は、「地縁に基づく団体や、目的に基づく団体、さらに町民相互のつながりも含めたもの」と規定されているが、町民は、コミュニティと言われる以前から、防犯、防災、子育て、高齢者などいろいろな地域課題は、御近所の人たちの助け合いでうまく解決しており、昔から言われている「御近所づき合い」と言ったほうが町民には理解されやすい。

地域コミュニティとは、日常生活での触れ合いや地域での共同活動と経験を通して生み出される連帯感や共同意識によって信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をそこに住む住民の力で自主的に暮らしやすくしていく地域社会である。

この「御近所づき合い」が昔に比べて少なくなっていることが地域コミュニティづくりの根本的な課題と考え、委員会として初めてワークショップ形式により福祉、子供、防災、行事、葬儀などの項目で

本町の現状課題と解決方を協議した。

ワークショップ整理表は、別紙のとおりでございます。

本委員会としては、町民の価値観の多様化に伴い地域の連帯感が少なくなっていることや、本来地域が持っていた高齢者の介護や子育て家族への支援、防犯・防災活動など地域における日常のさまざまな課題を町民みずからで解決する相互扶助の低下、及び少子高齢化による生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、地域を支える人口の減少や構成などの基盤変化を現状課題ととらえ、地域コミュニティづくりの活性化が必要不可欠であると考えます。

##### (3) 上富良野町総合計画におけるコミュニティ。

第5次上富良野町総合計画のアンケート調査（平成19年6月実施）では、町民はコミュニティの重要性をとらえているが、満足度は高い評価とはなっていない。また、町総合計画の施策目標と主要施策をコミュニティづくりの今後の展開で見ると、下記表のとおり、大分類ごとに4項目の施策目標を上げている。

本委員会は、協働のまちづくりをメインテーマに、この施策目標を推進する事務事業の先進市町村行政調査として、大分県の大分市、由布市、玖珠町及び熊本県阿蘇市の行政調査も行った。

調査結果は、平成22年第1回定例会で報告したとおりでございます。

##### (4) 町の取り組みと課題。

町は、自治会活動推進事業として地区集会施設の管理を住民会に委託したり、協働のまちづくりと各地域における自主的な判断に基づく住民自治活動の推進を目的とした「住民自治活動推進交付金」により各自治会の運営を財政支援している。

「住民自治活動奨励事業補助金」については、大分県大分市事例の自治会が行う地域コミュニティの再生及び地域のさまざまな課題解決を図るための事業を支援する「ご近所の底力再生事業助成金」、同県由布市事例の多種多様なソフト事業が町民により企画提案実施され、事業を特定しない統合型の「地域活力創造事業補助金」のように、もっと具体的な事例などを町民に周知して利用を促進する必要があり、その活用についても定期的に自治会のニーズを把握して、時代に即応した見直しも必要と考える。

また、地域生活安全対策事業としては、町生活安全推進協議会に対する財政支援と事務局配置を、町内会等に対しては、商業振興、交通安全及び防犯を目的に設置されている生活灯の電気料金の財政支援を行っている。

町は、平成22年から自治会の活性化や協働のまちづくりを推進するため「広報かみふらの」特集記



事により町民に周知しているが、行政における地域リーダーの育成や行政支援は決して十分とは言えない。

町は、福祉・子育ては保健福祉課、防災は総務課、防犯・交通は町民生活課というように担当課ごとに区分して事務事業を執行しているが、住民会、町内会、農事組合は、それらをトータルで行っているため、地域住民の自主的な取り組みに対する行政支援のあり方が十分とは言えない。

郡部地区の課題は、住民会が主に農業者で構成されており、町民の異動が少なく、離農、後継者不足など、人口減少により人材の確保が困難になっていることであり、一方、市街地区の課題は、町民の異動やアパートなど集合住宅が多く、町内会未加入世帯など、隣近所のつき合いが郡部と比較して足りないことである。

自治会の役員は、行政と町民をつなぐ地域づくり現場の中心的な立場にあり、行政と相談したり、地域住民と協力しながらコミュニティ活動を進められているが、地域の抱える課題そのものが福祉、医療、教育、防災など、より身近な地域社会レベルに変化してきていることや、地域コミュニティ活動を進める役員が1年から2年で交代することや、地域人口の減少や高齢化により、次の担い手をなかなか育成できないことが総体的な課題である。

行政や地域リーダーは、地域コミュニティづくりをコーディネートする役割を担っており、地域づくりの後ろ盾となって町民が集まる場所づくりやそのきっかけをつくれれば、あとは町民みずからが集って、触れ合いを楽しんだり勉強したりして、地域課題やその解決方法を話し合うことにつながると考える。

また、より活発なコミュニティづくりを促進するため、先進的な取り組みをしている住民会等の活動を地域情報として共有する発表の場の設定や、先進的・優良的な住民会等を「協働のまちづくり表彰」として表彰することにより、地域コミュニティの活性化につながると考える。

郡部地区、市街地区が抱えている課題は、地域の実情によりそれぞれ違っていることから、画一的な制度設計による行政支援では課題解決は困難であり、実態を十分に把握して、それぞれの課題解決に対応するよう、よりきめ細やかな行政支援が必要である。

### 3、まとめ。

地域コミュニティづくりの活性化は、できるだけ多くの町民の自主的な参加や幅広い世代の参加により、町民みずからが地域の課題を解決できる仕組みをつくるため、行政による地域リーダーの育成が最

も必要である。地域づくりは、その地域を知ることが大前提であり、地域の歴史を知った上で、その特性、環境、行事、産業、そしてさまざまな団体や人材等の多様な分野を把握して、地域の可能性を見出しながら将来の方向性を示唆していくことが必要であり、そのためにも地域リーダーの育成に努められたい。

しかし、地域リーダー単独で地域課題のすべてに対応することは不可能であり、専門家とのつながりや町内外の人たちのネットワークのきっかけを行政としてサポートしていくべきである。その手法の一つとして、町は、町職員を各自治会に地域担当職員として配置し、行政と地域のパイプ約として、「まちづくりサポーター」となって地域の協力支援をする。このことは、地域コミュニティを活性化する上で大変有効な取り組みと考える。また、行政の窓口体制においても、各自治会の課題をすべて調整できる窓口の設置と担当職員の体制整備が必要と考える。

また、自治会への補助制度は、継続的に広報等でその活用事例や補助内容などを周知するとともに、定期的な見直しを図られたい。

昨今、今までにない局地的な集中豪雨による大雨災害、また、十勝岳の火山性微動が観測されており、自主防災組織の活性化が一層求められている。

現在、幾つかの住民会では、自主防災組織の活動の中で、地域における災害要援護者の名簿作成が進められている。災害に備えて、だれがだれを手助けするか、だれがだれの安否確認をするのかなどを地域の町民みずからが協議して、役割分担と名簿を作成している。

このように、先進的な取り組みを行っている自治会があるものの、自主防災組織の現状は、設置後、年数が経過し、実際には機能していない組織も多い。町として先進的な取り組みを参考に、自主防災組織の活動が全町同じ活動レベルになるよう、自主防災組織の再編と、災害時に即応できるよう、自主的な活動及び防災訓練への行政支援を早急に取り組むべきである。また、再編するだけでなく、毎年度更新していくことが重要であると考えられる。

このように、単に災害に備えた体制づくりだけではなく、自主防災組織の充実を図ることなどをきっかけにして、日ごろから行える「御近所づき合い」の見直しが地域コミュニティづくりの活性化につながるものと考えられる。

いずれにしても、自分たちの地域は自分たちで守り、みずからの意思と判断と工夫によって、町民が主体となった特色ある地域づくりや、地域それぞれの課題の解決に向けた実践的な住民活動を促進する

ため、自治基本条例で規定しているコミュニティの充実や地域コミュニティと町のかかわりを、本年度策定する「協働のまちづくり基本指針」に基づき、町民との十分な情報共有や協力関係を構築し、地域住民の自主性を尊重した支援体制の確立、さらには行政内部の意識改革を具体的に進めていく必要がある。

「四季彩のまち・かみふらの - 風土に映える暮らしのデザイン - 」を将来像と定めた第5次総合計画により着実に実行し、町民にとって「住み続けたいまち」となるまちづくりを進められたい。

以上、総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

委員会の調査した報告書について、十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

#### 日程第7 報告第4号

議長（西村昭教君） 次に、日程第7 報告第4号平成21年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について、報告を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（服部久和君） ただいま上程いただきました報告第4号平成21年度上富良野町教員委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年に改正され、同法律第27条1項の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、公表することとなったところであります。

以下、平成21年度上富良野町教員委員会点検・評価報告書の概要について説明いたします。

1ページをごらんください。

報告書の目的は、教育委員会の責任体制の明確化を図り、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、教育に関する事務の管理及び執行に関する状況をみずから点検・評価を行ったところにあります。

次に、点検・評価の内容であります。内容は、平成21年度教育行政執行方針にお示ししました事業の実績をまとめ、内部評価を行い、教育に精通し

ている学識経験者の意見を聴取し、今後の課題や対応策をまとめ、本報告を作成したところであります。

町民の皆様への公表につきましては、本議会が終了後に、冊子として役場情報コーナーに置き、閲覧していただく予定であります。

評価に当たっては、教育委員会会議や教育委員協議会等の教育委員会の活動状況について3ページから10ページに記載し、11ページにて教育委員会みずからの評価を述べさせていただいております。また、12ページから69ページにわたり、平成21年度教育行政執行方針にお示ししました56事業を対象として、達成度、効果度による評価と、それをもとに総合評価を行ったところであります。

評価の結果としては、2ページの第1表から第3表に記載のとおりであります。

なお、3ページ以降につきましては、御高覧いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。

以上、平成21年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の概要説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第8 報告第5号

議長（西村昭教君） 次に、日程第8 報告第5号平成22年度（平成21年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について報告を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました報告第5号平成22年度（平成21年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成21年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は19.7%、将来負担比率は109.2%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じてございません。各比率は、いずれも早期健全化比率を下回っており、健全化段階に位置づけられております。

以上、報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

10時半、再開といたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

議長（西村昭教君） それでは、会議を再開いたします。

#### 日程第9 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町の一般行政について、さきに通告をいたしました3項目について一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、子宮頸がん予防のワクチン接種についてお尋ねをいたしたいと思います。

子宮頸がんは、国内では年間1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡していると報道されております。10代前半でワクチン接種をすれば予防が可能な唯一のがんとされて、日本産科婦人科学会は、特に11歳から14歳にワクチン接種を勧めております。

ワクチン接種と検診を組み合わせれば、子宮頸がんは大きく減らすことができると言われております。

ワクチンは、3回接種して初めて十分な免疫ができる。1回の注射で費用は1万5,000円から2万円、3回合計で5万円前後が必要とされております。その接種を公費で全額または助成する市町村がふえており、北海道保健福祉部健康安全局、健康づくりグループによると、道内179市町村のうち41市町村で公費助成を決め、6町は既に助成を始め、23市町村が本年度実施を予定し、12市町村が来年度以降予定をしております。

このほかに69市町村が実施を検討していると、健康づくりグループに照会をしたところ、そういう回答でありました。

上富良野町で生まれ育ち、住んでいる女性、または住んでいた女性が子宮頸がんを発症させないため

にも、10代前半でのワクチン接種費用を町費負担で計画的に実施すべきと考えます。

当町の小中学生の女子在籍数各学年の平均は54名であり、単年度に一学年生徒を全額負担5万円で接種実施には、270万円の財政措置でできます。国、道の動向を含め、町長の決断ある見解を求めます。

次に、2項目め、町の情報共有できない町内会未加入者対策についてお尋ねをいたします。

上富良野町自治基本条例は平成21年4月に、まちづくりの三原則は、「情報共有」「参画と協働」「自助・共助・公助」として施行されました。このまちづくり三原則の推進は、住民が居住する町内会、そして住民会に加入されることが住民としての情報共有、地域の住民協働による安心・安全なまちづくりの原点でもあります。

町内会加入状況は、平成22年、広報かみふらの6月号に、平成22年3月末で86.4%とされており、全道の町村の町内会加入状況は92%で、当町の加入状況は約6%下がっています。町内会未加入世帯13.6%を世帯数で見ると、600世帯以上になっております。

町の各種情報は、さまざまな手段と方法で周知されていますが、そのウエートを大きく占めるのが住民会、町内会を経由しての各戸の回覧、配布される広報かみふらの、議会だよりを含めた町の情報であります。町内会に未加入のため、町内会の回覧や配布はなく、情報共有ができない世帯が約600ある現状に対し、町内会、住民会等は自主団体であるからと放任できない問題であります。

町も、上富良野町行政運営改善プラン22で自治会組織の支援を掲げて、具体的な取り組みとして自主活動の支援の4項目があるが、関係住民、町内会と個別対策を含めた町の方針について伺います。あわせて、広報かみふらの等の町内会長等への配達体制についてお伺いをいたします。

次に、3点目、上富良野町生活灯のLED化についてお尋ねをいたします。

上富良野町の生活灯は、商業振興に寄与し、交通安全、防犯等で町並みに配慮された第1種生活灯は142基あり、電気料の70%を町が補助しています。第2種生活灯は、地域の交通安全及び防犯を目的として840基があり、電気料の50%を町で補助をしています。

国及び道は、地球温暖化対策及び二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減に取り組みを始めております。町も、上富良野町地域省エネルギービジョン、上富良野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成2

2年2月から3月に策定し、その実践を進めております。

発光ダイオード（LED）を使用した防犯街路灯は、白熱電球の40倍、水銀灯の5倍の6万時間の長寿命で、1年間の電気料は50%から60%節電効果が高いとされております。

生活灯のLED化は、初期の投資はかかるが、長寿命、省エネとCO<sub>2</sub>削減に貢献するとともに、生活灯電気料の町補助金と町内会負担が大幅に削減されるので、生活灯の計画的なLED化の取り組みを速やかに進めるべきと考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

以上です。

議長（西村昭教君） 次に、町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの子宮頸がん予防のワクチン接種に関する御質問にお答えいたします。

全国的に、近年、20ないし30歳代の子宮頸がんが増加しており、その予防の重要性が増してきている現状にあります。

昨年12月に子宮頸部がんの原因であるヒトパピローマウイルス感染を予防するワクチンが国内でも承認販売され、国におきましては平成23年度予算概算要求に、10歳代のワクチン接種を実施する市町村への一部助成が盛り込まれており、北海道においても7月に知事が記者会見において、助成を前向きに検討するとの見解を示しているところであります。

町におきましても、ワクチン接種で防げるがんの予防並びに次世代を担う子供たちの体を守るために、子宮頸がん予防策として、国の報告等も参考にしながら、来年度実施に向け、接種対象者、接種方法、助成内容等の検討を諮りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2項目めの町の情報共有ができない町内会未加入者対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の上富良野町町政運営改善プラン22の自治会組織の支援の自主活動への支援に関する4項目の対策と町の方針についてであります。自主活動の支援の取り組みとして、1項目めの自主管理、運営、活動のための支援ですが、自治活動推進交付金、自治活動奨励補助金、各施設管理委託料、分館活動補助金などの助成をするとともに、個別の事業等について情報の提供や相談等により支援をしております。

2項目めの他の地域活動情報の提供ですが、昨年、町広報誌で住民会活動の紹介を行いました。

これらの活動を継続して紹介したり、住民会長懇談会を住民会と町の情報交換の場として定期的に開催しております。

3項目めの自治会加入推進への協力ですが、議員の御質問にあるように、町内会、そして住民会に加入いただき、広報誌を配布し見てもらうことは、住民と町とが情報を共有して、協働のまちづくりをする原点であります。

当町では、町内会加入率が全道の町村平均と比べて低いことは議員御指摘のとおりであります。これまでも住民会長、町内会長から、ごみ分別の問題等で町内会未加入者の加入を町が推進するよう意見をいただいたこともあり、町では、ことし4月に町内会加入を勧めるチラシを作成して各町内会に加入促進の御協力をいただき、さらに6月10日号の町広報で町内会加入を推進する記事を掲載し、チラシの活用をお願いしたところであります。

これまで住民会・町内会6団体と駐屯地に合わせて360枚程度お届けし、一部の町内会からは町内会加入者がふえたというお話をいただいておりますが、まだまだ全町に広がっていないのが現状です。今後、町内会未加入者の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

また、転入者への対応として、総合窓口班で住民会・町内会への加入チラシを含め、ごみ収集カレンダーやごみ収集の手引きや町の情報を記載したチラシ、冊子などを配布しております。

今後とも、町内会加入推進に努力していきたくと考えております。

4項目めの自治会広報の企画、発行支援につきましては、現在、住民会、町内会からの支援依頼はなく、今後、自治会等による広報活動が行われますよう啓発してまいりたいと思っております。

次に、2点目の広報かみふらの等の町内会長への配達体制についてであります。職員に広報お届けボランティアとして各町内会に配布の協力をいただいております。現在、124件中49件、約40%が職員等39人により配達しているところであります。これ以外は町内の運送業者に委託しており、今後も職員による広報お届けボランティア制度を推進していきたくと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの生活灯のLED化に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありますように、町では昨年度、上富良野町地域温暖化対策実行計画及び上富良野町地域省エネルギービジョンを策定し、今年度は上富良野町地域新エネルギービジョンを策定中でありま

これらの計画書は、現在、世界各国で温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みが強化されている中で、我が国の地球温暖化対策に対する取り組みについての基本的な方針に基づいて町として定めたものであり、2020年までの温室効果ガス排出量削減の目標に対して、町が取り組むものと町民の皆さんや事業者の方々に協力していただくことを明記し、三者が共同して上富良野町の温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくこととしております。

生活灯の計画的なLED化への取り組みにつきましては、こうした地球温暖化対策の一つの方法として、高い環境性能で地球環境保護に貢献するものと思っております。

今後、国の補助制度を含め、LED照明への転換を図っていけるよう、事業実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、子宮頸がん予防のワクチン接種の関係でお尋ねしたいと思います。

上富良野町の信金だとか公民館に、北海道保健福祉部の健康安全、健康づくりグループで、子宮頸がんは予防できるというパンフレットがあります。それで、何枚どうかということを知りたいのですけれども、一応聞きたいのは、このパンフレットを見て、町民が保健福祉課か、もしくは町立病院に、それらについてどうなのかというような照会等があったかどうか、ちょっと確認したいと思っております。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

子宮がん予防のための普及啓発のチラシにつきましては、町のほうに富良野保健所のほうから50枚送られてきております。それ以外の信金ですとかほかの場所につきましては、ちょっと後ほど保健所のほうに確認したいと考えていますけれども、直接送られたのではないかと思います。

町のほうの4月27日に送られてきましたチラシにつきましては、かみんの中に、皆さんに持って帰っていただくチラシとしまして掲示しております。

住民からの問い合わせにつきましては、このチラシを見ての問い合わせというのは、町のほうには現在のところありません。町立病院についてもないということで聞いております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、僕は上富良野町に何部来ているのかと聞こうと思っていたのですけれど

も、これはとって思っていたのですけれども、50枚が来ているということで、かみんで一応、それぞれお持ち帰りいただくように置いてあるということでございます。

それで、北海道の健康づくりグループが全体的に実施をしている、実施を検討している、本年度実施、23年度以降徹底、全部で110市町村、179町村からいけば61%がそういう動きがあるので、すけれども、この道の調査について、私が健康づくりグループに直接照会をしたところ、上富良野は110市町村の中に入っていないということなので、実際に道の調査に対しての報告はどうだったのか、ちょっと確認をしたいのですけれども。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

調査の時点におきましては、まだ内部の中で実施に向けて体制をどうするかというふうな検討は行っておりませんでしたので、まだ未検討中であるということ御報告しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） わかりました。

それで、子宮頸がんの予防ワクチンの接種の自治体の状況をちょっと確認をしてみました。

この前、上川総合振興局に入った幌加内町は平成22年4月1日から実施をし、全額町が負担と。3回分で4万3,744円ということで、既に1回目、2回目は接種済みです。というのは、1回接種して、1カ月置いて2回目、その後、5カ月置かないと接種ができない状況になっているので、今、幌加内はそういう状況で、中学校の1年生から3年生、人口が1,790人だから、全体の接種人員は16名ということでお話を聞きました。来年は、新1年生が入れば、その都度、順次やっていくというようなことです。

それから、東神楽町は、ことしの7月1日から実施をしています。これは6月補正ということで、半額助成、そして8,000円を上限としているということです。対象者は中学校1年生から3年生まで、合計接種人員は162名ということで、来年度以降は小学校6年生ということです。

それから、斜里町、これは人口が1万2,846人で、うちと大体似ています。これは、ことしの4月1日からやっております。全額負担ということで、3回分で4万円ということで、町立病院の院長先生が、特にこれは必要だということで町の理事者にも説得をして、4万円ということでやっております。対象人員が48名ですけれども、接種人員は

46名ということでお聞きをしております。

それから、あと、下川町、これは、ことしの10月1日、今回の9月補正でやって、全額負担ということで、3回分で4万3,140円、これは名寄市立病院に聞いて、同じ値段段ということで、対象者は中学1年生から3年生と。もう一つ特徴的なのは、19歳になったときということでやっているのですね。そういうことで、対象数は40名ということとなっております。

それから、南富良野町は来年の4月1日ということで、23年の3月定例で提案準備中ということですが。基本的には全額負担で、3回分で5万1,000円ということで検討しております。それで、中学1年生から大学生までを対象ということで、一応、対象人員は100名というようなことを考えているということでもあります。

したがって、全道各地で、今、110町村が、約60%以上の町村がやっているということなので、できれば私は、ことしの12月にでも補正をして、何とかやっていくような方法がとれないかなということですが。

そして、生徒数を見れば、今、上富良野に住んでいる中学3年生は54名、2年生59名、中学1年生が50名、合計163名で、平均すれば1学年54名。それから、小学校の6年生は53名、5年生は58名、4年生は63名、小学校3年生は54名、2年生は62名、1年生は48名と、いずれにしても平均54名から56名ぐらいということですので、私はできれば、これらについて真剣に取り組んでいただくというのは、来年度からと検討中なのは、恐らく国、道の動きを察知してということかなという感じがいたします。

国は特別枠で、厚生労働省は150億円、それから、道は女性知事として初めて誕生だから、そういう立場で大きな理解を示して、何とか実施したいというようなことを言っております。

それで、町立病院の事務長を介して富良野協会病院に調べていただきました。富良野協会病院はどのぐらいでやれるのかと。そうすると、子宮頸がん予防ワクチン、接種料は1回1万4,490円とっておられると。そして、これは税込みでして、3回接種すれば4万3,470円と。それで、町立病院の事務長に、薬の原価というか単価は何ぼかということで確認しましたら、1万2,000円だということです。それに処置料と、それからもう一つは消費税を含めれば、大体このような金額になっていくのかなというような気がいたします。そうすると、下川町が名寄市立病院に借りた4万3,140円と、それから協会病院では3回で4万3,470円、大

体似たような数字でないのかなと。

私はそういうことで、上富良野中学校の、例えば3年生が54名だった場合、協会病院の価格でやれば23万4,738円で済むわけです。ですから、何とかこれを12月の補正でも、国、道が認めたら、それではうちも取り組むではなくて、できれば先取りをするような形で取り組んでいただきたいと思うのです。

それで、その関係で、やはり町長の決断をということで、私は冒頭、一般質問の中で申し上げましたけれども、その関係について、再度、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の子宮頸がん予防ワクチンの接種に関します御質問にお答えさせていただきます。

全道のそれぞれ市町村の動き等については、ただいま議員からお話があったとおりと私も理解しております。

まず、基本的な部分で申し上げますと、12月の補正で明年度に対応できるようなという御意見もございましたが、いつ皆さん方に御判断いただくかということとはまた別といたしましても、基本的な部分で、平成22年度から、この予防ワクチンを町も応援して、支援をして、実施していただくような体制を整備するということの基本的な考えは、私の気持ちの中ではかためておりますので、どういう形で議会のほうにお示しするかは別としても、22年度中には対応できるというような運びを想定しております。

また、あわせまして、対象年齢をどこで設定するかと、あるいは接種場所だとかということの詳細については少しお時間をいただいて、国の動きを検討するという御答弁もさせていただいておりますが、それによって方針を変えるとか、そういうようなことには至りませんので、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長の前向きな答弁をいただいたのですが、接種方法で、言うなればそれまでに至る段取りがいろいろあるということをお聞きしました、実施しているところ。というのは、議会で決めたわ、今度は子供たちへの説明もしなければならぬ。そうすると、小学校の高学年では理解が無理だから、やっぱり中学生だと。それと、今度は父母への説明会をしなければならぬ。そういう段取りがあって、最終的に学校側と、今、町長の言う接種場所をどこかということも含めてい

けば、ある程度、接種終了するまでといったら、七、八カ月かかるのですよ。

そうすると、極端ですよ。今、町長が、23年度予算ということになって、今、中学校の3年生が卒業して何年か後、子宮頸がんになったということも当然、病気のことだから予想されます。できれば僕はやっぱりそういうことも踏まえれば、やっぱり次世代への担う子供たちの健康を守るという趣旨からいえば、やっぱり子供を産み、育てるといふ本当に大きな母胎を持つ女子生徒ですから、できれば一刻も早く、僕は取り組んでほしいという気持ちをいたします。

それで、その準備段階でもかかる、それから、最終的に第3回目といったら、1回目から6カ月かかりますからね。そういう関係を含めると、なお僕は早目をお願いしたいということで、再度、町長の答弁。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の子宮頸がんワクチンについての御質問に再度お答えさせていただきますが、実は議員お説のような、そういう、ある程度一定の時間が前段で必要だということもあります。さらに、こういうワクチン接種の宿命と申しましょか、新しい仕組みの宿命と申しましょか、どこかで1回、線を引かなければならないという、そういうつらさもあるわけでございまして、実際、現場ではもう既にそういう情報収集をいたしておりますので、決定に至った後については速やかに実施できるような体制を想定しておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかに質問ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、2項目めの町の情報を共有ができない町内会の未加入者対策についてです。

それで、現実の問題として、今、町内会の未加入者の数字は何ぼなのか、まず確認をしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

6月の広報で掲示いたしましたけれども、現在、町内会の未加入率は86.4%ということで、約5,300世帯ありまして、そのうち自衛隊の営内者、またラベンダーハイツの入所者等を除き、また、各アパートとかマンションに入っている方を除いた人数でございます。それで、正確に何名ということではちょっと把握してございませんけれども、そのよ

うなことで計算した数字でございます。（発言する者あり）ごめんなさい。それらの方を除いた方で、加入率が86.4%ということでございます。

9番（中村有秀君） 世帯数で何ぼ。

町民生活課長（中田繁利君） 世帯数で約600世帯と把握しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） これは基本的なことで大事なことなので、私も一度、いろいろな資料を見て調べてみました。例えば町の広報の配布数、22年4月現在、新しい町内会長ができて、各町内会ごとに一覧表があります。その配布数は4,148になっております。住民の基本台帳、平成21年9月30日に住民会自治活動推進交付金、この中には自衛隊の南町4丁目の関係も入っていませんし、その数字が4,701なのです。この基準によって自治交付金が算出されております。そうすると、4,701引く4,148、そうすると、666名になるのですね。

それから、例えば広報の配布数と住民基本台帳の感じていきますと、553という感じが出てきますし、それから住民会の世帯数、住民会長の名簿の中に何町内会があるということが書いてあります。その差を引くと113世帯なのです。非常に、実態として、いずれにしても、今、課長の答弁の600前後というのは間違いなく住民会に未加入の関係なのです。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、広報がみふらののお知らせ版の中で、健診だとか、それから、それらのいろいろなことがお知らせ版に書いてあります。そうすると、その中に個別案内というのがあります。そうすると、それ以外のところは個別案内はされていないということで理解をしていいのか、その点ちょっと確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ個別案内以外の場合はそのようにされていないかと承知しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうすると、それらの方が、例えばいろいろな個別案内のしない方以外の方は、それではそういう情報等が一切提供されないという形になるのかなという心配があるのです。その中に単身者もおられますから、一概に全部が全部とは言いませんけれども、そういうことで私は、情報を共有をするというので、協働の力を発揮ということになると、非常に大変な問題があるのかなという気がいたします。

それで、もう1点、今聞きたいのは、それならば自治活動推進交付金、これは、町内会に入っている人は大体イコール住民会に入っているけれども、入っていない人の件数も住民基本台帳で全部、一律やっています。そうすると、住民会、それから町内会のいろいろな活動に参画はできない、そういう方々も入っていると私は推察するのです。

そうすると、今、例えば郡部は103世帯が入っていないのです。そうすると、ここは世帯割800円なのです。そうすると、8万2,400円、800円掛ける。それから、市街地のほうは400円で、これが563あるのです。そうすると、22万5,200円。トータルで30万7,600円が一応住民基本台帳にあるからということでやっていっているけれども、その町内会、住民会の、特に町内会のいろいろな形の、参画する、それから、そのための利益を受けるというようなことはない人たちがこれだけいるということなので、私はやっぱり徹底的にこの関係を調査をして、言うなれば協働のまちづくりということも含めていろいろやっておられますけれども、根本的にはある程度発想の転換をして、町としてはアパートに入居者、もしくは家主等に話をするというようなことも言っておりますけれども、やはりある面で根本的にやっていかなければならないのではないかと気がいたします。

例えば転入の関係では、21年3月31日で468件、22年3月31日で379件、これは自衛隊の営内者もいるし単身者もいる。その中でどう対応しているかということ、加入チラシ、ごみ収集カレンダー、ごみ収集の手引き、それから町の情報を記載したチラシ、冊子等とということ言っています。この中で、町の情報を記載したチラシ、冊子等というのは何かというのをちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

町の冊子等ということで、各種手続の担当課と役場の各部署との仕事の内容がわかるチラシ、また自治基本条例の保存版、第5次総合計画、農業の概要と農産物の紹介のチラシ、市街地周辺案内図と郊外の行政施設機関と町内バス路線案内のチラシ、防災無線の個別受信機貸与の案内のチラシ、それから十勝岳の火山防災マップ、洪水ハザードマップ、健康増進カレンダー、それから医療費助成のお知らせ、妊娠中の方へのお知らせ、かみふらの十勝岳観光協会発行の観光のパンフレット、町の広報誌などでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） わかりました。いろいろな形で、配慮をされた形で配布されているということわかりました。

それで、転入者がその後の、町内会の加入の関係がどうなっているかということの追跡は恐らくされていないと思いますし、それから、この人がこの町内に入りましたからということとはまた、個人情報の関係で周知ができない面もあるのでわかると思うのですけれども、町として、それらを、住所によっては選別できるから、地域、地域での対策をある面で行っていかなければならない。もしくは町内会に、どこに入りましたよというようなことを町内会長あたりにあれするような方法も、何かしていかないと、先ほど総務産建の報告にありましたけれども、隣同士の御近所づき合いが希薄になっている状況の中で、協働のまちづくり、情報を共有することになると、この点をきちんとしていかなければだめではないかというような気がいたします。

それで、私の意見として今申し上げましたけれども、自治会の広報の企画、発行の支援というようなことで、この支援を行っていくということであれですけれども、現在、支援依頼はないということでございますけれども、これらに対する啓発が、してまいりたいということで、今後、具体的な啓発の仕方はどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の町の情報共有についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、それぞれ自治会・町内会が独自に広報等をしているという状況にはございません。しかしながら、議員お話のように、やはりこれから地域、あるいはコミュニティがしっかりとネットワークをつくっていくということは、まちづくりのかなり大きな部分になるかというふうに私も理解しております。

そういうことで、具体的にどういうふうに啓蒙をしていくかという手法については、具体的なものは現在持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、そういう先進事例等を担当のほうに、先進事例があればぜひ調べていただきたいということも既に指示もしておりますし、そういう地域のコミュニティが、そんなに立派なものでもなくとも、どういう方が新しく町内に参加されましたか、町内会でどういう行事が行われますとか、そういう基本的なことからも周知をして、お互いに顔を見られるような関係が構築されるような、そういう一助にコミュニティで出される広報が役に立つと私も期待しておりますので、そういう機運が町内会にで



きるような応援をしてみたいというふうを考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一応、町長の考え方を理解をしながら、また地域でもそれぞれ頑張るという形の姿勢を、我々も含めてとっていかなければならないということを痛感しております。

それで、次に、広報の配布体制の関係です。

町には25住民会、124町内会の自治組合等があります。この中で、職員が49件、約40%を広報お届けボランティアということでやっております。それで、39人の職員が49町内会を受け持っている。

ただ、私が気になるのは、総務課が20人のうち9人が広報お届け、それから町民生活課は、25人職員で11人ということで、大体半数の職員がこれらに参加をしている。地理的な状況もあるから一概に一律とは言えませんが、私はやっぱり、協働のまちづくりということになると、町内の一般の人たちは、ボランティアで、各分野でいろいろやっているのです。そうすると、できれば、特に町民生活課は11人参加で19町内会を見ているということで、やはり自分の所管だからやらなければならないという意気込みが僕は感じるのです。そして、その次が総務課なのです。

私は、町民の立場からすれば、そういうことでやっぱり、職員がやっぱりいろいろな面で広報ボランティアで活躍してほしい。極端に言えば、富良野から通勤している職員が、途中の、配布をしているところも見受けられます。

そういうことで、できればこれは、郵送費等を含めていけば、やはり職員全般が取り組むような姿勢を何かしていかなければならない。そうすると、どうするかということになると、やっぱり協働のまちづくりの基本指針の素案にも載っておりますけれども、やっぱり情報の共有化、推進方策の例として、地域担当職員制度ということで、先ほど総務産建常任委員会の所管事務調査の中でもありました。できれば今、協働まちづくり推進委員会が6月29日に設置をされて、13名の委員ということでスタートをするということでございますけれども、それはそれとして、町としてもそういう姿勢を、地域担当職員というようなことの制度を設けて、やはりやっていくようなことをしていかなければだめではないか。

由仁町もそういうことで、この前行ってきたら取り組んでいるのです。やはり、あくまで協働、それから町民だけに協働を強いるのではなくて、職員みずからやっぱりそういう姿勢を持っていこうとい

うことを考えているということでございますので、できれば地域担当職員制度というのを広報お届けボランティアを一步前進した形でやって、住民会、町内会のいろいろな悩みや何かも、町としての立場からいろいろ相談相手になる、そのことが今度は自治会会報をつくるだとか、それからこの問題はどうかといういろいろなアイデアが出てくると思いますので、その点、再度、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の町内会の加入促進についてに関する御質問に再度お答えさせていただきます。

現在、町広報の配達を職員で、40%前後の配布を行っておりますが、議員御提案がございましたような手法、これについては、私も全く異存はございませんし、むしろそういうことに積極的に取り組む姿勢は、本当にこれから基本的なことでございますので、大事に育てていく必要があると思います。

特に、私の答弁で40%が職員のボランティアによって配達をしているというふうにご回答申上げておりますけれども、やはり配達というのはいかにも機械的でございますので、届けるというような、そういう気持ちを込めた、それぞれ地域とのつながりをこれによってはぐくんでいくというような、まずそういう気持ちがなかったら育っていきませんので、これから職員に、さらにそういう取り組みを、一層その価値を感じて、推進できるような方向に、私もみずから職員に督励してみたいというふうにご回答しておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、3項目めの上富良野町生活灯のLED化についてお尋ねをしたいと思います。

いずれにしても、道東では中標津が20年補正で500台、別海町は20年補正で1,067台、浜中町も同じ20年補正で68台。道東のほうは非常にこれらの取り組みが進んでいる。標茶町は21年の補正で550台、標津町は449台、中標津町は2期目として50台ということで、これも21年度の補正でやっております。それから、奈井江町もこれらの取り組みをしておりますけれども、これは道のCO<sub>2</sub>削減の事業に対して補助金を出すというようなことございまして、これは、奈井江町は21台やっております。それから、東神楽町は今、外灯は1,043台ありますけれども、そのうちの250台をやっているというような実態になっております。

したがって、寿命は長い、それから維持費が安い、それから電気料の関係が、例えば第1種生活灯からすれば、22年度の予算は140万円でございます。そうすると、そのうちの30%負担ということで、総体の町内会負担が60万円、それから町の補助70%で140万円です。それから、第2種生活灯は、22年度予算で849灯。そうすると、これは50%補助ということで265万6,000円です。そうすると、これらを含めていくと、生活灯989灯のうち電気料が731万2,000円になります。

そうすると、これらの関係で、例えば50%削減になると365万6,000円の削減になります。それから、64%になると467万9,680円ということになります。したがって、今、町内会等が負担をしている30%は第1種生活灯、それから、第2種生活灯は50%。これらを含めていくと、今後、町としてこれを積極的にやるということになると、初期投資がかかります。

例えばでございますけれども、町内会の電気料は従来どおり負担をしてください。そして、その分をLED化のほうに回して、そして何年後かはもうペイにするというような形で、50ないし64%という、これは数値はあれですけども、そういうような関係でやはり考えていく必要があるのではないかと。やるのであれば、一挙にやったほうが良いような気もしますし、その点は町の財政や、それから国、道の動き等もあろうかと思えます。

いずれにせよ今はどんどん進んでいるのと、それからもう一つは、奈井江町に聞きますと、総体で1灯当たり6万4,000円かかると。4万円と2万三千何ぼですか、取り付け料やいろいろな器具の関係。そうすると、今、業界の情報を聞くと、三菱電機が1万8,000円から2万円台のものを現在、ことしの10月に発表するような動きがあるということ、ちょっとメーカーからお聞きをいたしました。そうすると、今急ぐのではなくても、もしくはLED化がどんどん進んでいけば量産体制になって、恐らく単価等が安くなる傾向もあるように私は考えるのですけれども、現実の問題として、できればそういうようなことのLED化を、やはり町のエネルギービジョン等も含めて、早急に計画を立てていくべきではないかという気がしますが、その点、町長の見解をお伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の外灯等のLED化についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、町のこれからの姿勢として、新エネ

ルギーも含めまして、LED化等によって低炭素社会をつくっていくということは、全く私も異存もございませんし、ただ、生活街灯等につきましては、議員お話のように約1,000灯近く町にございますが、それをLED化にすることによって、当然、電気料の低減が図られるということも試算上見えております。

しかしながら、今はまだLED灯が、どちらかというともまだ高額なものですから、イニシャルコストが、1,000灯全部かえますと、恐らく七、八千万円ぐらいの初期投資になるかと思えますけれども、それは非常にハードルが高いことではございますが、ただ、今、国も、こういうLED化に対しましてはさまざまな補助施策等が示されておりますので、町もこれはむしろ積極的にLED化を進めていくということに対応してまいりたいというふうに私は考えております。

ただ、どういう計画をもって推進していくかということは、当然、町の負担、あるいは住民会で現在負担をさせていただいております、議員がお話になりました電気料金との相関関係もありますので、まだ具体的な組み立てはできておりませんが、基本的にLED化を推進していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 中村有秀君。

9番（中村有秀君） この前、東神楽に行って、そのLED化の防犯灯の整備事業の実態を聞いて、見てまいりました。これは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を、2,000万円を使ってやっているということです。

恐らく、今後も今、政治情勢はどうなるかちょっとわかりませんが、きょうの段階で終われば、ある程度の構成や、それから事業展開等も含めて、23年度予算の関係の絡みが出てくるのかなという気がいたします。

したがって、私も、できるだけ少ない予算というのは、道や国からの補助を含めた形でやっていくということで、やっぱり環境整備を含めていく、それから行財政改革の財政部分でのやっぱり負担軽減を、町内会もやっぱり非常に、50%負担というのは大きな負担の要素になります。町内会は電気料と寄附金が大きな負担のあれになっておりますので、そういう面も含めて、私も今、量産体制になればまだ安くなるということで承知してはいますが、そういう状況を見きわめながら、具体的な計画を立てていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

9番（中村有秀君） はい。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、2番村上和子君の発言を許します。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について質問いたします。

まず、1項目め、地上デジタル放送への対応として、難視聴地域への負担軽減を。

1点目は、平成23年7月より現在のアナログ放送からデジタル対応に移行し、アナログ放送は見られなくなります。デジタル放送については、国の方針で変えるわけですから、基本的には国が解決すべき問題だと考えますが、上富良野町では現在でも江花、江幌、日新、清富、旭野等、これらの郡部の一部地域で難視聴地域があると聞いておりますが、町として、総務省あるいはNHK等と連携し、調査等されているのか、その状況について伺いたい。

2点目は、テレビの中継局を設置するには多額の費用がかかると考えますが、こういった難視聴地域の方にとっては個人負担の経費が重くのしかかると対応が難しく、テレビ放送が視聴できなくなるのではと危惧をいたしておりますが、町としてはこういった難視聴地域に対して負担軽減等の対策がとれないものか、町長にお伺いいたします。

2項目め、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成について。

厚生労働省が2011年度政府予算で子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込むことになった。子宮頸がんは10代前半のワクチン接種で予防できるとされているが、費用は4万から5万円で、3回の接種が必要とされている。町としては、ワクチン接種の助成を行うとすれば、対象となる人数と総額はどれぐらいになるのか試算してはどうか。町の公費負担の考えはないか伺いたい。

3項目めは、高齢者の社会的孤立を防ぐ行政を。

今、日本における65歳以上の人口は2,901万人、高齢化率は22.7%に達し、我が町でも平成20年は23.76%、この15年間で10.08%増加し、平成25年には後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みとなっている。今、全国で高齢者不在問題が取り上げられている。

1点目、社会的孤立を防ぐために、町では高齢者の実態把握をしっかりとできているのか伺いたい。例として、戸籍上は生存しているものの住所登録を確認できないなどがあるのかないのか。

2点目、民生委員の高齢化問題もあり、将来的に

役割が大変であり、なり手がいなくなるのではと心配である。民生委員は現在30名、主任児童委員は2名で構成されているが、ことしの改選期に2名増員を予定しているが、2名増員で対応できるのか伺いたい。

3点目は、地域包括支援センターの充実が必要ではないか。

民生委員の権限も限界があり、基本的には高齢者の実態把握は地域包括支援センターが担うことになると思うが、設置基準はどのようになっているのか。また、行政として地域包括支援センターの充実が必要であると思うが、町長の考えをお伺いしたい。

4項目めは、ことしの全国学力テストの結果分析について、教育長にお伺いいたします。

1点目、全国学力テストの結果が公表されましたが、ことしの結果は昨年と比べてどのようなものであったのか、その結果と分析について伺いたい。

2点目、テストの実施方式については、ことしから抽出と自主参加の併用方式が望ましいということであるが、今後の町の取り組みについて伺いたい。

3点目は、児童生徒の独自の学力向上プランを作成するということであるが、その内容と具体的な進め方などを伺いたい。また、このプランの指導強化は来年に備えるものになるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 次に、町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの地上デジタル放送への移行対応に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の難視聴地区の調査等の状況についてであります。御案内のとおり、現在のアナログ放送につきましては、平成23年7月24日をもって終了し、それ以降については地上デジタル放送に移行することとなっております。

それによりまして、電波の特性の違いなどにより地上デジタル放送を受信できない、いわゆる難視聴地区が発生している状況であります。

議員御指摘のように、地上デジタル放送への移行は国策により進められるもので、難視聴対策は、第一義的には国の責任において実施されるものと考えているところであります。

したがって、町の基本的な役割としては、町民総意として、国に対して難視聴地区の実態情報提供と解消の要望を行っていくことが基本的な役割と認識しております。

このため、町では既に難視聴地区の方々とは直接面談して、情報提供や難視聴解消に向けた要望等を取りまとめ、現在、国から委託を受けている事業者と具体的な対策について協議を進めているところであります。

議員御質問の本町における難視聴地区の状況ですが、既に調査を行い、難視聴地区の指定を受けている世帯が町全体で15世帯、内容といたしましては、清富地区2世帯、日新地区5世帯、江幌地区5世帯、江花地区3世帯となっている状況でございます。

また、北海道地上デジタル放送推進協議会の資料及び住民からの情報などにより、新たに難視聴の可能性のある地区につきましては追加調査を依頼し、現在調査を進めている世帯が町全体で45世帯、内容につきましては、清富地区が13世帯、日新地区1世帯、江幌地区19世帯、江花地区6世帯、旭野地区3世帯、十勝岳地区3世帯となっております。

次に、2点目の難視聴対策にかかわります経費の負担軽減等の考え方についてですが、難視聴の対策手法としては、送信対策として新たな中継局の建設や共聴施設の新設、高性能アンテナへの取りかえ等の手法があるところでございます。

新たな中継局の設置につきましては、これ以上の中継局の増設は電波の混信を招くおそれがあることから、設置ができない状況と聞いております。本町においての対策地方としては、共聴施設の新設や高性能アンテナへの取りかえ等の手法での対策になると考えられます。

しかしながら、共聴施設の新設と高性能アンテナへの取りかえについては、それぞれ国及びNHKの助成策があるところですが、事業費や助成額等の違いなどにより個人負担額に差が出る試算となっております。

町といたしましては、前段申し上げましたとおり、難視聴対策は国の責任と受益者負担において実施されることが基本と考えておりますが、調査の結果として、町民の方が難視聴対策を実施するに当たり過重な負担が生じる場合には、町としてどのような対策ができるかを含め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成に関する御質問にお答えさせていただきます。

さきの中村議員にもお答えさせていただきましたが、基本的には来年度実施に向け検討を図りたいと考えております。

国の予定しているワクチン接種費助成事業のワクチン接種対象年齢は10歳から19歳の間で、市町

村が独自に設定するとしておりまして、町の全対象者は566人、国の補助積算予定額1万5,820円で計算しますと、費用は2,686万円です。1歳平均が56.6人となることから、268万円と試算しております。

今後、国の報告等も参考にしながら、接種対象者、接種方法、助成内容等を検討し、対象数や費用についても明らかにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目目の高齢者の社会的孤立を防ぐ行政に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の高齢者の実態把握についてですが、本町においては毎年5月1日を基準日として、民生委員が担当地区内における65歳以上高齢者の実態調査を実施しており、これは本町独自の実態調査で、平成4年度から毎年、民生委員の協力を得て実施しております。本年度も既に調査を終えており、5月1日現在の人口1万1,851人に対し65歳以上高齢者は2,991人で、高齢化率は25.24%という状況にあります。

この調査は、民生委員が担当区域内の高齢者宅を訪問し、直接会う方法をとっており、調査の時点で入院しているなどの理由以外で本人に会えなかった場合には、後日改めて訪問する方法や電話等によりその方の状況を確認しておりますので、しっかりとした高齢者の実態把握に結びついているものと受けとめております。

また、社会問題となっている戸籍上生存している住民登録を確認できない高齢者についてですが、110歳以上で、当町におきまして戸籍上は生存しているが住所登録が確認できないという方が2名いることが判明しております。この取り扱いにつきましては、今後、法務局と協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目の民生委員についての質問についてですが、民生委員の定員について、これまで担当区域に対する住民会の意見や民生委員協議会での検討結果を踏まえ、御質問のように、次の改選期から民生委員定数を2名増員するよう、北海道の定数に関する意向調査において、町として2名の増員を報告し、過日、承認されたところであります。

この増員2名と今回の任期満了後に退任される民生委員の後任候補者8名について、関係住民会長より推薦をいただき、合わせて民生委員32名、主任児童委員2名が12月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けるよう、その準備を進めております。

2名の増員で対応できるかという御質問ですが、これまでに民生児童委員協議会において十分

協議・検討した上で増員2名という結論に達しておりますので、増員後の新たな民生委員体制のもとで、地域住民と福祉行政のパイプ役として、その役割を十分果たしていただけるものと考えております。加えて、民生委員の活動は、町の福祉行政との連携を密に保っていくことが重要でありますので、町としましても充分支援していくよう考えております。

また、民生委員のなり手がなくなるのではないかと御質問ですが、全国各地において民生委員のなり手不足が起り、欠員が全国で3,000名にも及ぶと聞いております。こういった現状を踏まえ、厚生労働省では今回から年齢制限を、新任の場合は「満65歳以下」を撤廃しましたし、再任の場合は「原則、満75歳以下」でしたが、「できるだけ満75歳以下」に緩和されてきております。

本町においては、定員を充足することができており、退任等により次の民生委員候補者の選出に当たりましては、関係する住民生長が中心になり、地域内での候補者の選考、内諾をいただいております。御協力に感謝申し上げますとともに、町も協調して支援を続けてまいりたいと考えております。

しかしながら、民生委員は無報酬の社会奉仕であります。時代の変化とともに、民生委員の果たす役割は重要で広範囲にわたっており、その責任が重くなってきていると受けとめております。今後において、民生委員の負担を少しでも軽くするための協力体制を整えていくよう考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の地域包括支援センターの充実についてであります。地域包括支援センターは、平成18年度の介護保険法の一部改正により、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的に、かつ継続的な支援を地域において一体的に実施する中核機関として設置されております。本町においても、同年4月から、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を主な業務といたしまして開設しております。

センターの職員の人数につきましては、国の基準では、介護保険第1号被保険者の高齢者が3,000人から6,000人が住む規模を基準として、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士をそれぞれ1人とされており、当町のような3,000人以下の地域におきましては、保健師と、主任介護支援専門員または社会福祉士のいずれかを配置することとされております。

現在、本町のセンタースタッフは、保健師、主任介護支援専門員、事務員、臨時調査員の計4名と、センター所長を兼任発令し、5名体制で業務を行っ

ているところでありますが、高齢者人口の権利擁護や緊急な対応が必要な困難事例が多く発生する傾向も見られ、今後、本町においても対象者に対し、広範な相談業務に対応できるよう地域包括支援センター体制の強化を目指し、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の全国学力テストに関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の全国学力テストの結果と分析についてですが、今年度の全国学力・学習状況調査におきましては、4月20日に実施されましたが、例年と異なり、今年度から抽出校のみの実施となりました。

本町においては、中学校が1校抽出されましたが、抽出されなかった小中学校においても道費の補助を受けることとし、結果的には全校で実施するということになりました。

このことにより、調査結果につきましては、抽出校をもとにしたものが優先的に発表されましたが、他の学校、道費での実施校については9月末の発表となるため、現時点では1中学校の概要のみの回答となることを前もって御了解ください。

調査結果の概要といたしましては、平均正答率において、国語、数学とも全国平均を大きく上回り、前年度よりも大きく向上する結果を示しています。国語、数学とも基礎基本的な学力の定着が見られ、活用力にも向上が見られてきております。

また、生活・学習習慣においても、前年度同様に学校や家庭での規則正しい基本的な生活・学習習慣やマナー、気遣いなどができており、安定した子供たちの様子を確認することができているところでございます。

2点目の今後の取り組みについてであります。今年度で4回目となった調査であります。年ごとに結果に波があり、傾向をしっかりとつかむためには、しばらくの間、継続して実施する必要があると考えています。

また、抽出校だけでは全国的な傾向は確認できず、市町村段階での実情、傾向、確認ができないことから、今年度同様、道費を活用させていただき、全校で実施する考えであります。

3点目の学力向上プランについてであります。学力向上プランへの取り組みは、昨年度での調査結果に課題が多く見つかったことから、町全体の分析結果をもとに、各校が自校の結果とともに分析を加え、課題を明確にして解決への具体策を立て、実践しようとするところから始まりました。

教育委員会として、解決への具体策を例示となる資料や書式を作成、提示し、各校への実践と報告を

促しましたところ、授業研究の活性化、個人プロフィールの作成と活用、朝読書の活用、宿題の工夫と保護者と連携した家庭学習、放課後や長期休業中での学習サポートなど、各校から具体策が多数示されました。まだ一部の中学校の結果だけではありませんが、各学校の取り組みが今年度の向上に寄与したものととらえ、今後とも継続させたいと考えております。

また、学校だけではなく、教育委員会としても学校や家庭に対し資料等を作成、提示し、学力向上への啓発を図ってまいりたいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目めの地上デジタル放送の対応の難視聴地区の負担軽減のところでございますけれども、今回の調査された難視聴地区として指定されたところが15世帯ございまして、これはもう、指定されていますので、地上デジタルに切りかわっても難視聴地区が外れるわけでもございませんので、まだ難視聴地区として可能の世帯が45世帯あるということでございますけれども、今現在でもこういった地区はアナログで映りが悪いために、旭川から電波をとったり、それから中富から電波をとったりして、いろいろお金をかけて、いろいろ今現在もやってきているわけですし、国の方針で今回、今現在、このままでしたら映って見られるわけですが、そういうことになりますので、切りかえるためにかなりの費用がかかるのではないかと不安を持っておりますから、町としてとれる負担軽減策、どれぐらいのものになるか、もう少しちょっと具体的に御答弁いただきたいと思っております。

それから、何か中継局はちょっと難しいということですが、これはあれでしょうか、何か共聴施設というのも考えるということですが、これはちょっと不便ではなからうかと、こういうふうに思うのですけれども、そうであれば高性能アンテナ。NHKと国とでは3分の2ぐらいの負担があるのでしょうか。こういうことであればアンテナ分ぐらいの、半分ぐらいの負担ぐらいで終わるような、過重負担になる場合は町として少し考えさせてもらおうということですが、その点どうでしょうか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員のデジタル放送移行に伴います難視聴地区解消についての御質問にお答えさせていただきます。

難視聴世帯が、既にわかっているだけで15世

帯、さらに45世帯程度がそういう可能性があるという実態でございます。

基本的な考えにつきましては最初の答弁でお答えさせていただいておりますが、しかし、国の助成等を受けましても、難視聴が解消するためには非常に個人の負担が重くなるということが既に想定される場所がございます。それを解消する手だてとして、新たな中継所ということも想定されるわけですが、これは、ケーブルによる配信でございますので、電波でということになりますと、当然、現在放送されている電波、あるいは電波の使用の状態というのが総合電気通信局でどういうふうに割り当てをしているかわかりませんが、そういうことで、狭い地域で複数の電波が発射されるということは、これはやはり混信を招くことは想定されますので、非常に選択としては難しいというふうにお答えをいただいているところでございます。

あと、対応ができる方法としては、家がある程度集中しておりますれば、共同聴取という、共聴施設ということも考えられます。これは、個人で個々に対応することよりは、トータル的にはコスト的には軽減できるかと思っておりますが、何しろ共聴施設そのものは相当立派なものになるらしくて、これもまた高額な負担が強いられるということも想定されます。あるいは、家が離れていることによって個々に受信改善をするというような手法も提案されております。

高性能アンテナのみで難視聴が解消される世帯につきましては、私の聞いている限りでは7,000円を負担の上限ということで、何か助成がされるというふうには伺っておりますが、そういう個別に対応できる部分についてはやや手が届いてくるのかなという印象を持っておりますけれども、とりわけ共同聴取、共聴施設に頼らなければならないというところにつきましては、国の補助の上限もございまして、あるいはNHKとしての補助の限界もございまして、現実にはどの程度かかるか、大づかみでございますが、担当では情報も得ているようですが、それを聞いている限りでは非常に重い負担だと、個人の負担が重いというふうなことを想定しております。さらに、これは国が国策としてやることですから、重い負担を個人に求めるという今のルールはありますけれども、私は、ぜひ個人の負担が軽減されるよう、これから国や道に働きかけをまいりたいと思っておりますし、いろいろな工夫によって軽減される手法が技術的にあれば、それらも、今、コンサルにお願いしておりますので、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、最小限度の個人の負担

で同じ情報が新しいデジタル化に移行できるような、そういう仕組みを望んでおりますので、努力してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） できるだけ負担を軽減していくということを答弁いただいたのですが、その手続としまして、映らなかった場合は自分で申請するよという話があるかに聞いたりしているのですが、もうちょっと、何というのでしょうか、申請書を簡略化して、指定地域とわかっているはずですから、そういった指導も細かにしていただきたいと思ひますし、それから、加重負担、1個10万円ぐらいとかという、そのような話もちょっとちらっと聞いたりしていますので、絶対そういうことがありませんように、個人で出せる範囲の金額になるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

この手続につきましても、そういった、自分で申請してくださいというふうなことはなりませんように、そういったところをちょっと考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 2番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

今現在、既に難視の指定を受けている15世帯はもちろんでございますが、今現在、デマンド調査を行っている45世帯も含めまして、調査の依頼、あと個人への情報提供、これらについては、すべて私どもでやっている点につきまして、ぜひこの際、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2項目めの子宮頸がんの予防ワクチンの件ですが、これは同僚議員に来年から実施をしたいという町長の御答弁をいただきましたので、私の質問とちょっと重なりましたからあれですけれども、10歳から19歳の間で市町村独自に設定していいというのであれば、実際、4年生というのは、どうでしょうか、自分の女性の体を理解するのはちょっと難しいのかなという感じがいたしますので、ぜひ、市町村で設定していいというならば、中学生以上ぐらいでどうでしょうかということを一考、私の考えとしてはそういうふう思うわけですけれども、それと、そうであれば、10歳からで2,686万円の試算が出ておりますけれども、人数的に計算しましたら、中学生以降となると、この半分以下ぐらいで、126名ぐらいでしょうか、そ

う思いますので、そういったこともちょっと参考にしてお願ひしたいと思います。

この項目については、そういうことで終わらせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、3項目めの高齢者の社会的孤立を防ぐ行政をという件のところですが、今、上富良野町の人口も1万1,851人ですか、1万2,000切ってきているわけですが、逆に今度は高齢者が、65歳以上が非常にふえているということで、2,991人、4人に1人は65歳以上だと。こういう高齢化時代を迎えております。

それで、1点目ですけれども、高齢者の実態調査の把握で、戸籍上は生存しているものの住所登録が確認できない高齢者が110歳以上で2名いるということでございますけれども、戸籍上生存しているということは、死亡届がなされていなかったのかどうか。あるいは、死亡届が出されていたのに、単なる事務の手続ミスなのか、それともまた年金等の受け取り等はどうかになっているのか、その点ちょっとお願ひしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

戸籍上でまだ残っているということは、生まれたときはここで把握していたのですが、その後、転出届とか死亡届が出ていなくて、それで戸籍上は残っておりますけれども、住民基本台帳上は、その方はもういないということで確認しているところでございます。（発言する者あり）

済みません。転籍届と死亡届が出されておらないというふうなことで、戸籍上はそのまま残っているというふうな状況でございます。ただ、住民台帳上は確認いたしまして、生存はされていないということでございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。（「ちょっとわからない」と呼ぶ）

町民生活課長（中田繁利君） 申しわけありません。生存というより、上富良野町には住んでいられないということでございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういうことを不在と、こう言うのですよね。どこに住んでいるかわからないということで、110歳以上の方が2名、そういった方がいらっしゃるということで、この対応については、何か法務局と協議をしたいということですが、きょうの道新に、富良野市では100歳以上が25人いたと。それで、親類とか他市町村への

確認作業を行うということですがけれども、これはしっかり確認をされたのでしょうか。質問を出しましたのが9月でしたか、なのですから、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

2名の方につきましては、調査をいたしまして、上富良野町には住んでいないということでございます。

また、この方につきましては、法務局のほうの指導に基づきまして、120歳までになる方は10年間このままにしておこうというようなことで、10年後に再度、確認するということになってございます。そのような指導でございます。

議長（西村昭教君） まだ質問ありますか。（「午後から」と呼ぶ）

それでは、昼になりましたので、昼食休憩いたします。

この後の質問については、午後1時より再開したいと思います。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中の理事者側の答弁で、村上和子君の再質問からしたいと思います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 我が町にも110歳以上で、戸籍上は存在していても住所登録が確認できないという方が2名いらっしゃるということですが、生まれてから、どうなっているのか気になるので、法務局の指導で、あと10年後、調査ということですので、この点につきましてはそういうことで、次に行きたいと思いません。

民生委員の2名の増員でいいのかということなのですが、今、1人の基準が70人から200人だということになっているようなのですが、それを考えれば、大町が270人、それから泉町、栄町で235人、それから扇町、北町で229人であるということで、こういった地区も見直しが必要ではないかと思うのですが、とりあえず今回は2名増員するのだということですので、次回こういった、一つは民生委員の受け持つ人の人数を減らしてあげるといっても負担軽減になると思いますので、次回そういったことを考えていただけるかどうか

かと思うのですが、二つ目は、今、相談内容が非常に昔と違っていて、民生委員さんはふえておられて、やっぱり高齢化に伴って自己判断が困難な高齢者が非常にふえているのです。介護も受けたいけれどもどうしたらいいのだろうかとか、いろいろな問題が、相談用務が非常にふえておられて、行政としても何とか支援をしたいということで、民生委員も限界がありますので、専門職への橋渡しのような、そういうような役割を担っていただいているのですが、次回においてはぜひ、2名の増員ということではなくて、受け持ち人数を減らしてあげるといってもひとつ、負担軽減になると思いますので、次回そういったことを考えていただけるかどうか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の民生委員の定員に関する御質問にお答えさせていただきますが、今回の2名の増員につきましては、現在、民生委員さんの協議会において、地域の事情、あるいは総員も含めまして十分協議をしていただきました結果、今回については2名の増員で対応できるよというような内部での結論をいただいております。対応させていただいているところでございます。

しかし、一方では、これから民生委員さんの役割というのは本当に重く、広がっていくということは私も理解できます。そういう意味におきまして、次回の民生委員さんの改選期に向けましては、またさらに、そういった、今、想定できないような状況も起こり得る可能性もありますので、その辺は民生委員さん、あるいは住民会長さん等の御意見を聞きながら、それは対応してまいりたいと考えております。

そして、民生委員さんの非常にハードルが高い相談業務等につきましては、村上議員、その後の御質問でもされておりますが、地域包括センターだとか、そういったことにもまた役割を分担して、高齢者の実態把握等を含めて遺憾のないように取り進めさせていただきたいと思いません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の地域包括支援センターの充実のところでございますけれども、現在、保健師と主任介護専門職員、それから事務員と5名体制でやっているのだということですが、第1号被保険者の高齢者が3,000名以下であると社会福祉士が介護専門支援員かどちらかでいいということで、うち



は社会福祉士を置いておりませんが、やっぱり専門的な知識を持った方を育成するというのが、今回、組織の機構改革の見直しに向けた基本的な考え方の中にもありましたけれども、保健、福祉、医療サービス、こういったところはマンパワーの必要性を感じていると、こういうことを示されておりましたので、ぜひこういったところに、やっぱり社会福祉士がおられたほうがいいと思いますし、それで、今、何といても介護保険の主幹がセンター長と兼務しているというところがどうも私はこれからの高齢化時代に向けてちょっと、この兼務になっている状態を解くことはできないかと、こういうふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の地域包括支援センターの充実についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、主幹とセンター長については、兼任発令という体制をとっております。

それと、社会福祉士の配置等についてのお話でしたが、原則的に、私、現場にもお話しさせていただいていますけれども、例えば社会福祉士に限って申し上げますと、社会福祉士でなければ担えない業務等があるとすれば、それはやはり、理由のいかに問わず配置の必要性はあると思いますが、社会福祉士という資格があるないにかかわらず、求められる業務が満たせられるとすれば、それは全体の職員の配置の中で工夫が可能かなというふうに思っております。

しかし、かといって、当然、社会福祉士となりますと、その道のエキスパートですから、これからの高齢化社会等を見据えた中で、当町の実態として、そういう資格者が存在することが介護の充実等に恒久的につながるとすれば、それはもう、十分検討してまいらなければならないと考えております。

また一方では、職員の定数とのかかわりもありまして、今ここで配置させていただくというような答えになかなか結びつきませんが、しかし、議員御指摘のとおり、これからの時代に向けての地域包括支援センターの体制を強化していくということについては全く異存がございませんので、上富良野町としてどういう仕組みの整備ができるか、さらに検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ここについて、そういう事態が起きればということですが、それは間もなくやってくるだろうと、こういうふうに思っております。

それで、介護予防支援に関する研修だとか運営協

議会なんかはどのようにやられているのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 運営協議会のことについての御質問であります。

介護保険の運営協議会、それから地域包括支援センター運営協議会におきましては、町が委員を委嘱いたしまして、その業務の進行状況であるとか現状の把握等に協議をいただいているところであります。

また、日常予防にかかわります研修会などについても広く推進をしていく状況に今、準備を進めておりまして、一部実施をしている動きもあります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今度、5年後ぐらいには75歳以上はかなりふえるということで、自分でサービスの利用を決められないとか、昔と全然変わってきている状態もありますし、それから、自己決定ができない人の支援、いろいろなものがなかなか、そういった状況もどんどん生まれてきておりますので、ぜひ充実に向けてやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4項目めの学力テストの結果分析でございますけれども、昨年より中学校は全国平均を大きく上回ったということで、大変喜ばしいことだと考えております。また、後、結果報告されるところもいい成績であればと、こう思っておりますけれども、これ、費用というのは幾らかかるのでしょうか。今後も実施するというのでございますけれども、それらについてはどうなのでしょう。

それから、解決を、昨年の結果を踏まえて分析されて、それでいろいろな向上プランをつくられたのもこの効果につながったのかなと思っておりますけれども、評価いたしますけれども、少し気がかりな点は、長期休業中の生徒、これは何人ぐらいおられるのか、こういった方は今回の学力テストを受けることができたのかどうか、そのようなところもちょっと気になるものですから、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをいたします。

費用的なものはちょっと、道費なものですから、どのぐらいという把握はしてございません。町の単費ではございませんので、道費で対応していただくということで、実は金額的に知り得ておりませんので、御承知いただきたいと思っております。

これからいろいろと評価がかかってくるわけですが、今現在、1校、上富良野中学校につきましては、やはり学年ごとの波が実はあるような、学力的に波があるような状況でございます。それをなるべく、その波を小さくするために対応していきたいということで、また家庭学習、それから長期学習、いろいろ、その学校に応じての対応の仕方です。その中で、議員御質問の授業中、それから放課後という形で、それぞれ学校の取り組みも違いますけれども、全体的に何人という人員は把握してございませんけれども、ある程度、みずからその学力、下位層といいますが、中間層から下位層に向かっての子供たちについては、一応呼びかけをしながら指導をしていくという形をとっていききたいということで、学校の実情をお聞きしてございます。

当然、この評価に基づいて、また改めて課題等も実は浮き彫りにされている部分もございまして、その基礎的なものについてはございませんけれども、活用的なものでも若干やはり課題を残した部分、この辺についてもやはり進めていかなければならないというような状況で進めてございますので、間違いなくその学校の特徴が加わる、やっぱり学力の内容によって対応していくという形で、教育委員会といたしましても一つの例を挙げながら各学校に指導をしていっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 費用というのはわからないのでしょうか。学力テストをするのにかかる費用、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

費用につきましては、テストの印刷代、そしてその分析にかかわる経費が想定されるわけですが、抽出については国が全額見ておりますし、道のほうの負担で行っているものも、道がすべて経費を見ておまして、その額が幾らかという部分は、資料として本日持ち合わせておりませんので、現段階ではちょっとお答えできない、わかっていないということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういうことであれば、何年かに1回でいいのではないかとというようなところもあるようですが、それはそれぞれ、そのとらえ方があると思います。今後においては毎年やっていこうと思ってるんじゃないかとござい

す。

そういうことであれば、それでいいかと思えますけれども、長期休業中の方が、学習サポートをしているのだということなわけですけれども、この方が何人かおられるということをお聞きして、学習のサポートとはどのような方法で、担任の先生が、教科のあれがあれなのでしょう、ちょっと、今、休業している人が結構いるのだということをお聞きして、ちょっとそこが心配なわけですけれども、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

一応、休業中というお話ですけれども、我々は長期休業中という、要するに夏休み期間中、冬休み期間中に、その対象になる子供たち、みずから手を上げていただくわけなわけですけれども、その子供たちにサポート体制をしていくと。それは当然、教科によってさまざま出てくるかと思えます。苦手な教科もあるかと思えますけれども、そういう教科を今現在いる先生方がサポートするという形で対応していくという形で進んでいる状況でございます。今、中学校につきましては2校とも、休業中については補充的な学習サポートという形で進んでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 村上和子君。

2番（村上和子君） 長期休業中というのは夏休みのことをとらえているのですか。そうではなくて、何か休んでいる子供さんがいるのではないのですか。受けられなかった方はいらっしやらないのですか。そこをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

議長（西村昭教君） 教育長。

教育長（北川雅一君） 今のお話の段階の中では学力テストに向かったサポートシステムということで私たちのお答えをしているわけですが、今、村上議員が言われているように、そういう部分含めてのサポート体制というのは、当然、学校に出ればそういう形の動き方、保健室登校だとかいろいろございまして、その中での対応は、実際はしている状況でございます。

そういうことで、御質問の内容ではないのでしょうか。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君の発言を許します。

6番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めでありますけれども、異常気象による農業被害の救済をであります。

異常気象が地球規模で近年多発しておりますが、昨年の冷湿害、ことしの記録的な豪雨、異常高温と、高温多雨という言葉もございます。そういったものが全国的に蔓延しております、全国的な異常気象となっております。我が国の農業関係も重大な被害を被っております。自然を相手にする農業経営の安定に重大な障害となっている状況であり、我が町も決して例外ではありません。これはもう、町長、重々おわかりのことです。この異常気象などによる農業被害の救済についての町長の考えをお伺いいたします。

2項目めでありませぬけれども、マイマイガなどの害虫対策をであります。

ことしもマイマイガが多発し、町民は幼虫の駆除から始まってマイマイガに悩まされ、怒りすら覚えている方もございました。線路から東側の旧国道沿いから神社前までの経路においても、マイマイガに悩まされた住民が個々に、あるいは町内会で街路灯の交換をいたしました。ただ、一部元の白銀灯のまま、景観が損なわれていると思っております。観光の町としていかがなものかと考えますが、どうでしょうか。

次に、街路灯の交換経費は自己負担や町内会負担でやったわけですが、さかのぼって町で助成する考えはないでしょうか。

また、マイマイガは終息に向かっているという情報も聞きますが、新たにといいますが、もう新聞報道によると何年も前から、クスサンというもっと大きなガが大量発生している。富良野市も非常にすごいですね。このクスサン等に対する来年以降の発生予想と、その町の対応はいかがでしょうか。

以上3点について町長にお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの異常気象による農業被害の救済に関する御質問にお答えさせていただきます。

さきの行政報告でも申し上げましたとおり、今年の異常気象による農業被害は甚大になるものと認識をしているところであります。

昨年も冷湿害によってかなりの農作物被害が出たことから、被害の大きかった農業者を対象に、資金面での対応を図らせていただいたところですが、今年の被害状況は昨年の比にならないほど甚大なものと思われ、昨年とあわせて2年連続して被害に遭われている農業者も少なくないと考えられることから、今後の営農に対する不安感が高まってくることが懸念されます。

今後、本格的な収穫期を迎え、被害の実態が明ら

かになってくると思われ、農協など関係機関と連携を密にして被害農業者への対応等について準備を進めているところであります。

また、今年は農作物以外にたび重なる集中豪雨に見舞われたことから、農地の洗掘やのり面の崩壊など農地被害も町内全域で発生いたしました。

これらにつきましても、農道整備事業など現行の事業で対応可能なものにつきましては、その対応を図ってきたところですが、今後におきましては、農地保全の観点からも、災害復旧について、国や北海道に対し対応を図っていただくよう要望を行ってまいります。

さらに、2年連続で湿害による被害も多く見られることから、基盤整備等の農地の条件整備を行うことが喫緊の課題であると考えておきまして、農業者の皆様とともに、基盤整備の必要性、予算の拡大について、強く国などの関係方面に向けて働きかけ、早期の着工、完成による強い生産基盤づくりを進めてまいりたいと考えておきまして、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2項目めのマイマイガなどの害虫対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の町内会で行われている街路灯の交換に伴い、一部景観が損なわれていることについてありますが、観光の町として、街路灯が同一で景観が統一されていることは大変望ましいと思われ、街路灯は町内会などで設置管理されておきまして、景観を目的に設置されておかないことから、色の違いは設置される道路や周辺の住宅事情等によるもので、町が強制的に統一することとはしておかないことから、町が実施している街路灯整備事業につきましては、ナトリウム灯を使用することで統一を図っているところでございます。

次に、2点目の自己負担で交換した経費について、さかのぼって町で助成する考えはないかとの点についてですが、現行の生活灯の補助金制度上、消耗品である電灯の交換は補助対象に含めていないことから、設置者に負担をしていただいているところであります。今後におきましても同様に対応することとしており、自己負担をお願いするものであります。したがって、電球交換にかかわる経費をさかのぼって町で助成する考えはございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のクスサンが大発生しており、来年度以降の発生予想と町の対応についてであります。文献によりますと、クスサンはクスノキに発生する害虫で、灰褐色から赤褐色の羽を広げた長さ10センチほどにも及ぶヤマユガ科のガで、8月下旬ごろから羽化し、夜になると街路灯などに群れ飛

び回り、毒性はなく、1週間くらいで死ぬと言われております。この近郊では4年くらい前から富良野市、中富良野町でも大量発生をしております。

町の対応といたしましては、特に生活安全上の被害も報告されていない状況から、現在のところ駆除対策についての助成策等を講じることは考えてございませんが、来年度の大量発生防止に有効とされる卵の除去などにより自己防衛に取り組んでいただくことを基本といたしまして、既に幼虫の駆除につきまして、防災無線を通じて町民の皆様へ情報提供を行い、御協力をお願いしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、1項目めの異常気象による農業被害の救済をから伺っていきます。

農業をやられて40年、熟知たる考え方をたくさん持っておられる町長に聞くのも、大砲を撃ってきた人間としては非常におこがましいところがあるのですけれども、お伺いしたいというふうに思います。

町長は、前の選挙、あるいは議員のときの選挙等からも、農家が元気がなければ町はだめなのだということを言われておりますよね。また、ほかの農家出身の議員も言われている方もおります。まさしく私もそう思います。農家に少しでもやはり元気を与えなければいけないだろうというふうに思っています。そうすることによってまた、町の商工業に対して、買い物だとか、あるいは飲酒だとかいろいろあると思いますけれども、町も元気になってくるといことだろうと思っておりますけれども、まさしく農家に元気を与える方策をいろいろ考えていただきたい。若干わからないところがあるから、具体的なことをちょっと質問していきたいなと思っております。

また、町長はよく戦略的という言葉が使われますよね。まさしく、これは戦に勝つための話でありますけれども、農家を元気にするための戦略というふうに考えると、やはり、農家を元気にするために、総合的、あるいは長期的な手段及び方法であろうというふうに思います。長期的、要するに継続性も必要であるというふうに私は思っています。

そういったところから、大体、町長が言われたのは、三つの項目に分けて答えていただいたと思います。一つは農作物被害への対応について、二つ目は農地被害の復旧について、三つ目は農業基盤の整備の国等への働きかけについてであろうと思います。

それで、まず一つ目からでありますけれども、農作物の被害の対応、これは先般、富良野農協等で実

施した被害の実態調査ぐらいいか資料が私は持っていないのですけれども、まだこれから収穫するわけですから実態ははっきり出ていないと思います。そこの中での伺いなのですけれども、1項目めでありますけれども、被害状況は、去年は冷湿害、そのときは資金面での対応を図ったと。これは利子補給だと思っております。そうでしたよね。ことしはもう、去年の比にならないような甚大なものであるということでもあります。利子補給も考えられておるとは思いますが、農協など関係機関と連携を密にして、農業者への対応等について準備を進めていると、もうやっておられると。町長も一生懸命やろうとしているのも、あらゆる角度から入ってきております。それで、この対応等を、具体的にどういうことをなさろうとしているのか、お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の今年度の農業被害に關します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

被害の状況につきましては、もうそれぞれ報道もなされておりますし、特に私の知る範囲では、全国的にはほぼ平年に近いものが、その地域によって、豪雨等の被害を受けられたところは別といたしまして、作況的には、特に水稻が、主に日々、農業に関する報道の中に出てまいりますけれども、ほぼ平年に近いものが確保されるのかなというふうな状況の中で、とりわけ北海道、しかもこの上川管内を中心とした地域が、水稻については影響を大きく受けているのではないかなと。

その要因といたしましてはやはり、高温多雨に伴います病害の発生等が上げられます。それにも増して、ことし大きな被害が想定されておりますのは、議会の皆さん方もごらんになっていただきましたように、畑作物の被害は、これはもう、私も経験したことのないような大きな被害をことしは想定しております。

そういったことから、被害の救済につきましては、もう既に、異例でございますが、過般、富良野農協の常勤によりますことしの対応について要望も受けておまして、当事者といたしましては相当の危機感も持っているようでございます。

それで、去年は資金の利子補給等を対応させていただきましたけれども、ことしの具体策につきましては、既に制度資金等におきましてはほとんど無利子の融資も今現在されているような状況でございます。利子補給によるインパクトがどの程度あるのか見きわめた上、さらに、実際、実効のある対応がほかにないかということ、これはやはり農協あたりから十分情報をいただく方法しかありませんが、

そのようなことも含めて、去年とはまた一步違った対応もことは必要なというふうに考えているところです。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 本当に無利子での提供も考えていると。それと、野菜が非常に、今まで見たことのないような被害に遭っていると。聞くところによると、露地物、これはもうほとんど、共済にも入れないし、入れるものも入っている率が低いですよ。こういったところをどのように救済していくのかということについて、要するに共済には入っていない、あるいはもう全然、全く湿害で何もとれなかったというふうな大変なところもあるわけです。この間も行政調査で行って、ありましたね。そういったものについて、だれかが何か救済しないとだめなのです。

これで2年連続で湿害にやられているわけです。1年やられて我慢できる。2年というのは、2倍ではないですね。私は2乗、3乗だと思うのです、その苦しみは。そこについて、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の農業被害についての御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、2年続けてということの重みは、これはもう私もおっしゃるとおりだと思っております。2倍ということではなくて、相乗的にその被害は重なってきていると思います。

私、一番やはり危惧しているのは、営農に対する、いろいろ、経済的なことも、それは大きなファクターでございますけれども、やはり精神的に営農意欲をそがれるということをややはり一番心配しております。そのためには、そういう営農意欲をそがれないような早目の対応を農業者に示すことがやはり大事ではないかなというふうに考えております。

具体的に、きょう、どういう対応策を用意しているかということでお答えできる材料は持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、農協等の関係機関からさまざまな情報をまたこれからいただきまして、収穫の実態もこれからつかんでいきますので、特に共済制度で補てんされない部分も明らかになってきますので、被害額も明らかになってきた段階で、さらに個別に、作型によっていろいろ被害の受け方は違いますので、さらに詳細に分析した上で、営農意欲をそがないで済むような対応を講じるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 農作物の被害の対応という

ことについても、今、お伺いいたしましたけれども、今後の実態把握からまたいろいろ具体策が出てくるというお話でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2項目めは農地被害の復旧、これはもう、農道の整備事業などでやっていると言われました。先ほどの全員委員会でも先日の中山間地事業が始まると。ことは測量から始まりますから、どこら辺まで進んで、来年以降になるのかなという感じがしますけれども、これの上富良野版の案にも中山間地の案ということで、そういった整備をやっていく項目がございますね。新たな事業等のものでも第一策を講じてほしいというふうに思います。

この中山間事業がもし軌道に乗れば、やっぱりこれでも整備はできるのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま中山間地事業のお話で、それらによってもこういう農業被害が対応できるのかというお尋ねでございますが、まさしく中山間地事業でそういった、例えば農道を整備するとか、自分たちの圃場の周りの排水路を整備するとか、用水路を整備するとか、そういうことは十分可能でございますので、そういった対応をこの中山間地事業によって大いに取り込んでいけるメニューに入っておりますので、活用できると思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

三つ言われたものの三つ目でありませうけれども、農業基盤整備の国への働きかけということでございます。

何と申しますか、農家の人たちと一緒に国に働きかけるというお話はございましたけれども、町独自に設備等をやる考えはないのかどうか、お話を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の基盤整備に関する御質問だと思いますが、実は、これは町単独で、町の事業として取り組むということになりますと、非常にその事業等が高額な事業になりますので、それは非常にハードルが高い事業となります。

ことしの農業被害の大きな特徴といたしまして、多雨による湿害、これはもう非常に大きな影響を受けております。とりわけ野菜類につきましては、ほとんど収穫ができないと、収穫皆無のような圃場もございまして、これは、圃場の基盤が整備されていることによって排水性が十分確保されておればかなり軽減できるというような、そういう改善の余地を

残しております。

しかしながら、政権が交代しましてから、農業農村整備事業という、要するに基盤整備事業にかかわります国の予算措置が大きく減額されてきて、北海道においても方々で、上富良野でも東中地区において手を上げておりますけれども、そういった事業の推進に大きなおくれを今来している状況にございまして、非常に多額な事業費を要することから、国なり北海道に対しまして、事業費が十分確保できるような、そういう働きかけを受益者とともに、生産者とともに声を上げて、早期の実現を図れるように努力してまいりたいと、そういうように今考えておるところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まだこの話は続くのですが、町独自の土地改良事業は考えられないかというお話でございますけれども、大雨でも被害にほとんど遭っていない農家もあるわけです。やはりこれは土地改良事業、暗渠とかを入れて、そういったところは被害があっても少ないと、そういった実態は町の、該当するような農家の方々は今もうわかっておられるわけで、苦しいけれども収穫が終わって、ことしの秋から来年の春にかけて暗渠を入れようと、あるいは心土破砕等をやろうと、いろいろ考えておられる農家はあるわけです。しかし、農家独自では、これはやっぱり多額でありますからできない。そこをやはり町が一部でもいいからやっぱり補助をするということが大事だと思うのですよね。

国とか道に働きかけてやると。これが、しかしおくれるかもしれないですよ、既設にやっているとこにまだお金が出ていないところもあるのですから。政権がかわってから、たしか45%減りましたよね。ことしの概算要求で16%ふやそうとしているのですかね。しかし、もう分母が違うプラス16%。そんなにふえないと思うのです。だから、ここはそういう国の施策を待つことなく、やはり町の独自の事業、今までは農協が主体となって、町がそこに追隨して行って、制度に乗っかっていくというようなこともあったと思いますけれども、農家出身の町長に変わられまして、ぜひここは真剣にやっていただきたいなと。

ことしやれば元気が出ると思うのですよね。やはり元気がないとだめなのです。特に若い人たち、後継者、このやっぱり意欲をしんしゃくしなければいけない。意欲を持たせなければいけない。やる気がかかっているわけです。ここを何とか食いとめるといことがやっぱり、ぜひ大事だと思うのです。だから、町独自の事業も考えて、ぜひやっていただきたいというふうに思っているのですが、もう一度答

弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の農業に関する御質問にお答えさせていただきます。

町独自と申しまししょうか、かつて農協が取り組みしました小規模の土地改良事業について、町が支援をしていただいたと、そういう経過もありました。

実は、先ほど申し上げましたけれども、かつて農協が何年か継続的にそういう小規模土地改良について事業化していた経過もございまして。今中断しておりますが、先般、常勤が要望に訪れた際に、小規模土地改良事業を再開したいというようなお話もされておりましたので、そういう事業が具体化してきました段階におきましては、町もそれらについて十分なお手伝いができるように組み立てを考えてまいりたいと思っておりますので、そして今村議員がおっしゃっていただきましたが、とにかく後継者が希望を持って営農を続けられるようなことに資するような施策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） なぜこういうことを申し上げているかといいますと、第6次の上富良野農業振興計画、御存じだと思いますけれども、ここにこのようにうたわれております。基本方針で農業生産基盤の整備を掲げていますよね。具体的な取り組みでは、生産性の高い農業経営基盤の確立の項で、小規模土地改良事業などの支援（暗渠、心土破砕など）が計画されているわけです。この小規模土地改良事業などの支援というふうにもうたわれております。だから、町もそういったものを考えておられるわけです。ぜひこれを実行してほしいし、このつくったものを思い出してほしいです。もう一度ここにフィードバックしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

小規模土地改良事業の必要性は私も十二分に認識しておりますし、そういう事業が継続的に行われることが町の農業基盤の強化につながるということは、もう申すまでもございませぬ。ただ、町が事業主体となって小規模の土地改良事業を取り組むということになりますと、非常にまた、そういう技術さんもないことから、やはり農協等と、関係機関と一体となって、あるいは土地改良区等と一体となって行われる事業については町が積極的に支援してまいると、そういうことはすぐにでもできるわけでございます。そういう関係機関に提案を、町のほう

からです、そういうことに取り組みましょうということでは発信していきますので、意を持って取り組んでまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

先ほど中山間事業と言いまして、上富良野町案、先般配っていただいた資料です。これの上富良野町の営農推進協議会という項目のところに、先ほどの道路等に対しては農地災害復旧事業というものを計画しておりますね。そして、ずっと下がってくれば小規模圃場整備助成ということで、暗渠とか、整地とか、心土破碎とか、土地改良材の投入等も計画されておりますよね。先ほども言いましたように、多分、これが軌道に乗るのは、ことし測量をやりますから来年以降になるのかなと私は踏んでおります。だからこそ、ことしなのです。ことしの秋から来年の春にかけて個々にやろうとしているところに、ぜひ支援してほしいというところであります。

私の最初の答弁ではなくて、私がもう一つ思っていたのはどういうことかといいますと、経費補償はできないかということでもあります。一昨年ですか、要するに燃料が高騰した、あるいは肥料が高騰したということで助成がありましたよね。では、ことしはどうかというと、やはりどちらも高値で安定しているわけです。もう、三、四年前に比べたら非常に高いわけです。安定している、こういうところを安心してはいけません。非常に高いところで安定しているわけです。やはり異常気象で2年間やられて、ことしはダブルパンチでやられて大変なところに、こういった項目で経費補償すると非常に助かると思うのですが、町独自の経費補償という考えはございませんでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういったコストに対する直接的な支援ということになりますと、これはなかなかハードルが高いのかなという思いを持っております。しかしながら、私が見聞きしている中では、例えば翌年の種子代の一部を助成するとか、そういったことは過去にも講じていただいたような、私も記憶も持っております。

そういう生産資材等の高騰対策については、国あるいは経済活動を行っております農協、そういったところが取り組むことが一般的であろうかなと思います。町で対応できることといたしましては、種子代の助成だとか、そういったことは対応可能かなと思います。直接的なコストについての応援は大変

難しいかなというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） これも先般の総務産建常任委員会、あるいは全員協議会で、補正予算の件で予備費、余剰金をすべて予備費に投入した、その説明理由といたしまして、世界経済の動向によって油が高騰する可能性がある、だから予備費に充当するという理由もございましたよね。または除雪対策とか、台風シーズンになり、また雨が降る危険性があるからという話もございました。世界経済のお話で燃料が高騰するのを予測して予備費に充当しているという考え方が、これはあしたの話で、まだ通るか通らないかわからないところもあるのですけれども、そういう説明はございました。ということは、町独自のそういった対策も講じていると。先ほど種子のお話が出ていましたけれども、そういった予備費のお話も思い出されて、もう一度答弁をお願いしたいなというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の予算の上でのそういう予備費を充当しての対応等の可能性についてのお尋ねでございますが、予備費についての考え方は、予算の説明の中でも説明させていただいてきておりますが、これはまたちょっと、燃料の高騰等につきましても、これは公共施設等におけることを指しているわけでございます。そういう、今、農家の救済策に対してというような、そういうことを念頭にはなかなか置きづらい状況でございまして、これはまたちょっと別な角度で御理解いただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、町が対応でき得ることを整理いたしまして、農業者に対しまして、営農意欲が失われなような総合的なことをどうやって組み立てられるかということを検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

では、2項目めのマイマイガなどの害虫対策というところに入っていきたいというふうに思います。

町長答弁の中で、街路灯など景観を目的に設置されていない、1種、2種があるのですね。今、1種が多分、街路灯に相当するだろうと。2種はその他の、路地とか、細いところにあるものですよね。どちらも生活灯であり、あるいは1種の目的は商業の振興だとか、あるいは交通安全、あるいは防犯、これは2種も、交通安全と防犯は同じ目的がございませぬ。そういった目的でもって街路灯は設置されていると。

これは町内会等が持っているというところも非常に問題点があると思うのですけれども、だからどうしようもないのだと、知らないのだというのではなくて、だからそういう目的があって、ここにやっていますけれども、結果、景観を損ねているのは、これは間違いのない事実なのです。景観条例というのが現にあるではありませんか。新しくまた景観条例を改定しまして、また計画もつくっていくこととありますけれども、その計画の案にでも、やっぱり市街地は景観の一貫性がなければいけないのだと、あるいは周囲との調和がないといけないというような項目がございますね。そういったものから考えると、やはり、景観を阻害しているところは、やはり町で指導するべきだというふうに思います。

もう一つ、その観点は、町の最高規範と言われている基本条例があるではないですか。基本条例にうたわれていますよね、自助とか公助とか。その3項目の公助にまさしく該当すると思うのです。個人でできない場合、あるいは地域でできない場合。そうしたら町が介入していくのだというところがございますけれども、まさしく、一番最初に質問しました線路から東の旧道、あそこは、向こう側は宮町ですし、こちらは大町です。もっと向こうに行ったら南町もあります。3町内会がそろっているわけです。だから、それぞれに任せておけば、やるところもあるしやらないところもあるわけです。だから、こここそ最高規範である基本条例にのっとってでも町が入っていった指導するべきではないかというふうには私は思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の街路灯に關します御質問にお答えさせていただきます。

当然、議員御意見のように、街路灯も、それぞれ街路によって色、形等が統一されていることは、これは景観上は望ましいことは、もう申すまでもございません。しかし、他方、それがゆえに、やはりすべて公費をもってそれを整える優先度が、果たしてそこまで達しているのか、あるいは他の地域等の、当然、公平性も保たれるのか、そういったことを、さらに町の予算上、そこまで十分に、皆さん方の期待にこたえられるだけの予算措置が可能かどうかといったようなことを総合的にやっぱり町といたしましては勘案して、決断をしているところでございまして、景観上から申し上げますと、理想といたしましては整っていることがふさわしいことは、これは当然、申すまでもございません。しかしながら、街灯につきましては、それぞれ町内会で負担していただくということが大原則になっておりますので、それぞれ地域の事情に応じて交換をされることに対し

まして、町がそれを統一することはできませんので、現在、皆さんの自主性にお任せしていると。

また、自治基本条例のお話もされておりましたけれども、広い意味での解釈をすれば当然、今村議員がおっしゃったような解釈も成り立つかと思えますけれども、しかし、個々の、それぞれの日常の課題解決につきましては、それはやはり、そののみならず、大きな意味ではそういうことは反映されていっていいかと思えますけれども、しかし、現実の課題解決に当たっては、もう少しきめ細やかな、個々の事情によっての対応が一方では必要でございますので、その辺は御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） なかなか、予算の関係もあって大変だと思います。

ただ、西側のほう、ことしも多田商店の向こうから変えましたね。非常に不公平感があります。だから、そういった町独自の街路灯整備事業、ナトリウムを使用することを統一してやっていることとありますけれども、いつごろこちらに来るのか、あるいは今後の整備事業はどうなっているのか、それもお聞きしたいし、別に街路灯とって旧道のところだけを申し上げているわけではないのです。

非常に私がこれ、独自で交換している、あるいは、その一番根っこにあるもとは、マイマイガだとかクスサンのガなのです。非常に乱舞していて、朝になったら死骸がいっぱい落ちていて、それをカラスが食べに来るといことです。まだ交通安全上、事故は起きていないかもしれませんが、事故が起きてから対策をとるというのもまたどうかなというふうに思いますね。どうかどこではなくて、事故が起きる前にやはり対策を講じなければいけない。講じてくれないから独自に直しているわけです。

もっと問題があるのは、あるのですよ。独自で交換したくない、しかし、ガがうるさい。消してしまうのですよね。これは非常に問題があるのではないですか。防犯灯も兼ねているでしょう、1種も2種も。消えているというのも景観上、もちろんまずい。しかし、どうしようもないから消すというところもあるのです。実際に夜回ったらわかりますよ。消している。余りこれ以上、もっとほかの情報も知っているのですけれども言いたくないです。防犯上の観点から、やはり町が介入する必要性というのは私はあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。



町長（向山富夫君） 6番今村議員の街路灯に關しましての御質問にお答えさせていただきますが、もう既に議員御案内だと思いますが、町には約1,000灯近い生活灯、街路灯がございます。それぞれ個々の町内会等でそれらの管理等を行っていただいておりますが、ガが寄ってきているという実態も私も知っておりますし、その防衛のために街灯を消灯するというようなことは、これは、私は町がそこに介入するという以前に、その地域の皆さん方の思いが、確かにガが電気の周りを飛び回っている姿は、それは好ましいことではないことは私も理解できますけれども、それが、やはり地域の安全のための点灯を超えるだけの状況かどうかということは、それはもう、お住まいの皆さん方が判断していただくことが、私は最善だと考えております。それに町が消さないでくれ、いや、大変だから消すと。消さないのなら街灯をかえてくれと、そういう組み立ては非常に、協働のまちづくりからいって、大変胸の痛い、そこまで町が介入することが必ずしも私はいいいことだというふうには理解できませんので、やはりこれは地域の皆さん方がそれぞれで価値観を共有して、どういう対応がとれるかということを知恵を出していただくことがまず根っこにあってほしいものだというふうには考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） では、この質問の項の三つ目です。来年度以降の対策という話なのですが、その前に、新聞報道ですけれども、富良野市は、9月に入ってからクスサンをどう処理したらいいのだというような苦情だとか情報を求める電話がもう、70件以上あると。9月4日の新聞ですから、もっとふえていると思うのですけれども、あると思います。やはり上富は富良野の人口の半分とすれば、単純計算、35件くらいあるのかなと。上富の問い合わせ等はどのくらい、あるのかなのか、そこがわかれば教えていただきたいと思います。これが一つ。

やはり、人間の心理というものはやっぱり考えなければいけないと思うのです。全くもって町が今、情報提供をやるというお話です。情報提供だけではなくて、例えば町内会の代表者、何名かずつ集めて、実際に卵はどのようにしたら処置できるのだとか、やっぱり指導したらいいと思うのです。そしてそれを普及してもらおうとか。あるいは、幼虫のときだけは殺虫剤というのですか、効くのですよね。だから、全部個人負担ではなくて、噴霧器等を例えば町が買うと、申しわけないけれどもこれしか買えないのだと。あとは個々で薬剤等は買ってくれ

とか、そういったことをやっていただけると、人間の心理としては、ああ、やってくれたのだなと思うと思うのですよね。全く情報提供だけやって、極端な見方をすれば、おれはもう知らないよと言っているのと同じなのです。決して町長はそういうお考えではないと思うのです。だから、何か少しでも手を打ったほうがいいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

役場への相談件数は、約10件くらいであります。

それで、前回、マイマイガのときも、町の対応として、背負い式の消毒器などをお貸しいたしますというようなこともしておりましたけれども、このクスサンにつきましては、夜、外灯に群れ飛ぶというようなこともありまして、消毒する機械で駆除するというのはちょっと難しいのかなというようなことで、今、それぞれ電柱とかに卵を産みつけておりますので、その卵を除去していただくのが来年の発生防止かなと考えております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員御質問の中で、駆除の仕方だとか、そういったことに対する、器具の用意等もお話がございましたけれども、まずどういうふうに、具体的にどういうところを見て、どういうふうに駆除すれば、どういう薬を用いてすれば効果的だと、そういうような情報の提供は、これは可能な気がいたしますので、それは実際、ことはもう既にそういう時期は逸してしまったのかもしれませんが、今後、明年に向けて準備を整える中で、対応可能なものについては、そういう一歩踏み込んだ対応も検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の発言を許します。

7番（一色美秀君） さきに提出いたしました2項目について質問いたします。

まず1項目め、年末、12月に向けてプレミアム商品券の発行を。

景気は依然として不況より脱せず、購買力の低下、さらに、地方に流出する消費に対し、地元での購入と商店の活性化のため、プレミアム商品券を発行すべきと考えますが、町長に見解をお伺いしたいと存じます。

続きまして、2項目め、ホップを上富良野町の

メイン特産物にしては。

我が町の花、ラベンダーは、全国的にどこにでもあり、富田ファームに独占されている現在、もはや町花としての存在価値はなくなってきております。それにかわる我が町の特産品として、ホップを主力として全国的に売り出すべきであると。そのメリットは3点ございます。

まず一つ、国産のホップは非常に希少価値があり、生産されているのは、上富良野を主としてわずかでございます。全国的にどこにもない生産物として主導権を得ることができる。

二つ目、ホップは、ビールの原材料としてはもとより、化粧品、医薬品として効用が大であり、まだ未開発でございます。

3点目、サッポロビール株式会社と町史的に長い取引があり、将来に向けて相互協力をすることができる。

今、生産農家は3軒だけでございます。1反当たりの収益は大きいですが、生産効率は手間、暇がかかり非常に悪い。まして高齢化や後継者の少ない現状にあって、ことし限りで生産をやめる人も出てきております。過去に120件ほどあった一大生産地も、今や消え去ろうとしております。今こそ行政が救いの手を差し伸べ、将来の方向性を定め、生産農家に意欲を与え、さらに上富良野町の主たる農産物として全国に発信すべきチャンスであります。この点について、町長の見解をお伺いしたいと存じます。

よろしくお願いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目のプレミアム商品券発行に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、プレミアム商品券の発行につきましては、昨年度、地域の消費拡大と商工業の活性化、さらに町内消費者の町外流出防止のため、消費振興活性化事業により、4月と12月に2回実施したところであります。

その成果につきましては、消費者の購買支援を図るとともに、町内小売店の売り上げ促進が図られ、商店街の振興、活性化に貢献できたものと商工会から報告を受けております。

しかしながら、地方経済はいまだに長期継続的な不況により明るい兆しが見えてこない状況にあります。農業においては、例年にない高温多雨による農作物の収穫は、昨年以上の減収が懸念されているところであります。

このようなことから、議員御質問のプレミアム商品券の発行につきましては、国の経済対策の状況、

町の経済状況を見きわめながら、この事業が真に商店街の活性化に寄与するものでなければならぬと考えていることから、本町の商工業の活性化に資するような事業展開になることを目指して、商工会を初め各関係団体の方々と十分な協議を進め、判断してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のホップを上富良野町のメイン特産物にしてはどうかとの御質問にお答えさせていただきます。

1点目に、御指摘のホップの生産につきまして、国内生産では東北地方を主に作付がなされておりました。平成19年度の国内生産状況は、栽培面積で214ヘクタール、生産量で415トンとなっております。そのうち北海道では面積で3ヘクタール、比率で申し上げますと1.4%、生産量で約7トン、比率で約1.7%となっております。そのすべてが上富良野町となっております。

2点目のホップの活用例といたしましては、既に医薬品や化粧品を初め、健康食品、入浴剤、抗菌剤等に利用されている実態にあります。

3点目のサッポロビール株式会社との相互協力につきましては、本町ではホップのみならず、ビールの主原料となるビール大麦も多く生産しており、全量を契約によりサッポロビール株式会社に出荷している状況にあります。相互協力については、今後も継続をしていきたいと考えております。

生産者戸数につきましては、現在の生産者は3戸であり、そのうち1戸が本年限りでホップの生産をやめる予定であります。来年からは以前に生産していた方が再度生産する予定と聞いております。

また、生産効率につきましては、一般的に高収益を上げる農作物は手間暇がかかり、その手間が高収益を生む要因にもなっていることから、このことが生産農家の意欲を妨げる要因とは考えにくく、行政が何らかの手助けが必要なものとは考えておりません。

次に、国内主要4社におきますビールに使用するホップは約90%が外国産に依存しており、国内産は約10%しかない状況にあることから、国内での生産を高める実態にはない状況でございます。

このことから、道内でただ一つのホップの生産地として上富良野町をPRする材料としての活用は有効と考えられますが、上富良野町の主要特産物としての位置づけの発信効果は期待できないものと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） まず、1項目目のプレミア

ム商品券についてでございますが、我が町においても、雇用の増加が見られないで低所得の水準が続く、さらに、農作物の減収により大きく消費が落ち込んでおります。プレミアム商品券の発行により一般の皆さんの購買を刺激し、商店の活性化に向けてぜひ前向きに検討していただきたいと存じます。

さらに、お年寄りとか買い物に行くことができない方のために、福祉商品券も別枠で考えていただけないでしょうか。これは非常に難しい点多々あるかと存じますけれども、町長の考えはいかがなものか、お伺いしたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員のプレミアム商品券等に関する御質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、冒頭お答えさせていただきましたように、昨年度2回、実施させていただいております。その実施後の検証につきまして、商工会から御報告も受けております。その中身については、もう既に御案内だと思っておりますが、効果もあり、あるいは少し検討を要するというような分析も商工会でなさっているようでございます。

私といたしましては、プレミアム商品券の意義は十分理解をさせていただいております。しかし一方では、プレミアム商品券の発行が、これが恒常化することはどうかというようなことも念頭にございまして、まずプレミアム商品券を発行することによって、それがこれからの商店街の、特に小売店の活性化にしっかりと根づいて、役に立っていくというような足跡が見られることによって、それは私といたしましても十分に前向きに検討するに値するものだというふうに理解しております。

そこら辺につきまして、商工会とも情報交換、意見交換もこれからしようというようなことになっておりまして、そこらはこれから、時間をかけずに詰めていけることだというふうに理解しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、課題の中で、福祉商品券というのは、今ちょっと私、どういう具体的なイメージをしていいのか、ちょっと、なかなか思いがめぐりませんが、プレミアム商品券につきましては、過去2回の行った経験から、やはり商工会会員の皆さんが、広くやはりそれを活用できるような仕組みに、やはり工夫しながら、毎回同じような対象商店が集約されるようなことでは、これもまた十分な効果も発揮できないことから、そういったことも、先ほど申し上げましたように、今後、工夫の中でいろいろ協議をさせていただいて、決断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） その取り組みをぜひ進めていただきたい。町長の言われるとおり、本当の意味で正しく働くことに向けて機能していくような形で取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、2項目めのホップについて、関連質問でございます。

私は、我が町は第1次産業を柱に、地域再生に向けた取り組みをしなければならぬと考えております。農業あつての商業であり、農業あつての工業であり、農業あつてのサービス業であり観光であると考えております。官と民が一体となって、全国に類のない独自性を生み出し、開発、発展していかなければなりません。上富良野の風土の創造で地域から元気を、農・商・工連帯のまちづくりを、今、英知を傾けて発信しなければならないと確信しております。審議会に丸投げし、ゆだねたり、ただ要請があれば対応するだけでは何の進展もございません。具体的な取り組みも方策も得られていない今、町長としての心意気を聞かせていただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の、ホップに関連いたしまして、上富良野の農業振興策についてのお尋ねかと思っております。

議員お話しのように、まさしく、農業のみならず、商工業、観光業、それらが今、一体となってまちづくりに取り組むべきだということは、私も100%同感でございます。そのためにどうしていくかということは、これは私に今、科せられている大きな課題でもございます。それにつきましては、以前から、私の持論でございますが、それぞれの現場に一番近いところで行政を行って、本当に生の、現場で御苦労されている皆さん方の声、意見を吸収して行政に反映させていく、それが何にもまして大きな大原則だというふうに考えておりまして、そういう私の基本的な考えに基づきまして、これから産業振興は、農業も含めまして取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

ホップにつきましては、現状が非常に特異な存在の作物でございまして、先ほどお答えいたしましたように、ホップを中心にしてというようなことはなかなか、これはまた視点が違いますので、農業全般についての活性化策については議員おっしゃるとおりでございますので、意を用いてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 先般、私たち議会広報の研

修で北見市を訪れました。かつて世界のハッカ市場の7割を制した北見ハッカは、第2次大戦で輸出がとまり、さらに、ナフサによる合成ハッカによりまして低価格に負け、昭和58年、その歴史は幕を閉じました。

今、ハッカの歴史を見詰め直し、まちづくりのアイデンティティーとして記念館をつくり、ハッカの風薫るまちとして全国に発信しております。そのとき私は、上富良野のホップを思い起こしたわけでございます。

さらに、ゲリラ豪雨による被害調査と作況調査をいたした際に、豪雨による災害もさることながら、立ち枯れたピート畑、一度も収穫されることなくすべて腐ったカボチャ畑を目にしたとき、いかに天災とはいえ、農家の方の苦悩に胸が締めつけられる思いがいたしました。しかし、私ごときではどうすることもできない無力感に、やり場のない憤りを感じました。

農家の方に安定した経営はできないものだろうか。国内主要4社におけるビールに使用するホップは、90%が外国産で、国内産は10%しかありません。よって、国内での生産を高める実態にはないとの答弁でございましたけれども、私は全く逆発想でございます。国内での生産が少ないことこそ希少価値であり、上富良野でしか飲めない、日本一うまいビールを全国に向けて発信しようではありませんか。基本は、商業ベースだとか観光ベースではなく、あくまでも農家の方の生活が安定することが目的であります。

町長の答弁の中で、高収入を上げる農作物は手間暇がかかるものであり、行政が何らかの手助けが必要なものとは考えておりませんとのことでしたが、これは余りにも先走った考えだろうと思います。収益があるのであれば、大いに助成して生産者をふやすべきであります。農家の方がよくなれば、商店がよくなり、町に活気が生まれ、町税として町に還元されているわけであります。サッポロビール株式会社との連携によりまして、収穫場と乾燥施設をつくり、手間暇がかかる農作業には、地元はもとより全国的に農業サポーターを集め、協力する体制をつくる。さらに、上富良野でのサッポロビール製造工場をつくって、全国に向けて上富良野産のビールをアピールする。現に、今現在、旅行会社では、ツアーの一環としてホップ農園の見学を企画し、上富良野を訪れております。

農業については全く素人の私ですが、農業者としてのプロである町長の考えはいかなものか。何かもっとよいアイデアがあれば、お聞かせ願いたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員のホップにかかわります御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、国内におきますホップの消費動向につきまして、供給状況につきましては、先ほどお答えさせていただいているとおりでございます。非常に、北見のハッカの例も挙げておられましたが、ホップの国内の供給状況につきましては、年々、国内比率が低下してきております。上富良野にもホップの研究所がございますが、ここでは今、サッポロビールについて申し上げますと、そのほとんどを中国で生産するような方向にシフトしているというふうに聞いております。

そこで、中国で栽培に適するような品種開発をここでしているというふうに聞いているところでございまして、農家の奨励作物としての位置づけをしながらも、ホップの増産体制というのは、これは当然、契約栽培でもありまして、サッポロビールさん、あるいはビールの酒造メーカーさんが国内調達のウエートを高めるというような状況にない現実から、これはなかなか、現実の対応としては難しいというふうに考えております。

ただ、北海道で上富良野だけにホップが栽培されているということで、ホップの存在そのものの、観光スポットとしてのホップの棚の、あの景観と申しましょか、ああいったものは、サッポロビールさんも既に、上富良野にそういうものがあるということをお大いに宣伝にも利用しておりますので、そういう面ではサッポロビールさんと協調しながら、上富良野にホップがありますよというようなことには、これはこれからも継続して協調してまいりたいというふうに考えております。

また、それらから派生いたしまして、地ビール等が定着していくことも、これも望ましいこととございますが、いずれにいたしましても、第三者にその製造をゆだねるといことになりまして、当然、商業ベースということは、やはり考えざるを得ない状況でございますので、現在、上富良野町として対応できる範疇といたしましては、サッポロビールさんと提携して、ホップもあるよと、ビール大麦もあるよと、そういうような観光面での力の注ぎ方には工夫の余地があるかと思っておりますが、振興作物としての位置づけは非常に難しいというふうな感じを持っているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 現在、ホップは中国ではか

なりつくられているようでありますが、ほとんど日本のメーカーとしては中国産は利用されていないようでございます。ニュージーランドだとかアメリカ、カナダ、そういった方面が主に利用されているようでございます。

そういった意味ではなくて、私どもは、特にそれから観光面も、それは2次的なものでありまして、あくまでも上富良野の地元の特産品、それと、生産性を高める農家自身の力になりたい、その両面がもともとの基本線であろうかと思えます。そういった面において、これからこの問題を啓発して、いろいろな面で取り組んでいく価値があるかと存じます。そういった面で御理解いただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君の発言を許します。

12番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3項目の質問をしたいと思えます。答弁は、すべて町長でお願いいたします。

まず、1項目めに入りたいと思えます。今後のブロードバンド事業の展開について伺いたいと思えます。

時の流れは余りにも急速で、特にインターネットによる通信サービスの普及は、情報のみならず教育や文化、流通産業や農林水産業、観光産業、医療などあらゆるさまざまな産業形態に浸透しています。「高速で快適なインターネットを」ということで、中富良野町、富良野市、占冠村、南富良野町など整備に取り組んでおります。上富良野町として、どんどん進めてほしいところなのですが、今後のインターネットブロードバンド事業の充実について、どのように考えているのか伺いたいと思えます。

次に、2項目めです。男女共同参画社会についてです。

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月23日に制定されて、はや10年が経過しております。激変する経済悪化や温暖化による社会環境の変化や核家族による子育ての孤立化、少子高齢化社会の到来、介護負担、賃金格差など、女性が社会に出ることへのさまざまな弊害は社会全体で取り組む問題で、自治基本条例で示した協働のまちづくりや第5次総合計画を目途とし、改めてこの基本法について考えるべきはさまざまに來ていると思われま。

基本理念第3条、第7条を踏まえ、我が町も地方公共団体として第9条に定めてあります地方公共団体としての責務を果たすべきだと思えますが、男女

共同参画計画の策定状況はどのように考えているのか、町長に伺いたいと思えます。

次、3項目めになります。禁煙希望者が町で保険適用を受けられるように。

百害あって一利なし、これは、喫煙に対する代名詞のような言葉です。現在、一般的に喫煙は、本人の意思や努力だけでは直すことができない困難な病氣、ニコチン依存症としてとらえ、専門的な治療が必要とする考えに至っております。放置すれば重大な合併症を引き起こすなど、将来における医療費抑制の観点から、2006年4月1日より禁煙治療に保険が適用されるようになりました。これを踏まえて、町立病院でも禁煙希望者が禁煙治療を受けられるように、また保険の適用がなされるように、病院体制の改善をする考えはないかということ伺いたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの今後のブロードバンド事業の展開に関する御質問にお答えさせていただきます。

国では2015年度ころをめぐりに、すべての世帯でブロードバンドサービスを利用できる社会の実現に向け「光の道構想」を策定し、これに基づき、通信事業者や国、地方自治体などの関係者が連携して整備を推進することとなっております。

この構想では、ブロードバンド整備においては、民間主導の原則をもとに、民間投資のみでは整備が進みにくい条件不利地域等において、通信事業者、国、都道府県、市町村、地域住民等の関係者が連携して、それぞれ適切な役割を果たすことが必要であるとされております。

光ファイバーの整備方法につきましては、情報通信基盤の提供者として、通信事業者の率先したサービス展開を基本とし、市街地においては民間通信事業者による整備を推進しつつ、遠隔地などの条件不利地域においては、現在のところ町が国の補助施策等を活用して、行政と民間事業者が協働してインフラ整備を進めていくことが基本であると考えております。

議員御質問の今後のブロードバンド事業の展開についてですが、町が事業主体となって全町に対して光ファイバーを整備するには多額の財政投資が必要なことから、早期に整備することは財政的に困難な状況にあります。まず市街地を中心に、早期に整備を進めることを前提として、現在はN T T北海道と具体的な条件等を含めて協議を行っているところであります。

今後につきましては、町内の各団体で構成する誘

致協議会、仮称でございますが、これを設置していただき、光ファイバー整備の必要性、快適性等の周知を行った上で、多くの町民からの誘致に向けた要望書及び仮申込書の取りまとめを支援するなど、通信事業者に対する整備要望を行っていくための体制を整え、あわせて国や北海道に対して補助施策の充実についても要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの男女共同参画社会に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問の男女共同参画計画は現在、町においては作成されておきませんが、この計画の策定については、市町村においては設置義務の規定とはなっておりません。しかしながら、男女共同参画社会の実現は町民共有の思いであり、すべての町民の参画により男女共同のまちづくりが進められることを私も強く望むものであり、このような地域を築いていくために、町民の意識醸成や合意形成が大変重要なことと考えております。

町においての男女共同参画に関する取り組みにつきましては、平成21年度からの上富良野町第5次総合計画の中において、男女共同参画社会づくりの推進を掲げて、国などとの連携を図る中で、男女共同参画意識の啓発や女性の学習の機会の充実、子育てや介護の支援の取り組みを積極的に進めているところであります。また、同年に施行した自治基本条例に基づき、住民参加のあり方についても幅広い議論がされており、今後におきましては、これらの動きと一体性を持ち、引き続き男女共同参画に関する施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの禁煙治療に関する御質問にお答えいたします。

喫煙が体に及ぼすさまざまな健康被害につきましては私も十分認識しておりますが、御質問の禁煙外来につきましては、平成18年4月1日の診療報酬改定により、一定の基準として、病院の駐車場も含めた敷地内が禁煙であること、また、対象となる患者は基準以上の喫煙歴、これについては1日の喫煙本数と喫煙年数を乗じた値が200以上あることなどを満たす患者に対しまして、禁煙治療のためのニコチン依存症管理料やニコチンパッチなどが保険の適用となりました。

禁煙外来の標準的な治療は、禁煙開始から約12週間の期間で5回の診療を計画的に受けて実施するもので、禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること、また、専任の看護師または准看護師を1名以上配置することなどの施設基準を満たすとともに、禁煙治療やカウンセリングなどの専門的

知識が必要となります。富良野医療圏では富良野西病院が禁煙外来の施設基準を満たし、禁煙外来を実施しております。

町立病院が保険適用による禁煙外来を実施するには、常勤医の業務負担の過重や医療スタッフの確保や配置見直しなどの課題により、現在のところ禁煙外来の保険適用は実施しておりません。

今後につきましては、まずは現在の診療体制の維持に努めることを第一とし、禁煙外来につきましては、今後の患者の動向や施設基準、さらには常勤医の業務や医療スタッフの状況を見きわめながら、禁煙外来の保険適用について判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） お答えをいただきましたが、まず第1項目めについて質問したいと思えます。

まず、町民が気になっていることなのですが、なぜ上富良野だけがいまだに光回線になって高速インターネットの回線が入っていないのかと。それは町民が、結構多くの方が疑問に思っていることなので、それについてどういうことが考えられるのか、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の、まずブロードバンドについての御質問の、なぜ上富良野がこういう状況なのかという御質問でございますが、私が知り得る範囲でのお答えになりますが、この通信事業者は、とりわけ採算的にペイをするかどうかということがまず第一義的に判断の材料とされているようでございまして、上富良野町におきましては、光ファイバーの設置をして、それを契約したいというような、一つの事業として成り立つパイが小さいということも一つの要因だというふうに聞いております。他方、富良野市等につきましては、一定程度そういったものを満たしているというような状況だというふうに聞いております。

特にそういう判断基準を、NTTにつきましてはハードルを高くして、確実に採算がとれるようなことが担保されなければなかなか踏み切れないというようなことを聞いていますのでございます。

ほかの、佐川議員が御質問の中でありました他町村につきましては、国のICT事業と事業の活用の中で取り組みをされるということで、これはまた通信事業者にとりましては、非常に収益が保証されると、工事費も直接、負担が軽減されるということで、これもまた利益が一致しているということで、上富良野には残念ながらそういうような前提条

件が今のところ整っていないという状況かと私は理解しております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） NTTと具体的な条件も含めた中で協議をしているというお答えでしたけれども、その協議の内容等について伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、私が担当から聞いております部分について申し上げますが、今、町が、誘致協議会等を設置することによって、市街地については一定程度、仮申込書を集約できるような見通しのもとで設置が可能だというような判断もあるようでございます。しかし、他方、遠隔地におきましては、これはもう非常に、かなり可能性が低いと。

お聞きいたしますと、大体町道を基準にいたしまして、町として事業者とお話ししながら、大づかみでございますが試算もしておりましたけれども、大体町道の延長は400キロメートルございますが、そのうち市街地は距離が少のうございますので、100キロ程度、通信事業者が自分で設置していただけるのかなというような推察をしております。

残り300キロメートルを町独自が事業として取り組むと仮定すれば、おおむね1キロメートルを整備するのに300万円から500万円というふうにNTTから示されております。中間をとりまして400万円といたしましても、十二、三億円の町の新たな投資が必要だというふうに現在伺っておりますので、非常に、町が単独で取り組むということは、ハードルの高い事業かなということで、国や道に対して、これは公平に情報を共有できる仕組みのことですから、国の光の道構想もございまして、さらに遠隔地にも目を向けてほしいということはこれから発信してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 今お話しの内容だと、誘致による手法と、それと国の補助枠を利用した進め方と二通りのものが考えられると思うのです。中富良野とか富良野は誘致によるものを利用したということですね。南富良野とか占冠というのは国の補助を利用したという、その両方を何か混同して上富良野で理解していたということはないですか。それをちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問に

お答えさせていただきます。

当町としましては、南富良野などで取り組んでおられるICT事業によって光ファイバーも整備しようという、そういう前提に立った事業計画は当初から持ち合わせておりません。

南富良野町が今計画をしていることについては、私が聞き及んでいるところによりますと、国の交付金を除く部分につきましては、南富良野町については、多分、過疎債を適用しようとしているというふうに理解しておりますが、これについてはほぼ100%近い交付税措置がされるということで、南富良野町にお聞きしますと、ほとんど手出しがないというような状況で整備ができるということで、上富良野町といたしまして、そういう財政的な仕組みが適用にならないということで、自費による事業整備ということしか想定できていない状況でございますので、そういう差があるということでございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 今はそれでわかりました。

占冠村とか南富良野町は、総務省の21年度の補助予算で現在進行しておりますけれども、総務省で2015年までに、先ほどおっしゃっていただけけれども、光の道構想という、原口大臣によりまして、全家庭に届くように光を進めると、そういうふうな目標を立てておりますが、上富良野で先に行われるのは、中心市街地というか、一部地域を前提に進めていくという構想というか気持ちでいるということと間違いないのか、そこを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては非常に、全町一円に整備できることが一番望ましいということは、もう不変でございますけれども、残念ながら、NTTにつきましては、全くの独占事業者でございまして、非常に採算性を最近追求しておりまして、商売にならないところは残念ながら、直接、国の仕組みが変われば別ですけれども、今のところ町としては、NTTから伺っておりますのは、町の中心市街地だけ、しかも相当程度の契約があるという前提だったら考えられるというような状況でございますので、町の中だけしか今は残念ながら対象にできないという実態でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 町の中だけという、中心市街地というのは、大体どの辺を考えていらっしゃる

るのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、お聞きいたしますと、市街地全域も含まれないようでございます。市街地の中でもさらに人口の密集したところで確実に採算がとれるというようなところでございますので、相当エリアは小さくなっていくのかなというような、まだ具体的に聞いておりませんので、今お答えできるのはその程度でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 今、検討中というお答えですけれども、この一連の動きに、先ほど誘致のほうで持っていくというお話を伺ったのですけれども、誘致協議会の設立、そして提案というのですか、NTTとの協議、それから、いろいろな町民に対する提案だとか説明、そして仮契約ですか、それに持っていくまで、そして、一部地域とおっしゃいましたけれども、その地域の確定をするだとか、そういった構築作業に大体どのぐらいの日数を考えているのか、それを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 12番佐川議員の御質問にお答えをいたします。

NTTと数回お会いして協議を進めてございますが、NTTのほうからは、自治体の熱い思いだけでは要望はお受けできないと。全道的に事例があるのは、商工会が窓口になって、自治体以外の団体が窓口になって、町民の方の要望、さらには仮申込書、これらを自治体の首長の要望書もあわせてつけて要望していただくことが一番、経営会議の中で優先順位が高くなるものだというふうに実は言われてございます。

そのエリアについても質問もいたしましたけれども、その要望書の中で、どの程度、上富良野町のエリアが要望の中にあるのかどうか、それも参酌しながら、そのエリアについては決めていきたいというふうに言われてございます。

町長から答弁のありましたように、町といたしましては、商工会を中心に、いろいろな各団体に、これらの動きについて、ぜひ同じ歩調で要望を上げていかないかどうか、これらをPR、普及をしながら、町の中の各団体の方の御協力をいただいて、NTTのほうに要望を具体的に上げていきたい。

したがって、役場だけの取り組みだけでは済まないで、何日かかるのか、これらについてはまだ予測はできませんが、いずれにいたしましても、具体的にこれらの状況を各団体の方に申し上げながら、ぜひ歩調を合わせて早期の完成を目指していき

たいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 中富良野町は商工会長が中心になって働きかけた、富良野も青年会議所の所長さんが先頭に立たれたと。中富良野なんかでは1億円近い工事が完全に無償で行われ、大変苦勞もなされたという話も聞きました。1年半近く期間がかかったと。中富良野の町長さんも、これはもう、中富でぜひ進めたいということで、NTTの旭川支店のほうに出向いて、説明を受けたり、いろいろな、推進に向かって動いたということをお聞きしているのですけれども、上富良野でもぜひ早く行動を起こしてほしいなというふうに思うのです。

総務省の自治体へのクラウド導入というのがありますけれども、これもやはり、今後、坂口大臣が言っておられますけれども、光ブロードバンドの活用を利用して、これから地域主権に向けてどんどん簡略化、そしてスピーディーな動きをするというふうに書いてありますので、ぜひ、庁舎近辺は特に重点地域として考えていくような方法をとっていただきたいなと思っております。

あと、第5次の総合計画の中なのですけれども、高度情報化の進展というのがあります。情報通信技術の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話等の情報機器やインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大してきました。情報通信基盤の整備は、時間と距離の壁を取り除き、地域情報の発受信や行政サービスの電子化を初め就業教育、交流、社会参加などさまざまな機会の拡大、拡充につながり、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させていますと。このため、高度情報通信基盤のより一層の整備を進め、情報ネットワーク社会を有効に活用するまちづくりに取り組むことが必要です。これは第5次総合計画にも載っておりますので、ぜひこういう、他町村におくれをとらない、もうおくれでしまっているようなのですけれども、ぜひ早く進めるような考えで町長も進めていってほしいなというふうに思っています。

それと、よく言われる高速で快適な通信ということを頭で聞いているのですけれども、それだけではないのです。電話代が安くなったり動画が楽しめる。それから、テレビのデジタル化ですか、それにも伴いますけれども、この光ネットだと、ずっとそれも見られない地域も見られる可能性も出ています。あと、アンテナもいらなくて地デジが受信できると。ビデオなんかもいつでも見られる。専用チャンネルでテレビなんかも常時、ビデオなんかも見られると、そういういい面が結構あるのですよね。私



たちもよく知らないことがありますので、そういうことも皆さんに情報発信として町民に投げかけていってほしいというふうに思っております。

あと、最近のゲリラ豪雨ではないですけども、うちにもパソコンが2台ありますけれども、会社と家に別々にあるのですけれども、雷が鳴るたびに立ち上がらなくなるのです。光にしますと、それがなくなるのですよ。一々そういうことも、これからもまた雷とかもふえますし、そういったことを考えても、ぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

それから、これ以上おくれることのないように進めるということに関して、町長の意見をもう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の高速通信回線網の整備についてお答えさせていただきます。

私の思いとしては、遠隔地ほど情報過疎にならないように、中心市街地も当然でございますが、町全体が整備をされないことには真の情報共有はできないというふうに理解しております。そういう意味におきまして、精力的に関係方面への要望はこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、今お話の中にありましたように、町独自がデジタル放送を光回線と共用するというようなことも、私も担当者にできないのかというふうに聞きまされたけれども、それはもう通信事業者として競合する部分で、それはできないというような状況でございます。ですから、非常に制度上、矛盾もございしますが、まずは町内全域が高速通信網で整備されることを念頭に、これからも精力的に要望を続けてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、第2の質問のほうに移りたいと思います。

先ほど市町村においては設置義務の規定がないというふうにお答えをいただきました。男女共同参画計画と、これは基本計画の、都道府県のほうのだと思うのですけれども、第14条の3、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないと。この努めなければならない、この努力義務のことを言って、策定の義務はないというふうにおっしゃっているのかどうか確かめたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 男女共同参画基本法の設置

につきましては、ここで今、議員が14条の3についてお触れになりましたが、そこで市町村の設置義務はないというふうに理解をしているところでございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 義務ではなく努力義務だからしないということなのかなと。私は、9条の理念を言っているのですよね。どうあるべきかについて、その理念の根本的な考え方を言っているのです。そのことについて策定してはというふうに言っているのですよね。

他町村で、それでは条例を策定している町村があります。21年4月3日現在ですけれども、札幌市、江別市、恵庭市、函館市、北斗市、倶知安町、余市町、旭川市、稚内市、北見市、苫小牧市、様似町、士幌町、芽室町など14市町村です。あと、計画書を策定しているところは34市町村あります。富良野は21年の5月に富良野市男女共同参画推進計画を策定しております。これらの町村は、自治基本条例の策定も済んでいるところがおおむねです。

今後の協働のまちづくりにおきまして、考え方の理念として、平等な参画を促すためにも、ぜひ目標や計画が必要になってくるのではないかとというふうに思いまして、この質問を取り上げたのですけれども、このことについてお答えいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の男女共同参画に関する御質問についてお答えさせていただきます。

基本計画の策定は、当町としてはしておりませんが、私は、男女共同参画に対する理念は、例えば5次総の中、あるいは自治基本条例の中でそういったことはちりばめておりますし、そういった精神が盛り込まれておりますので、それをしっかりと町民が共有することによって、実質的な男女共同参画は十分に町民の意識として定着できますし、それが今後、行政の中、あるいは協働のまちづくりの中で反映できていくものというふうに理解しておりますので、いろいろな仕組みを整備することだけがそういう意味ではございません。整備をしていないから、それが行われないというような理解はしておりませんので、今の上富良野の5次総の中、あるいは自治基本条例の中の整備で、今、議員が言っておられます男女共同参画についての精神は十分に生かせるというふうに理解していることから策定されていないということで御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 附属機関で見ますと、農

業委員会は12人中女性ゼロです。教育委員会も5人中女性1人。選挙管理委員会、4人中1人、固定資産評価審査会、3人中ゼロ、農業振興審議会、10人中1人、それから、企業振興措置条例適用審査委員会、これは6名中ゼロ、都市計画審議会、6名中1人、景観づくり推進会議、8名中ゼロ人、病院運営審議会、5名中1人、社会教育委員会、15名中3名。女性の採用は平等であると言えますか。

あと、第5次総合計画の策定委員会の構成員なのですけれども、これは町長を初め副町長、ずっと課長クラスが中に入っておりますけれども、18名中女性は1人ですよね。それから、総合計画策定プロジェクト会議構成員、これも27名中女性が2人。あと、審議会の委員なのですけれども、これは15名中5名ということです。これは公募ですので、女性が何人か入りました。

先ほど町長がおっしゃっていましたが、第5次総合計画の中でも組み込んでいると。言葉にあらわさなくても、それは十分なのだというような感覚のお答えをいただきましたけれども、第5次総合計画の中に男女共同参画の言葉が入っているのは、探したのですけれども、93ページの施策の方向性という、それに丸でできたかできないか、その評価のところだけにしか出てこないのです。男女共同参画の意識を醸成するため、あらゆる場面での普及啓発を推進しますと。仕事と家庭、社会活動との調和がとれた生活を実現するために総合的な施策事業を展開しますと。政策方針決定過程への男女共同参画を推進しますと。この言葉だけなのですよね。これでどのように具現化していくのか、それをもう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の男女共同参画についての御質問にお答えさせていただきます。

第5次総合計画の中で、議員おっしゃいましたような整理がされております。私は、その言葉の表現、あるいは計画があるかないかということが、それが満たされるかどうかということの、それををもって判断するというのではなかなかないかなというふうに理解しております。

今、いろいろな審議会、委員会等々についての女性の参加の実態等について披瀝がありましたけれども、これは、それぞれ個々に、意図的に、強制的に女性を何名にするとか、女性の比率を何割にするとか、そういうような性格のものでございませぬし、それはそれぞれの、審議会、委員会、それぞれが独立して、意思を持っているわけございまして、ただ、町といたしましては、役場というより町

民として、そういう、女性も参加しようと、女性も一緒に加わろうという、そういう意識を醸成していくことが町の本来の務めだと私は思っております。ですから、それぞれの組織なり、それぞれの委員会なりということに対して、町民の意識が高まれば、おのずと女性の参加率も高くなるでしょうし、女性の登用率も高くなると思います。まず数字ありきではないと、まずそういう気持ちを5次総の中に、これだけの文言があれば十分反映できる素地は、私はあると思いますので、そういうことをあらゆる機会を通じて町民の皆さん方と価値観を共有していくことができれば十分、それで機能としては満たせるというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 参画のそういう意識を全町民で受けとめていくということが必要になってくると思うのです。他町村の策定した文章を読んでいますと、前文のほうにちゃんとそういう理念だとかそういうものを書いてありますよね。やっぱりそれを打ち出すことがすごく大切なことなのだと思うのです。

社会の意識を変えていくというのは、今まで男性社会だった、日本の、そういうことを、いや、これからは男女ともに平等なのだ、そして協働のまちづくりに向かっていくのだという意思を確認する意味で、やっぱりある程度の計画的なものを打ち出していかなかったら、その数字は数字で、私も数字は余り信用していませんけれども、ある程度形をつくっていかないと、これは行政ですから、気持ちがあるから大丈夫だということで済むようなことではないと思います。

あと、今、新しい言葉としてはDVとか、若い人にも男女の差別的な考え方から暴力に走ってしまうとか、そういったことも、いろいろな、セクシュアルハラスメントもそうですけれども、そういうものは全部、男女の意識の違いから、お互いを尊重していないという部分から生まれてくることが多いと思いますので、できるだけやっぱりそういう、町として、意識を変えていく、それが一番本当に大事なのだと思うのですけれども、そういうふうに努めていくということで、明確化するということについてはどうなのかということをもう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も何も別にこだわりを持って申し上げているわけでもございませぬので、制定云々につきまして。今後、まちづくり推進協議会だとか、あるいはさま

ざまな、町民の、いろいろな方々からいろいろな機会を通じて、そういう仕組みも必要ではないかというように、また御意見もあれば、これは検討してまいることはやぶさかではございませんが、今、それを早急に、整備がされていないから男女共同参画がなおざりになるのではないかとということはないように、これはもう意を用いてまいりますし、非常に今、社会の、男女間はもとより、家族のあり方だと非常に多岐にわたっております。ですから、これのみによらず、人としてどういうふうな社会の中で生きていけばいいのかということは大きなテーマだというふうに理解しておりますので、これからも意を用いてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 3項目めの質問に移りたいと思います。

答弁書の中で、富良野圏域で富良野の西病院が禁煙の外来をしていると。南富良野町立幾寅診療所も禁煙外来をしております。自治体の抱えている病院なので、赤字をより少なくするために、いかに利益につながるかということも考えて、その目標に沿って、ニーズにこたえるようにということで禁煙外来を取り入れたというふうにお答えしてくれました。

確認しておきたいと思いますが、お答えの中で常勤医の業務負担の過剰や医療のスタッフの確保や配置見直しなどの課題があるというふうにありましたけれども、これはだれが言ったことなのか。事務局が言ったことなのか、医師の先生が言ったのか。その辺、ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、平素、病院の実態というものを私は見せていただいておりますが、御質問の中でお答えさせていただいておりますが、まず現行の診療体系を維持するということが相当、今、エネルギーを使っております。そういうことから、私は、現行体制にさらに議員御提案のような診療体制を整備するということは、かなりハードルが高いなということ、これは私が判断して申し上げております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 町立病院は、だれのためにあるのかと。町民の安心・安全のためにあるのではないかなというふうに思っております。開設の目的として、町民の健康保持に必要な医療を提供すること。その目的を達成するために次の事項を行い、地域社会福祉の向上に寄与するものとする。上富

良野町における医療機関の中核として、適正医療の均てんを図ること。営利を目的とすることなく、適正な経営のもとに高度の医療を施行し、普及すること。上富良野町における保健施設として公衆衛生活動をあわせて行い、かつ予防医学の普及に寄与することと、こういうふうに書いてあるのですけれども、これについて、いま一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

公立病院の設置理念としては、全くそれで正解かと思えます。しかしながら、公立のみならず全国、全道的に、病院の実態というものは、既に佐川議員も御案内だと思いますが、果たしてそういう理念どおり、思いどおりに病院運営というものが現実として行われているかどうかという実態も一方ではある状況でございます。非常にデリケートな、特に病院経営についてはマンパワーが大きく左右するところでございます。一医師の去就によって大きく病院経営が左右されるというような事例もいっぱい聞いております。そういう中で、理念や理想はもう、おっしゃるとおりでございます。

設置者といたしましては、少しでも町民の健康を維持するために資するような、そういうことは常に念頭に置いておりますが、しかし、ドクターも含めて医療現場の実態ということも、これも謙虚に見ていかなければならないという両面を見ている中で、先ほどのようなお答えをさせていただいたということで御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 禁煙希望者がわざわざ町外の病院に行って禁煙治療を行う。それについてどういうふうにお考えなのか。そしてまた、10月1日よりたばこ税が値上がりします。今まで300円だったものが400円になると。これを契機に禁煙を希望する人がふえてくる可能性がある。そして、禁煙をするのに町内にある病院で済ませたいと、そういうふうにいる方がふえてくると。そういうことについては、町長、どういうふうにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

たばこの値上げが10月から行われるということは承知しておりますが、当然、禁煙をされる方がふえることは、健康上、これは好ましいことでございますし、現在、富良野西病院でそういう診療体制が整えられているという実態にもございます。

私が知り得る範囲でございますが、西病院におき

ましては、現在、お世話になっている方は数名というふうなお話も伺っております。上富良野町の人口規模からして、どの程度そういう、希望される方がおられるのか推察できませんが、ただ、先ほどのお話を繰り返しますが、理想といたしましては、身近なところでそういう禁煙治療が行われることは、これはもう、望ましいことは申すまでもございませんが、すべての科を整備して、町民の健康のために町立病院としての機能を果たすということは、相当程度ハードルの高いこととございまして、現在のところそういう判断に至っていないということとでございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） ハードルが高いということなのですが、実は、うちのいとも病院の医師をしている者が3名もいます。実は聞きました。そんなに大変なことではないというふうに答えてくれました。

保険適用になったときのメリットを考えたいと思いますけれども、12週間かかるのです。それで診察代、初診料1回、再診6回と。ニコチン依存症の管理医療というのが5回、これは請求するのですが、厚生局のほうにニコチン依存症の管理料というのを請求。これは申請書を出しますけれども、3部で済むということです。あと、全額負担だと6万2,000円程度かかるものが、保険適用だと1万9,000円程度。そして、院外処方せんだとか薬代、チャンピックスとかと、こういうものも考えての金額ですけれども、1人に5分もかからない診察だそうです。大したあれではないというふうに聞いています。それについて、また家計にももちろん優しい。

やっぱり健康を守りたいのだと、禁煙に踏み切る人というのは、やっぱり健康を害した人だとか、何かのきっかけで禁煙したいという気持ちが起きると思うのですが、やっぱりたばこを吸わないのに奥さんが肺がんになる確立が2倍あるのです。副流煙では、たばこの先から出る煙ですけれども、ニコチンが2.8倍、タールが発がん性物質の3.4倍、ニトロソアミンというのが5.2倍ですよ。これだとか、本当に最初の質問でも言いましたけれども、百害あって一利なしというのがありますけれども、これはファイザー製薬の出したデータですけれども、35歳で禁煙すると10年間寿命が延びると。40歳で禁煙すると9年寿命が延びる。こうやっていろいろ計算していきますと、本当に、たばこを吸う人は糖尿病にも1.5倍なりやすかったり、胃潰瘍は3.4倍になると、心筋梗塞は3倍のリスクがふえると。こういうことをやっぱりみんな

で情報共有というのですか、こういうこともしていないといけないと思っているのです。

禁煙したい人をやっぱり守るという立場で、人にも迷惑をかけないのだということで、この禁煙外来をしたいのだという患者が来たときに、町は、いろいろ、こういう縛りがあると。ニコチン依存症のテストで200以上でないだめだとか、いろいろなことをおっしゃっていたのですけれども、私、いろいろ調べたのですけれども、そんなに難しいことはない。そして、呼気中の一酸化炭素濃度測定器というのがあるのですけれども、これは約15万円で買えるのです。いろいろな種類がありますけれども、15万円もあれば買えるということなのです。だからもう、本当に、患者さんが15名ぐらいいればもう、元は取れると、費用対効果も絶対にいいのだということだと思うのです。

町長は、先ほどの答弁の中にありましたけれども、医療スタッフの見直しだとか、そういうことをおっしゃっているのですけれども、やはり町民の、保険適用になりたいという人の意思を尊重して、病院の院長に、こういう意思を持たれている町民の方も多いのだということを伝えていただきたいと思います。する、しないはわかりませんよ。したくないと言われるのかもしれないし、本当に仕事が忙しくて、これ以上はやりたくないというようなことなのかもしれません。だけれども、こういう気持ちでいるということをぜひ伝えていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

禁煙外来につきましては、いろいろ、るる御説明いただきました。しかしながら、取り組みが簡単にできる、あるいは簡単ではないというような専門的な、私は判断をする知識も能力もございませんし、それについては何ともお答えしようがございません。

ただ、上富良野町立病院の医療スタッフ、院長以下皆さん方は、当然、専門家でございますから、禁煙についての価値観というものを、これはもう十分、私が申し上げるまでもなく、そういったものは熟知しているものと思います。どういう病院の経営、あるいは町民の健康を守るためにどういう診療科を構築していけばいいかということは常日ごろ、院長以下皆さん方が考えてくれていると信じております。

また、そういった情報交換も、私も院長以下スタッフと定期的にさせていただいております。今、佐川議員からお話がありましたような、禁煙外来が

あれば受診してくれるような人もいると思われ  
ますよねと、そういう一般的な会話としては申  
上げることができませんが、これはやはり現場を  
しっかりと預かっていております院長以下病院の  
スタッフみんながやはり考えてくれることだとい  
うふうに理解しておりますので、いろいろな、お  
話の中でのそういう情報交換はできる機会がご  
ざいますので、そういうことで会話はさせてい  
ただきますが、禁煙外来のみならず、町民の中  
にはさまざまな、こういう科もあってほしい、  
こういう科も設けてほしいという希望は常に  
寄せられております。その都度、院長を初め  
情報交換を私もしておりますが、そういった中  
の一つの町民の思いだということではお伝え  
させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番  
佐川典子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、3時35分です。

午後 3時23分 休憩

午後 3時34分 再開

議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続  
き、会議を再開いたします。

次に、11番渡部洋己君の発言を許します。

11番（渡部洋己君） 私は、さきに提出をして  
おります2項目について、町長にお伺いしたいと  
思います。

まず一つ目に、高温・大雨による農業被害に対  
する対応はということで、さきに同僚議員もやっ  
ておりますけれども、改めて質問させていただ  
きたいと。

世界的な異常気象が我が町を直撃と言っても過  
言ではないほど何度となく大雨が降り、道路、河  
川など土木施設の被害が270カ所にも及び、過  
去に例がないほどの被害で、その対応に追われ  
ているところでありますが、それと同じように、  
農業被害も過去に例がないほど多く、今後も  
被害が広がると思われ

れます。先日も農業委員会と一緒に被害箇所  
を見たところでございますが、収穫皆無の  
ところも見受けられ、農業者にとって大きな  
痛手で、農業経営にも影響が出ると思われ  
ますが、町としても何らかの対応について  
伺います。

二つ目に、日の出公園の位置づけということ  
でお伺いしたいと思えます。

まず一つ目に、日の出公園の位置づけとい  
うことで、ラベンダーの発祥の地として、沿  
線でもいち早

くラベンダーを植え、町民を初め町外からも  
多くの観光客から親しまれた日の出公園が、  
近年は観光客が年々減少しているように思  
われます。

しかし、展望台からの景観はすばらしいもの  
があります。これを生かすために、町長は今  
日の出公園をどう位置づけしているのか伺  
いたいと思えます。

二つ目に、日の出公園の整備計画はという  
ことで、日の出公園の展望台からの景観は、  
町全体、360度を見渡せるすばらしいもの  
があります。しかし、7月のラベンダー時期  
になると、一般車両は展望台への乗り入れ  
は禁止され、展望台へは歩いなければなら  
ず、そのことが観光客減少の大きな原因に  
なっておりますと思えます。ラベンダー時  
期にも展望台まで車を乗り入れできるよ  
うな整備が必要と思えますので、町長の考  
えをお伺いしたいと思えます。

よろしく願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御  
質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの高温・大雨による農業  
被害に対する対応についての御質問にお  
答えさせていただきます。

さきの今村議員の御質問にもお答えさ  
せていただいたとおり、本年の高温・多  
雨という異常気象により、農作物にお  
ける農業被害は、農地の冠水や病害等  
により甚大なものと認識するとともに、  
数度にわたる集中豪雨により、農地の  
洗掘やのり面の崩壊など、農地被害も  
町内全域で発生いたしました。

農作物における農業被害は、今後、本  
格的な収穫期を迎え、被害の実態が明  
らかになるとともに、昨年とあわせ、  
2年連続して被害に遭われている農  
業者も少なくないと思われることから、  
今後の営農に対する不安感が高まっ  
てくることが懸念されます。

このことから、農協など関係機関と  
連携を密にして、被害農業者への対  
応等について準備を進めているところ  
であります。

農地の被害については、農道整備事  
業など現行の事業で対応可能なもの  
についてはその対応を図り、災害復  
旧については、国や北海道に対し、  
対応を図っていただくように要望を  
行っております。

今後におきましては、農地保全の観  
点からも、中山間事業等での取り組  
みについても積極的に取り組んでまい  
りたいと考えているところであり

ます。また、圃場条件の未整備によ  
り農作物の減収が特に顕著に見られ、  
改めて整備の必要性を認識したと  
ころであります。これらの整備には  
大きな負担が

伴うことから、町として整備が図られるよう具体的な推進策を講じてまいりたいと思っております。

さらに、湿害による被害も多く見られることから、基盤整備等の農地の条件整備を行うことが喫緊の課題であると考えており、農業者の皆様とともに、基盤整備の必要性、予算の拡大について、強く国などの関係方面に向けて働きかけ、早期の着工・完成による強い生産基盤づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2項目めの日の出公園に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の日の出公園の位置づけについてですが、昭和30年代からは冬期間のスキー場として利用されるようになり、昭和50年以降からは、ラベンダーが全国的に脚光を浴びるようになったことから、昭和55年に1.5ヘクタールの日の出ラベンダー園を造成し、観光面での振興策として位置づけを行いました。昭和58年度には都市公園の総合公園として10.7ヘクタールの計画決定をし、同年より補助事業の採択を受け、公園区域を20.8ヘクタールに拡張しながら、平成15年度のオートキャンプ場整備をもって、一応の完了としたところであります。

しかし、議員も御存じのとおり、公園内に植えられているラベンダーの株が古くなり、著しく見栄えが低下している部分もあり、また、斜面に配置している一年性や宿根性のフラワーゾーンも、降雨による表土流出や土壌の疲弊により、美観もいま一つの状態となっております。

一時は多くの観光客でにぎわった日の出公園ではありますが、近隣に同種、同様な施設が競い合う中にあり、観光客などの来園者の減少傾向への対処として、日の出公園の機能再生と新たな魅力創造は急務と考えるところであります。

一方、近年、レンタカーで訪れる中国や韓国、台湾など外国の方々がふえる傾向にあり、新たな視点を持った施設整備も考慮しなければなりません。

このため、本年4月より、上富良野町フラワーマスターの会、かみふらの十勝岳観光協会、上富良野商工会、日の出公園指定管理者及び町産業振興課と建設水道課により、日の出公園再生プロジェクトチームを組織して検討作業を行っており、その成果については本年10月末を目途に出し、これをもとに来年度から計画的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。

日の出公園の位置づけといたしましては、日の出公園再生プロジェクトチームの成果を反映しながら、これまでの経過を踏まえ、上富良野町の観光拠

点としての位置づけ、さらに町民の憩いの場として、また、冬季スポーツなどを通じた健康づくりの場としてなど、多様な機能を持つ総合公園として位置づけてまいりたいと考えております。

次に、2点目の展望台への車の乗り入れに関する整備計画についてお答えいたします。

日の出公園展望台の駐車スペースは現在20台ほどであり、四季彩まつり前後のラベンダーの最盛期には、身体障がい者やタクシー等営業車を除き、自家用車の制限を行わなければならないのが実情であります。

再生プロジェクトチームでは、この展望台への車の乗り入れについても検討をお願いしているところであり、現在考えられる方法の一つとして、一方通行方式で、山頂を經由して東側の東2線道路へ抜ける経路について、技術的可能性も含め検討を始めた報告を受けており、その他の検討結果も含めて、本年10月末までに具体的な内容が報告されるものと思っております。

私としては、どのような方法を選択することになるかは現時点ではまとまっておりませんが、多くが車で来園されることから、展望台から望めるラベンダー畑や十勝岳連峰、上富良野町の町並みなど、上富良野のすばらしい景観をたくさんの町民、観光客の方々が気軽に楽しんでいただける施設整備が図られるよう進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） まず、農業被害のことについてですが、先ほど同僚議員が随分と詳しく質問していたので、私から余りあれですが、とりあえず今の実態、それを少し上げて、今後の対応といいたすか。

ことしの被害というのはもう、全農業者といいたすか、水田については結構、平年作に近いのですけれども、あとは野菜だとかすべての面。その中で、特に畑作、主要である麦、バレイショ、ビート、その実態であります。麦については先ほど町長が行政報告の中で、春小麦については3割くらいしかとれないと。これは本当に高温の被害。それと、バレイショ、これについては、冠水だとか、窪地については当然もう、腐敗状態で、現在、掘っても、もうそのような状態なのですけれども、ただ、春先の低温で芋数が非常に少ない。そこへもってきて高温で、急に成長したというのかな。それでもって、ことしは空洞化がひどいみたいですね。変形もそうですけれども。

それで、この間、ホクレンのほうで、ことしのバ

レイショについては、上富にもありますけれども、空洞の、抜く機械もあるのでありますけれども、抜き切れないというのかな、そのようなことで、消費者にパンフレットを配布して、ことしのパレイショには空洞があるのだと、それほど被害が出て、製品歩どまりが非常に低い状態が実態でございます。

それで、私、一番心配しているのはビートでありまして、先般も農業委員さんと一緒に回って歩いたのですけれども、以前、平成13年だったかにも、あのときも雨が多くて、高温だったために根腐れですか、黒根病が発生して、ちょっと被害があったのですけれども、ことしははるかに多いというような、もう町全体がそういう状態。これから1カ月もたたないうちに収穫、10月に入ると収穫を迎えるのですけれども、日甜としては、腐敗ビートが10%を超すと受け入れできないという、基本的にです。これは、すぐ使うのであれば多少は入ってもいいのですけれども、何といっても2月末ぐらいまで製糖をやるものですから、そこまで貯蔵しなければならぬ。それに腐敗ビートが入ると、かなりの、温度が高くなるものですから、腐敗が進んだり、ほかのものにも移ったりして、そういうことで受け入れできないという話はするのですけれども。

それと、共済については、基本的に収穫しないと共済金も支払いできないというような言い方もするのですけれども、これは、実際にそうしたら、収穫して堆積したものが、そうしたら工場では受け入れしないよといったときに、その腐ったものが、どうしたらいいか、そこら辺ですね。堆積して置いておくと、においもするだろうし、これはどこかに捨てるにしても不法投棄になるだろうし、そこら辺が、私は、今から、もう日にちも余りないですから、当然、町の産業振興課と農協、あるいは共済、それと日甜、そこら辺で十分協議して、収穫時期に混乱の起こさないように対応していただきたいなと思うので、そこら辺ちょっと、お伺いしたいなと。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の農業被害に対します御質問にお答えさせていただきます。

前段、今村議員のところでもお答えさせていただいておりますが、農業被害の実態については先ほどお答えしたとおりでございます。

また、パレイショの空洞化、これについても、そういう状況だということをお伺いしております。

特に、今お話のビートについては、腐敗ビートが堆積するビートの中に混入するということは、製糖会社として非常に嫌いますし、現実には、冬期間、長期にわたって保存をする中で、その腐敗がほかに及んでいくということ、そういう大変大きな問題がご

ざいます。

しかしながら、共済の仕組みとしては、収穫をすることが前提だという、また一方では制約もございまして、収穫をされる農家の方々の、その品質の、品物を仕分けする苦労というのは本当によくわかります。

それで、議員がお話のように、正常に生育している、被害を受けていないビートと被害が点在する、今、大きな機械で収穫しますので、昔の手掘りのときのようなことができませんので、むしろ一部被害がある圃場については、収穫をしないであきらめて、そして共済で認定していただくような、そういう手法がとれるのかどうか。これは非常に収穫コストに大きくかかわる問題でありますので、担当を通じて、共済組合、あるいは製糖会社、そういったところに情報収集をいたしまして、もしそういう仕分け収穫が可能だというような可能性があれば、町として十分生産者の意向を聞いた上で、もう1カ月もたたないうちに収穫を迎えますので、どこまで対応できるか約束できませんが、そういう情報収集と対応ができるかどうかについて、早急に検討させていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 以前はそんなにひどい面積ではなかったので、被害を受けた人、余りひどい人は、大型の収穫ではなくて、手掘りといいますか、それでいいものだけ拾ったような状態です。ただ、ことしのように、あれだけ全面積がなると、例えば半分腐ったといったときに、実際、そうしたら収穫機械、あの大型でやったものを仕分けるといったら、どうすべきか本当に迷う状態ですね。実際にできるかといったらできないような状態で。

それと、以前は日甜の会社が上富良野にあって、3人ぐらい職員がおったりして、農協は農協で単独農協だったろうし、そこら辺の機密な話というのは随分できたのですけれども、今はもう、日甜は富良野しかないし、農協はごらんとおり合併農協だし、そこら辺、やっぱり町が主導権を持って、やっぱりしっかり協議していただきたいなというふうに思っております。

それと、昨年も、先ほど同僚議員にも話しておったように、利子補給等、補償協会の補償料だと思っております。そこら辺が町が対応したと。ことしは非常に、そのぐらいではちょっと追いつかないのかなという気もするので、先ほどもちょっと触れておったのですけれども、制度資金の1年間繰り延べですか、利子は払わなければならないのかなと思うのですけれども、その元金、これをぜひ1年間は先送りしていただきたいなと。

この被害は各町村、富良野沿線、どこもあると思うので、そこら辺はやっぱり農協と協議すれば、ある程度まとまった答えが出てくるのかなと。そこで、国、あるいは道に対して要請をしていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたい。

それと、こういったことは特に、被害の実態、そこら辺、ぜひきちんとした調査をして対応していただきたいなと思っております。

それと、先ほど同僚議員も話しておったのですけれども、ことしみたいにこんな大雨はちょっと例外ですけれども、土地改良の中の心土破砕ですが、これは私、以前に一般質問させてもらったことがあるのですけれども、以前、農協が単独農協だったときに、町と農協が折半して、5割補助の事業ですってやっておったのが、合併した後、何年かはやったのですけれども、最近はどうも、やめたということで、このことが、我々も反省しなければならないのですけれども、それでかなり、個人でやる人がいなくなった、やっている人もおるのですけれどもね。私も、実際、ビートをやるところに関しては五、六町ほど毎年やっておったのですけれども、最近、息子も移住したこともあったりして、ちょっとそれもやれなくなったので、それがやっぱり、特にこういった被害を助長したというのかな、そういうこともあるので、ぜひ、先ほども何かちょっと、農協のほうからもそういう打診があったという話もしておったので、ぜひそこら辺の協議をして、またぜひ復活していただきたいので、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ビートの収穫に対します対応につきましては、どういう具体的な対応が図られるのか、これは早急に関係方面にお話をして、情報交換をさせていただきたいと思っております。

以前ですと、被害面積が少ないときには、そういう腐敗のビートが混入される原料については早期につぶすというような方法も一時はとっていただいたこともありますけれども、ことしのような大面積になりますと、それは大変難しいと思っておりますので、そういった情報交換も含めて、お願いできるものかどうか、対応させていただきたいと思っております。

また、救済策の手法といたしまして、制度資金の元金の繰り延べについてでございますが、これらについても、制度上、そういうことができるような仕組みになっているかどうかということ、これはもう、融資をしているところに尋ねれば早急に答えを

いただけたと思いますので、もしそういうこともかなうとすれば、農協等を通じて意向を調査した上で、そういうことも可能だということであれば、そういうことにも対応してもらうようお願いもしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、実態調査が前提にあるということは申し上げるまでもございませんので、当然、調査を踏まえた上で対応させていただきたいと思っております。

それから、小土地改良事業につきましては、非常に効果が高いということは私も承知しております。

それと、農協から先般、そういったような具体的なお話も承っておりますけれども、画一的な施工ではなくて、それぞれ、町村には町村に適應した小土地改良区がありますので、そういったこともこれから農協の事業計画等をお聞きしながら、町として支援できるところは支援させていただくような、そういう検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 農業被害については、ぜひよろしく対応していただきたいと思っております。

続きまして、日の出公園の件でございますが、位置づけということで、我が町の観光の拠点ということで町長も考えておられる。そのようなことで、ことしから日の出公園再生プロジェクトチームですか、そういったものを立ち上げて、その検討の答えが10月に出るということで、そこら辺を期待しておるところでございますが、我が町はラベンダーの発祥の地ということで、以前は、かなりラベンダー、ラベンダーで我が町はあれしたのですけれども、今はちょっともう、隣町に株がとられたみたいで。でも、発祥の地は、これは変えられない一つの現実でございますので、それはアピールするのは無論ですけれども、ただ、かといって、新たにまた面積をふやしたり、そのようなことはいいのかなと。ただ、今ある面積の中で、被害というか、枯れたりしたものは、やっぱり即、再植して、見やすい状態にするのが当たり前だというふうに思っておりますし、いろいろな整備の方法もあつたのですけれども、ぜひ、あそこから眺める景観ですか、こういったものを十分に観光客に伝えられるようにしていただきたいなというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の日の出公園に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のように、ラベンダーそのものの広がり、もう上富良野のみならず、中富良野町、あるいは近隣町村も、それなりの、ラベンダーについて



はPRをしている状況でございます。しかしながら、やはり、訪れていただきます観光客のお話を伺いますと、ラベンダーの公園としての日の出公園というものはやはり、よそから訪れてくれます観光客の皆さん方にやはり根強いものとあります。あるいは、観光雑誌等も拝見させていただきますと、やはりそういう位置づけが現在もされておりますので、やはりラベンダーの発信力というのはあるのではないかなというふうに考えておりますので、今のラベンダーの植栽している場所がそのまま再生するかどうかということは、今、再生委員会でこれから結論をいただきますので、いずれにいたしましても、あの日の出公園の頂上から見る展望は、これはもう、本当に素晴らしいものだという、私も何回見ても素晴らしいなと思っておりますので、さらにそれを観光で訪れる人たちが関心を持っていただけるような仕組みにリニューアルしたいなというふうに考えておりますので、もう少々お時間をいただいて、構想がまとまりましたら、また議会の皆さん方にもお示しさせていただきますと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） それで、整備計画ということでお伺いしたいのですが、今現在、先ほど話しましたように、ラベンダーのシーズンになると一般の車は乗り入れはできないということで、先ほど町長の答弁の中でも道路整備ということも考えているということなので、ぜひそれを、私は道路整備だけでも先にやってほしいなという気がするのです。

それで、今の用地の中で道路を、一方通行ですが、それをやるのであれば可能だという話も聞くのですよね。ぜひそれをやっていただきたいし、そのことによって、いずれ駐車場が足りなくてということになると、その隣、それは、公園の整備計画の用地の中にもそこら辺は入っているのかなという気がするのです。それで、買収したり整備したりするには金がかかるのですけれども、それはいずれやってもらいたいなという気はするのですけれども、とりあえず道路整備だけきちんとやって、来年の観光時期には全部車を乗り入れできるようにぜひお願いしたいなと。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 渡部議員の御質問にお答えさせていただきますが、日の出公園の道路の整備についてでございますが、今、非常に、訪れていただきますマイカーの方々には、頂上まで上がれないということで御不便をおかけしているところでございますが、やはりこういう時代の中で、頂上まで行っ

て、そこであり、そして眺望を楽しんでいただくというようなことが、これはもう望ましいことは言うまでもございません。ただ、山頂に十分な駐車機能を持たせるかどうかと、スペース的に、これはまたちょっと、課題がございまして、今、再生委員会の中で、そういうような前提を持つての道路の計画というようなことでは進んでいないかなというふうに私は理解しております。

ただ、頂上まで行って、同乗者の方がおられていたいて、そして2線のほうへ回っていただいて定められた駐車スペースにとめていただくというようなことを想定しているのかなというふうに想像しておりますけれども、これ以上の山頂方面での用地を拡張して駐車スペースをとというようなことは大変、今、私の想定の中にはありませんのと、道路だけでもせめて早くというようなお話でございますけれども、私も素人ですから十分なお答えにならないかもしれませんが、やはり、あの頂上から東2線道路までの距離というのは非常に限られた距離でございますので、道路としては当然、備えなければならない斜度、それからそういった基準を満たさなければならないものがあると思うのですよ。それで、それらを満たすようなテクニカルな部分でそれらを克服できるのか、さらに、もし克服できたとして、そういった整備に、町の単独の事業ではなくて、いろいろ補助等をいただく中で今回の再生計画全体の事業が展開できないか、そういったこともトータルでちょっと、絵を描かなければならないと思っておりますので、道路だけ先行してというのは、ちょっと今のところ難しいかなという状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 私は、道路を重点と今、言っているのですけれども、実際に、そこら辺の、斜度だとか、技術課長、どうですか。そこら辺、課長の立場で。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 平面プランでございますけれども、一応検討した結果、技術的にはある程度の斜度で、下りだけですから、それとしては可能だとは思いますが。道路についてはです。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） そういった整備計画というのは、担当に聞きますと、以前からそういう話はずっとあるのだけれども、なかなか実行できないという話は聞いているので、今回、プロジェクトチームの答えも出るので、ぜひそこら辺は重視して考えてやっていただきたい。

以上、終わります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

#### 会議時間延長の議決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

本日の会議につきましては、議事が17時15分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

#### 日程第9 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 次に、4番谷忠君の発言を許します。

4番（谷 忠君） やっと順番が来ましたので、私のほうから2項目について御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、保育所、幼稚園の一元化の考えについて、町長にお尋ねをさせていただきます。

本町には、公設、私立を含め保育所、幼稚園が4カ所あり、それぞれ年間多額の一般財源を投資、同じ幼児年齢を対象に保育、幼児教育が行われているが、幼保一元化問題は、現在、二元行政による幼児教育行政の効率化、能率化が阻害されることが多い。

近年の幼児数の減少により定員割れが生じ、その結果、行政の出費がかさむことになる。保育制度改革に関する意見書については、議員発議をもって両院議長、各関係大臣に提出したところでありますが、内容は、現行制度を基本に施策を拡充することを求めたものですが、一歩進んで町長の幼保一元化の考えを伺う。あわせて、町立保育所運営費の総額に占める人件費の割合は何%なのかについてもお答えをいただきたいというふうに存じます。

次に、2項目目でありますが、検討、協議事項のその後の経過についてということでお尋ねをさせていただきます。

昨年の1定で検討事項の報告ごとの質問以来、今日までの定例会、あるいは決算委員会、あるいはまた予算委員会等々で検討、協議しますとの答弁が多々見られますが、具体的に何点かの項目について、その後の経過についてお伺いをさせていただきます。

まず、21年1定における1番議員の中学生に対する自治基本条例の説明に対しまして、新年度中に各学校と調整するとの答弁についてのその後の経過

についてお伺いをさせていただきます。

それから、12番議員の心の健康保持についてという対策の質問に対しまして、保健所と連携して早急に対策を進めるとありますけれども、その後の相談経過についてお尋ねをさせていただきます。

それから、21年2定における5番議員の定住化促進の具体的対策についての質問に、先進的事例を検討とあるが、これまでの経過はどのようになっているのか、その事例研究の進みぐあいについてお伺いをさせていただきます。

それから、同じように、ラベンダーハイツの民間移譲をやめるべきとの質問に対しまして、運営形態を検討するとあるが、今日までの研究内容をお伺いさせていただきます。

それから、前後いたしますけれども、21年の1定での2番議員の個人情報の過剰反応に対し条例運用を適切にとの質問に対して、緊急時に対応できる仕組みに努力するとあるけれども、仕組みの取り組み経過についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

以上について、検討努力の経過についてお伺いをさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの保育所、幼稚園の一元化に関する御質問にお答えいたします。

本町では、上富良野町次世代育成行動計画の基本目標の一つに幼保一元化に向けた検討を位置づけ、前期計画から後期計画へと継続して、その方向性を探っております。

国の段階においては、子供・子育てを社会全体で支援する一元的な制度として、子ども・子育て新システム構築の検討が進められており、本年6月に、全大臣で構成する少子化社会対策会議において閣議決定されたということでもあります。

この内容としましては、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子供を大切に作る社会の創造を図るため、平成23年度に法案を提出し、平成25年度の施行を目指しております。その新システムの一つとして幼稚園、保育所の一体化が盛り込まれており、これは、幼稚園と保育所の垣根をなくし、幼児教育と保育をともに提供する内容であります。

本町における幼稚園と保育所の一元化については、町内での保育や幼児教育の実態も検証し、この新システムの具体的な動きをとらえながら、さらに今後のあり方を見定めてまいりたいと考えております。

また、町立中央保育所の運営費の総額に占める人

件費の割合につきましては、平成21年度決算で、臨時職員も含めて83.3%となっております。

次に、2項目の、これまでの議会等において、検討、協議する旨の私の答弁に対するその後の検討経過等についての御質問にお答えいたします。

基本的には議会審議やさまざまな機会を通じて町民の皆様から賜りました御意見や、それらに対して私がお答えをさせていただいていることについての対応については、課長会議等を通じて、適時、組織内に指示をしているところであります。

特に、年度当初には臨時課長会議を開催し、予算査定や議会審議等を通じて指示してきた内容を再確認し、その後、各課長のヒアリングの中で、当年度における各課への具体的な課題として指示をしているところであり、また、定期的に各課長にその取り組み状況について報告を求めているところであります。

いずれにいたしましても、速やかに対応が可能な課題から十分時間をかけて議論を深めなければならない課題、あるいは、常に点検、検証が必要なエンドレスな課題など、それぞれの課題に応じて適切な対応を図っていくことが私に課せられた使命と認識しておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りたいと存じます。

なお、御質問にありました具体的な5点の件に関するその後の取り組みの御質問につきましては、それぞれ担当課長より、その取り組み経過等についてお答えをさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 1点目の中学生に対する自治基本条例の説明に対するその後の経過についてお答えいたします。

昨年の7月中旬ごろに上富良野中学校と東中中学校に自治基本条例の内容を説明し、さらに、生徒に説明させていただけるようお願いしたところ、各中学校の3年生を対象として、東中中学校は平成21年11月24日に、上富良野中学校は平成22年2月4日に、3学級の説明を終了したところであります。

今後につきましては、継続的に各中学校の理解と協力をいただきながら説明してまいりたいと考えております。

また、高校生につきましても、引き続き協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 2点目の心の健康保持対策に関する取り組み経過についてお答

えいたします。

21年から23年の3年計画で、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業補助を活用し、心の健康づくり対策事業を実施しております。

21年度は、保健所と連携し、自殺者の実態把握、専門医によるメンタルヘルス及びうつ病自殺予防のための講演会を3回、臨床心理士や保健師による個別相談を48回、各種相談窓口周知のチラシや普及啓発のパンフレット配布、関係機関連携会議への参加を行いました。

22年度は、専門医による高齢者の心の健康づくり講演会1回、個別相談29回、頻度の高いかわりの必要な者には専門医の相談や富良野保健所保健師等の支援を実施中であります。

今後も、実態把握とあわせ、講演、普及啓発活動を推進する予定であります。

議長（西村昭教君） 次に、総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 3点目の定住・移住促進対策と5点目の個人情報の取り扱いに関する御質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、定住・移住促進対策につきましては、町のホームページの定住・移住コーナーを通じて移住準備住宅や農家空き家情報等を提供し、移住促進を図るとともに、本年7月には組織内部に検討プロジェクトを設置し、黒松内町ほか20市町村の先進事例の研究とあわせて検討プロジェクト委員のワークショップ開催などを通して、今年度中を目途に定住移住促進計画の策定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

次に、個人情報の取り扱いについては、御質問にあります災害時などの緊急時におきましては、避難支援や被災者確認などのため、従来から自主防災組織や自治会組織等へ個人情報を提供できることとなっております。

なお、緊急時において速やかな対応が図られるためには平常時からの取り組みが重要でございますので、災害時要援護者対策として、災害弱者の情報につきましては、高齢者実態調査を通じて本人から同意を得よう現在取り組んでいるところでございます。

議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 4点目のラベンダーハイツの運営形態の検討に関する今日までの研究内容についてお答えいたします。

ラベンダーハイツでは、施設の開設年、規模等がほぼ同じである上川北部地区の2町の特別養護老人ホームに出向き、運営形態について調査を行ってまいりました。

その概要は、1町は安定した運営を続けており、当分の間は現状の町営を続けていくというものでございました。もう1町は、町からの繰り入れなしでは運営が難しくなったことから、平成19年に公設民営の形態での民間移譲を行っておりますが、建物の老朽化による改修費の負担、身分移管した職員の処遇の問題、移譲先の自立経営に向けての財政支援など、また、多床室の狭い居室環境の改善を図るため、個室化などの改善整備を要望されている状況にあり、民間移譲によって直ちに町の財政負担が軽減されている実態にはありませんでした。

ラベンダーハイツは、現在、町からの繰り入れなしに運営を行っておりますが、今後の課題といたしましては、施設の老朽化、居室の個室ユニット化への対応、さらに規模の課題などがあります。

また、自治体施設の民間移譲を進めている施設の最近の傾向といたしましては、老朽化した施設を移譲するのではなく、現施設の廃止を前提として、基本的に自己資金で改築できる資金力のあるところを公募し、老朽施設の介護環境の改善、増床等による待機者の早期入所をあわせて課題解決しようとする動きがあるところであります。

これらのことから、町が高齢者福祉の施策を今後も責任を持って行っていくためにも、ラベンダーハイツの運営方針を定めるまで、とりわけ民間移譲についての結論を得るには、まだ時間を要する状況であることを御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 保育所の教育というのは、これはまた幼稚園と全然違って、幼稚園というのはやはり幼児教育を主目的としているということであって、保育所というのは、両親の、共働きの都合だとか、そういったことで預かる、これはもう当たり前のことなのでありますけれども、一元化の問題、これはこうせいと言っているのではないのです。この考え方を伺っているのですよ。国の方針は、これは当たり前のことなのでわかっているのです。だから、町長の方針としてどういう考えを持たれているのかと。

そして、私の言いたいのは、二元の行政の弊害と申しますが、こういったものは、国の所管する、保育所は、これは文科省ですから、それから幼稚園は厚労省、そこが管轄していると思うのですけれども、そのことによって、悪く言えば両省の縄張り意識と申しますが、そういったものが阻害の原因だと、私はこう思っているのですけれども、まずその辺、町長の認識をちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の、まず幼保一元化についての基本的な考えについてのお尋ねにお答えさせていただきますが、御案内のように、保育所、幼稚園のそれぞれの設置目的が基本的に違うことから所管が違ってまいります。全国的、全道的に、全国的なものは余り承知しておりませんけれども、管内、あるいは道内等での動き等につきまして、いろいろ一元化を模索しているところの状況も聞いておりますけれども、私といたしましては、そもそも根本的に、こういうことが議論になってきた背景は何かというふうに考えております。多分、私の想定としては、こういう上富良野の現状と、また違った都市における保育所、非常に待機児が多いという一面がございます。加えて、共働きの家庭がふえてきたということで、幼稚園教育は時間が少ない関係で、園児が帰ってくると家庭にどなたがいなければならぬということ、最近、幼稚園に通園されている人が少なくなってきたということで、非常にアンバランスが生じてきているということが背景にあるかなと思っています。

そういう意味におきまして、私の認識として、上富良野町において、今、そういう状況が顕著にあらわれていないと認識しておりますので、ただ、谷議員がおっしゃいますように、二元行政による不効率、これはあると思っていますので、町独自でそこへ、制度がありますから、一気に踏み込めるかどうかは別として、そういうことは解消していかなければならないという認識は持っております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 二元行政を地域の問題としてとらえるとするならば、これは、今、町長がおっしゃるような、お互いに長短があるということは私も理解しているのです。そのことを一つにして、お互いの長短を補完し合ってやることに市町村としての意義があると、そう私は思っているのです。

先例を申し上げますと、幼稚園と保育所を、例えば表は幼稚園の看板をかけると。裏からというのか横からといいますか、そういうところに保育所の看板をかけると。そして中で内部調整を図ることが、先進の事例として、これは現実にあるわけです。そういったことは、町長、お考えになっておられるかどうかについて、1点お伺いしておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきますが、今、議員がお話しされておりましたような手法は、具体的に取り組んでいるところはあるというふうに私も承知しております。

いろいろその形があるわけですが、一つの建屋の中で、双方の、幼稚園の業務と保育所の業務とを一緒にするというような、合築をしてやるという方法。あるいは、建物は一つだけでも仕切りを設けて、それぞれが個別にやるというような方法。あるいは、さらに進めて、一つの建物の中でお互いが共有できる場所は共有してやろうという、そういう仕組み等が現在あるというふうに理解しております。

現在、上富良野町の中において、町が運営管理いたします保育所について、さらに保育所にプラス幼稚園機能も持たせるような、そういう重層的な保育体制というものは私は想定しておりませんが、上富良野町の中の保育行政全体としてとらえますと、今、民間でそういうことが行われておりますので、そういうことが、国の政策ともあわせながら、そういう意見交換をして、町も一定程度補助をしておりますので、そういったところで行政効率を高められる手法があるとすれば、それは推進してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 私の考えるところによると、すべての法律には許容範囲があるのだらうと、こう思っています。それで、国の権限が二つあったとしても、そのことを調整して行政がやるというところに行政の存在価値というもの、私は当然あるのだと思っておりますけれども、私は、前段申し上げましたけれども、そうやれというのではないのです。

これから、中央保育所の民営化の話も恐らく内部検討されているのだと思います。私は、経営面という面から考えたときに、これは当然、行政は子供たちの成長を願って、行政の役割と、そういうことも十分理解しているつもりですけれども、一方では経営面から考えたときに、これは私は、私営の経営を十分学ぶべきだと、こう思っています。

いい例が、もう何十年もなりますけれども、カミホ口荘のあの経営形態、行政から民間にかわって営々と経営されている。あの状態というのは、十勝岳の源泉の温室が何も変わったわけではないのですよ。周りの景色も何も変わったわけではない。しかし、経営のノウハウというのは、私は、これは申しわけないけれども、行政よりも民間のほうが十分、すべて勝っているのだらうと、こう思っているものですから、私は将来の上富良野の中央保育所の問題も含めて、町長の考えを改めて伺いをしておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町立保育所の件についての御質問でございますが、私の気持ちとして、中央保育所につきましては、大きく二つの視点から考えておまして、一つは、今、谷議員がおっしゃいましたような、保育の拠点としての位置づけに対しましては、これはもう民間の手法を取り入れるということは、もう今は時代の流れでありますし、経営の効率化を図るということではずっと進んでおりますので、それは大いにこれから検討に値するなと思っております。

しかし、一方で、中央保育所の保育機能として、また、なれた、保育士さんを町で持つことによる子育て全体の調整機能と申しましうか、そういうことで今、子育て支援センターのスタートからいろいろな面で、非常に保育所のスタッフの皆さんが、中央保育所の仕事を越えた機能を結構発揮してくれている実態にありますので、そういうところをどういうふうに担保していくかなということと二つの意味合いで、私はこれから中央保育所の今後について考えを整理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 関連して、質問の最後のほうに書いてありますけれども、21年度決算で、臨時職員も含めて83.3%というのが人件費の割合で、この83.3%というのは、町長、どういふふうにとらえていますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 保育所の人件費等についてのお尋ねでございますが、私もかなり粗いくくりで御答弁申し上げることになるかと思っておりますけれども、大体今、園児1人当たりで見ますと、おおむね1人100万円ぐらいかかっているかと思っております。町立保育所のみならず町内の他の保育所等についても、ほぼ人件費が園児1人当たり、町立保育所より上回っているかどうかわかりませんが、私が聞き及んでいるところによりますと、おおむね100万円に近い水準で運営がなされているということで、ほぼそれについては、その全体が多い少ないはまた別の話としまして、水準としてはそういう水準だというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 保母さんの採用基準と申しますか、定員数と申しますか、これは幼児の年齢別の実質人数で計算されるというふうに理解していいですか。（「はい」の声あり）ああ、そう。

私は、先ほどから申し上げておりますけれども、この問題は、近々、避けて通れない問題だというふうに理解しております。そこで町長にこういうお尋

ねをさせていただいたのですけれども、これは、長い年月をかけず、近い将来必ず来ることですから、しっかりと検証して、どういうふうに行っていくのかということも含めて、統合も含めて、幼保の問題については真剣に内部論議をしていただいて、またそのうち報告をいただければというふうに思っておりますので、強い要望をいたしておきます。

次に、2項目めに入ります。

具体的に担当課長から御答弁いただきましたけれども、町長、先ほど何人かの課長から御答弁いただきましたけれども、感想としていかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ御質問いただきました検討協議事項の経過につきましては、的確に事業が意を呈して進展しているものもございます。いろいろ時間を費やしているものもございます。総体的に、私は常に事の進捗を早めるようにということで申しておりますが、今この時点をもって、それが十分なされているかどうかということではなかなか判断できませんけれども、十分期待にこたえる進展もあるものもありますし、なかなか思うような進展がないものもあるという実態でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 町長の答弁の中にも、またエンドレスという言葉が出てまいりました。先般の全員協議会でも3度ほど課長のほうからエンドレスという言葉が出てきました。課題はエンドレスにあるのですよ。これこれに関する問題についての課題というのは、解決しないというか、課題というものは永久的に引っ張っていく場合もある。しかし、問題の解決というのは、その時点、その時点で最善の方向を出したことが、それが解決なのです。議題がそれにそぐわなかったら、また変えていけばいいのです、制度を。だから、課題は残りますよ。そのことによって問題解決ができないということはないのです。

問題というのは、町長がよく言われるように現場にあって、現場に足を運んでみて問題があって、解決策も現場にある。私はそう思っていますから、こういう答弁というのは、極めて私には納得のできないことなのです。

それで、昨年もこういう質問をさせていただきました。その中で私が申し上げたのは、すぐに調整できるもの、結果を出せるもの、あるいは調整が必要なもの、営々として何年もかかるものと、こういう区分けをして報告をいただけませんか、という質問をしたつもりなのです。

これを見ますと、短期間で完結できるものがあるのではないですか。それが、こうこうやりとりをすることが、まさに非効率的だと思いませんか。報告をして済むことなのです。途中経過でもいいのですよ。今、こういう課題について皆さんから御指摘いただいたことについては、こういう経過にある。私ども町民を代表する議員に、こういう検討をするとか、あるいは協議すると答えたことは、全町民に対して約束したことなのです。我々はたまたまそのかわりとして申し上げているのであって、我々議員だけに検討すると答弁したつもりではないはずですから。その点いかがですかね。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

課題解決に対します取り組み姿勢というのは、私も、課題の大きい小さいは別といたしまして、これはもう、エンドレスだということは、もう当然、理解もしておりますし、そして、その答えというのは、必ずその一点に常にとどまっているものだとも思っておりません。常にやはり、時代の移り変わりとともに要請が変わってまいりますので、それについては常にエンドレスで取り組むというようなことは、全く同感でございます。

それと、途中のそういう、皆様方から町民の声としていただいた御意見、課題解決等に向けての御質問に対します答え方としては、私は、実際それを事業化したり、あるいは事業化のめどを広報等で示したり、場合によっては議会でもたお話をさせていただいたりということで、それは常に、町民の皆さん方に現況をお伝えするという気持ちは持っております。そして、そういうふうアプローチをするように担当課長にも常に言っております、ですから、谷議員もおっしゃってくれましたけれども、まず現場に行って課題をきちんと押さえてこいということは、常にそれはもう口が酸っぱくなるように言っていますので、そういうことを通じてまめに動くというも、町民の皆さん方にも伝わっていくものというふうには私は確信しております、もしそういう部分で十分でない面があるとすれば、それはこれから改善を図っていくべきだというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） そういう姿勢で物事を当たっていただければいいのですよ。

ただ、私、過去に、議員になってから3回ほど、議員になる前の事項について、このことはどうなっていますかと。そうしたら、検討するとか協議するとかという、そういう答弁があって、議事録をひも

といてみたらあったものですから、全然協議していませんと、検討していませんと、これは三度ほどあったのですよ。だからこういう質問をさせていただくのですよ。これはもう、こういう答弁で終わってしまっていることが往々に多かったのですよ。だからあえて何回もこういうことを言わせていただいていると。

それで、具体的に入ります。

まず1点目、これは1番議員が質問をした昨年の一訂の中であります。このときに、今回の答弁で、東中中学校と上富良野中学校ですけれども、3年生を対象にして説明をさせてもらったと。これは2年生、1年生はどうなっているのか。3年生だけを対象にして説明させてもらったということについての、その意図は何なのか。

それから、昨年の一訂の1番議員の御質問の中で、高校生について、これはまだ協議中と。何か弊害があるのですか。学校の先生方の理解が得られないのか、あるいは授業のカリキュラムに編入することが難しいのか、その点についてお尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番議員の、まず自治基本条例の中学生、高校生に対する説明の経過についての御質問でございますが、自治基本条例の説明につきましては、私が把握しておりますのは、3年生を対象に説明をさせていただくということで、毎年3年生を対象にということで、これからも継続的に3年生を対象にということで、ここで御答弁させていただいているところでございます。

高校につきましては、高校のカリキュラムの中で、この基本条例の説明をする時間がとれないと、今のところそういうようなことで実現に至っていないというふうに聞いておりますので、これについては、ぜひ説明をさせていただきたいということで、高校とこれからも協議をさせていただくということで御答弁させていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） それで、我々の一般に配布されている冊子と、それから学生に対するわかりやすい説明資料というのは、これは分離されているのですか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 4番議員の御質問にお答えいたします。

答弁にもありましたように、担当のほうが中学校のそれぞれ担当の先生といろいろ協議しまして、生徒にわかりやすいような形ということで、新たに資料をつくりまして、授業で説明しているところでご

ざいます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） こういったことについては、これは確認しなかったら、今まで報告が何もないので、はっきり申し上げて。私は当然、中学生、それから高校生に対して、自治基本条例の中身について、授業のカリキュラムとして、当然、高校ではあったものと、そういう推測をしていたのです。お伺いして初めてこれはわかったことでしょうか。こういうことはちゃんと担当課長がやるなり、それは執行者側として十分、委員会なり、全員協議会なり、今はこういう状況にあるのだと、あるいは定例会を通じてでも、町長の行政報告の中でやれるはずなのです。そのことを私は何回も申し上げているので、こういうやりとりをすることは、私は極めて時間的に無駄だと思っているのですよ、はっきり申し上げて。私が言っていることは無駄だと自分だって思っているのですよ。こんな1時間も使ったら怒られますからね。

それで、次に移ります。

それで、2点目、保健所と連携して自殺者の実態把握、それから専門医によるメンタルヘルス及びうつ病予防のための講演会を3回実施したというふうになっていますけれども、保健所と連携をして、自殺者の実態把握。これは、実態把握はどういう中身を言って、みずから命を絶たなければならなかったという、その原因。

きのうちちょっと、5時半ごろテレビを見ましたら、ちょうど北海道のみずから命を絶つ方が4名おられる。私のこれによくマッチしているなと思ったのですけれども、これは何かドラマかなと思ったらコマーシャルだったのですね。それで終わってしまったのですけれども、4名という数字を言っていました。上富良野にも、この方の質問の中で、実際、現実のみずから命を絶たれる方が多いと、こういう状況でありますけれども、この実態把握の概要について御説明をください。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 4番議員の御質問に御報告いたします。

町の自殺者の実態につきましては、平成15年から21年の間で、男性が23人、女性が11人、合わせまして34の方がみずから命を絶っております。男性では40歳代の方が最も多く、次いで30歳、50歳代と、現役世代の方が多い状況でした。職業、家族背景につきましては、さまざまな状況にありました。治療状況につきましては、治療につながっている方もありましたけれども、全く治療

につながらない状況、また治療状況が把握できない方もいました。女性につきましては、50から70歳代、慢性疾患とかうつ病、統合失調などで治療を受けている方が多い状況にありました。

以上です。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 現実に、講演だとか、そういったことももちろん重要でしょうし、啓発運動も大切なことなのですが、私は、その人がどういふ心の悩みを持ってこういふことになるのかということ、やっぱり個別訪問、そのことが最も大事だと思っていますから、もちろん、あなた、何か心配事はありませんかなどという声をかけることはなかなか難しいのですけれども、何かのことを発信しているということによく言われます。ただ、結果として、ああ、あのときそうだったのかなど、このようなことは予後としてわかるのですけれども、もちろん、あなた方については専門家でしょうから、そのことは十分注意をしながら啓発に努めていただければなど、こんなふうに思っております。強く要望をいたしておきます。

次に、3点目の定住化促進対策についてでありますけれども、この定住化というのは、極めて各町村でもやっていますけれども、私の町、町長、みずからこれ、先頭になって、大変な思いを持って取り組もうとされておられるのでしょうかけれども、これといった策はない、こう思っているのですよ。

それで、町長は、できることなら上富良野の人口を減らしたくないのだと、30年に1万9,000人を超してと推定した目標を立てていますけれども、現にもう、1万ほど割ってしまっているのですよね。このことを強く意識で持つなら、こういうものは早くやらないとだめだ。今ごろこのようなプロジェクトをつくっていると、このような話ではないと思うのですけれども、いかがですかね。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変ハードルの高い課題でございます。移住・定住を求める事業は、もう全国的に取り組みがなされております。そういう中で、上富良野に移住・定住をしていただけるような妙案というものは、今、検討作業を進めておりますけれども、多分、非常に、考え方として消極的と思われるかもしれませんが、これはという、他の地域を勝るような妙案は、大変厳しいかなというふうに思っております。

あわせて、私、常に全課に申し上げておりますのは、よそから来ていただく、もちろんそういう魅力づくり、あるいはそういう関心を持っていただくよ

うな手法も講じることも一方では大事ですけれども、他方、上富良野町から町を離れる人を1人でも少なくするというのも、それ相当の私は意義があると思っております、それにはまず、今の現状を見ると、高校なり中学校、学業を終えられて、ほかの町へ職を求めておられる方が大半ですから、農業後継者なり商業の後継者を除いては、ですから、まず上富良野で職を求められるという、そういう下地を何とかつくりたいかということで、私は相当意を使っているつもりでございます。

おかげさまで内田工業の後にプラスコさんがすぐ継続的に事業展開していただいたり、あるいはかみふらの牧場さんが豚舎をふやしていただいたりということで、速度は遅くても、そういう足跡もあります。私は、そういうことで、移住・定住とあわせて、上富良野でなりわいを立てていけるような、そういう仕組みもあわせて行うことが町としてできる近道ではないかなというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 最後になりますけれども、私は、この問題を通じていつも思っているのですけれども、政治姿勢を明らかにしなければならない執行者にとって、議会で答弁することは、何ら私は不都合もないし、難しく考える必要もないと思っていますのですよ。そのことによって、その形が実ってこそやっぱり執行部の信頼が高まって、町政確信につながって、町民の信頼も得られると、こう思っているものですから、ぜひ前向きな取り組みをお願い申し上げます。

私は、昨年申し上げましたように、こういう議会を通じて、できれば町長の執行方針の中で報告いただければ、何ら問題は、その目線で、その時点で、この問題に対してはこういう状況にあるのだということは素直に私も受け取って、そして素直に町民の方にお伝えできるということなものですから、余計な作業を省けると、こう思っているものですから、そのことを強く求めて御質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番谷忠君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許します。

5番（米沢義英君） 私は、4項目にわたって質問させていただきます。

第1番目には、地方交付税の運用のあり方について質問させていただきます。

国においては、地方交付税の増額配分が、この7月23日に決定されました。その決定を受けて、町



においても、この9月定例議会において、地方交付税の増額予算が提出されようとしております。

その内容を見てみますと、地域活性化に対する取り組みの交付金、あるいは雇用対策に充てられるというような内容のものであります。また同時に、町においては、政策的な予算として、その増額された交付税の一部を計上され、予備費、あるいは起債の償還と、あるいは中山間地等の予算に計上されておりますが、取り組むべき内容として否定するものではありませんが、しかし、今回の交付税の増額の中身を見ますと、当然、町民の暮らしと福祉の向上のためにこそ活用すべき内容であるものと私は考えるものであります。

また、その活用の仕方として、大まかに何点か例を挙げてみたいと思います。

来年度までに家庭に設置が義務づけられている火災報知器の設置時の助成。上富良野町においては、消防等において聞きますと、まだ50%台ではないかという話でありました。あるいは、子供の健康を守る上から有効とされている子宮がんの予防につながる子宮頸がんワクチン接種時の助成。国においても、これらの取り組みの予算を計上されていると聞きます。また、細菌性髄膜炎は、乳幼児にかかると大変重症化するという形の中で、ヒブワクチンに対する助成も必要でしょう。また、老朽化している学校の遊具の取りかえやいすの取りかえ、さらに、地域から要望が出されている遊具の設置や、あるいは側溝の設置、さらに、未就職者に対する支援など、増額配分された交付税の使い道は数多くあると考えます。この点について、町長はどのようにお考えなのか、見解を求めます。

次に、国民健康保険税の問題について伺います。

国民健康保険事業は、ほかの健康保健に加入していない人たちが必ず加入する医療保険となっています。それは、自営業者であったり、あるいは農業者、年金者であったりという人たちの加入制度になっています。上富良野町では1,836世帯が加入し、3,497人の方が加入しているという状況になっております。

近ごろでは厳しい経済状況の中、国民健康保険税を納めるのが年ごとに大変になってきている、重税感がますますふえているという声が聞かれるというのも実情であります。さらに、町においては、決算等で見られるように、未収や滞納、不納欠損などが常態化するという傾向にあります。国民健康保険税の負担の軽減を求める声が、根拠がこういったところにもあるのではないのでしょうか。

国民健康保険に加入している世帯の重税感や自治体財政が大変になってきた原因は、厳しい経済状況

の中で所得が伸び悩む、あるいは国の国庫負担による削減が大きく寄与しているという原因になっていると考えます。私たちはこの点でも、医療費の45%に戻すこと、これを国や関係官庁に対して要望しています。

そのことを申し上げて、次の項目について町長の見解を求めます。

一つ目には、経済状況の落ち込みで、近年、国民健康保険加入者の重税感は大変な状況にあります。一般会計からの繰り入れなどをして税の軽減対策を実施すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目には、一部の自治体では税の不公平感を是正するとの理由から、資産割の廃止をしている自治体もあります。富良野圏域では中富良野町、富良野市などがあります。町において、今後の対応についてお伺いいたします。

三つ目には、国民健康保険法44条では、低所得者の加入者に対しては窓口負担の減免制度ができるものと定めております。町等においては、失業者など特殊な事情に対しての適応も書かれておりますが、しかし、実態としては、これも効力を発していないというのが状況ではないのでしょうか。経済状況等の落ち込みなども考慮し、所得の少ない加入者に対して、恒常的な制度として検討、実施すべきだと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、温暖化対策について伺います。

上富良野町においては、地球温暖化推進法に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための地球温暖化対策実施計画が策定されました。その計画には、二酸化炭素排出量を町民1人当たり25%削減、6.43トンから5.94トンまで下げるという方向を示しています。

今、国や道においても二酸化炭素削減に向けた各種の補助政策があり、この補助政策を多く利用する自治体や個人、団体も生まれているという状況にあります。冷え込む地域経済の流れを変えらるきっかけにしたいとの期待感もあり、今、多くの自治体でこの制度を活用する、また、地域においては地域経済の冷え込みを何とか変えようという形の中で、この制度をいかに上富良野町に合わせた形の中で活用するかということが一層求められているのではないのでしょうか。

町がこの間、新築した家屋の中には、ソーラーパネルの設置、あるいはエコキュートの設備暖房などを設置する人がふえるという状況にあります。この流れを推し進める、これが今、町の経済を活性化する、町の二酸化炭素削減の方向性を示すという点で

大変重要になってきております。

しかし、この間、私の質問に対して、環境設備に対する補助制度については消極的な態度をとっておりました。しかし今、この時世の流れでは、この消極的な態度は時の流れに押しやられてしまうという危険性を持っているということを考えれば、二酸化炭素削減推進と経済の活性化のためにも、町は将来を見据えた、より具体的な対策をとることが今求められていると考えますが、いかがお考えでしょうか。

町長に、次の2点について質問いたします。

二酸化炭素削減などには住民の協働の取り組みが求められています。もう既に、国は、ごみの分別等々を含めた、各種の二酸化炭素削減に向けた取り組みが実施され、町もそれに向けた周知もされておりますが、今後さらにわかりやすく、具体的な周知の対策が求められていると思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目には、町においても環境に対する関心が高まっております。また、家屋の新築時における環境に配慮した給湯設備や暖房機を設置するということがふえ始めております。町としても、省エネルギー、環境設備に対する補助制度の導入を検討すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、農業の問題についてお伺いいたします。

長雨や高温多湿という状況の中で、農作物に少なからず被害が出るという状況になっております。ある農家の人に聞きましたら、ことしは本当に大変だ。タマネギ、あるいは豆、あるいはビートに至っても、品質の低下や腐れという状況の中で、本当に年を越せるかどうかかわからないという声が、私に話してくれました。昨年においてもこのような状況。当然、収穫してみなければ、その被害状況もわからないということもあるかと思えます。しかし、長雨による農作物の被害は顕著に出ており、その被害は明らかであります。上富良野町の現時点での被害状況はどのようになっているのかお伺いします。

また、今後、その被害に対する農家に対する救済・支援対策も当然必要になってくるものと考えますが、以上の点について、町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの地方交付税の運用に関する御質問にお答えさせていただきます。

地方交付税につきましては、平成15年の三位一体改革以降、地方交付税の総額は大きく減少し、その影響を受けて地方財政も悪化した経過にあります。

このような現状の中で、国では平成22年度地方財政計画において、特別枠として地域活性化・雇用等臨時特例費を創設し、地域主権改革の第一歩として、地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団体が地方のニーズに適切にこたえられるようにするため、地方の自主財源の充実、強化を図ることとし、地方交付税総額が増額された経過にあります。

これを受けまして、町といたしましても当初予算において、地方交付税については、臨時財政対策債も含めて一定程度増額計上した中で、地域経済や雇用の活性化、福祉施策の充実など、時代の要請に重点的にこたえた予算措置を行ったところであります。

このような中で、7月末に平成22年度の普通交付税の額が確定いたしまして、結果として、普通交付税総額は、全体比4.5%、1億2,153万8,000円の増、当初予算対比では1億8,527万4,000円増となったところであり、今回の補正予算に増額計上をお願いしているところであります。

しかし、このような交付税措置は、国の深刻な財政状況や財政再建議論の高まりなどを考慮するとき、地方への財政措置の配慮については恒久的に続くことは期待できない状況にあると考えており、自治体財政の基盤安定化には一層意を用いていかなければならないと考えております。

したがって、今後の町の財政運営につきましては、国の地方財政計画等を見きわめた上で、今後予定されている大型事業やさまざまな行政課題等に対応するための財源として、一定程度留保する必要がありますと考えているところであります。

議員御提案の各施策につきましては、前段申し上げましたように、今後の財政状況を考慮しながら、その必要性、緊急性等を検討させていただき、その方向性を見定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの国民健康保険税に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の国民健康保険税の軽減対策についてですが、国民健康保険を取り巻く環境は、急速な高齢化が進展するとともに、医療費は年々増大しており、一方では長引く景気の低迷で所得もふえず、保険税収納の低下を来すなど、国民健康保険事業会計は、財政的にも不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

国民健康保険税の軽減策につきましては、前段申し上げましたように、保険税の負担の厳しい低所得者世帯に対しましては、応益割の7割、5割、2割を軽減する制度と、今年度より新たに、解雇・倒産

などの理由により、平成21年3月31日以降に失業された方に対して、国保税と保険診療にかかわる自己負担限度額を新たに算定する軽減制度が講じられておりますので、現在の国保財政から見ても、さらなる国保税の負担軽減策の実施は難しいことを御理解願いたいと思います。

次に、2点目の資産割の廃止についてですが、資産割を入れない3方式を採用している市町村は、上川総合振興局管内では旭川市、富良野市、中富良野町の3市町だけであります。資産割を廃止して所得割に一本化することは、所得のある方にさらに負担を強いることになるため、当町としては保険財政の安定化と負担の公平感を保つ観点から、現行の資産割を含めた4方式を採用している経過にあります。

今年度の予算編成においては、基金をほとんど支消して予算を組みましたことから、今後の医療費の動向を見ながら、12月には税率の引き上げについての判断の時期と考えており、そのときには国民健康保険運営協議会に負荷のあり方も含めて協議していただきたいと考えております。

次に、3点目の恒常的な低所得者に対する対応についてですが、国民健康保険法第44条の規定に基づき、当町でも平成6年10月1日から国民健康保険条例施行規則第27条に一部負担金の減免及び徴収猶予の規定を設け、災害等により被害を受けたり、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少して生活が困難となった場合、6カ月以内の期間に限って一部負担金の減免及び支払い猶予をすることができますとしております。

平成20年度の調査では、道内の173保険者において、8保険者が免除をしたという状況であります。

また、恒常的な低所得者に対する対応につきましては、前段で御説明させていただきましたとおり、当町の国民健康保険特別会計は基金をほとんど支消し、財政的にも大変厳しい状況で運営しております。恒常的な低所得者に対する対応は難しいことを御理解願いたいと思います。

次に、3項目めの温暖化対策に対する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の住民への省エネルギーの取り組みの周知についてですが、議員も御存じのとおり、ことしの4月24日、上富良野町建設業協会が主催者となり、北海道工業大学の協力を得て、当町で初めて地球温暖化対策新エネルギーセミナーが開催されました。まさに事業者みずからが地球温暖化対策に取り組んだ第一歩となったものであり、町としても関係各位に深く感謝しているところであります。

町では、5月の広報誌から「すぐできるエコ活

動」コーナーを設け、日常における簡単なエコ活動を紹介させていただくとともに、8月からは町のホームページに省エネ、新エネルギーに関するホームページを追加し、いつでもだれでもが気軽に町の省エネに対する取り組みを知ることができるように努めているところであります。

今後は、9月19日に開催します自然環境に親しむ事業、親子でフットパスや環境に関するセミナーの開催等を計画しておりますので、町民の皆さんが気軽に参加できるよう啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の住民の省エネ環境設備設置に対する補助金の導入などを検討してはとのことですが、昨年、上富良野町地域省エネルギービジョンを策定する際に、町民500世帯、事業者100世帯に無作為にアンケート調査を行いましたところ、40%の回答をいただきました。その中で、今後、町への要望事項を記入していただいたところ、多くの方々から省エネ、新エネルギー購入時の資金援助や情報提供の要望がありました。

町では今、上富良野町地域新エネルギービジョンを策定中でありますので、その中で議論をいただきました検討結果を踏まえた上で、今後、具体的に事業展開ができないか検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問にあります省エネ環境設備設置に対する補助金導入ですが、今後の省エネルギー対策として非常に有効な手段であると思っておりますので、省エネルギーだけではなく新エネルギーを含めて、将来に向けた対応を考えてまいります。

今現在、多くの自治体で省エネ、新エネルギーに対する補助制度が確立されておりますので、内容を把握するとともに、国の温室効果ガス排出抑制の補助制度の導入を検討しながら町の補助策等を整備してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの農業政策に関する御質問にお答えいたします。

さきの今村、渡部両議員にお答えさせていただいたとおり、本年の高温・多雨という異常気象により、農作物における農業被害は、農地の冠水や病害等により甚大なものと認識しており、昨年の比にはならない被害だと考えております。

今後、本格的な収穫期を迎え、被害の実態が明らかになってくると思われ、昨年から2年続けて被害に遭われている農業者も少なくないことから、今後の営農に対する不安感が高まってくることが大変懸念されます。

このことから、農協など関係機関と連携を密にし

て被害農業者への対応等について準備を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 交付税の活用についてお伺いいたします。

結論的には一定程度の内部の留保資金が必要だということで、緊急性も含めた中で検討したいということで、具体的に実施するという形にはされておられません。上富良野町には、既にこれにかかわった地域活性化・雇用対策という形で、約8,900万円の交付税が算入されているかというふうに思ひます。

私は、確かに、健全財政を維持するという点では、あるいは、そういった点でも一定の内部留保資金を基金あるいは貯蓄するという点ではよろしいかというふうに思ひます。しかし今、すぐやれるものがまだたくさんあるのではないかと、住民から寄せられた中に。例えば地域の遊具の問題でも、設置が望まれているのに設置されていないという問題もあります。

まだまだ地域を見たら、側溝がでこぼこになっているという点がたくさんあって、あれにつまずいたらどうするのかと、町の責任問題にも発生するというような、そういう地域もありますし、歩道までも段差がついているという状況もあります。何よりも、このヒブワクチンの問題や、やはり学校の老朽化している遊具の問題でも、補修して済ませるといふ状況になっていると。こういう財源があれば、そんなに高額にはならない部分もありますので、やっぱり使えば、すぐ設置できるものといふのはたくさんあるのです。

また、未就職者という形の中でもこれを使っていることの内容でありますから、こういうものも含めて、ただ緊急性というだけではなくて、やはり今すぐこれを具体的にするということが町に求められていると思ひますが、ぼやかさずにきちんと検討会議を開いて、これをどう使うのかといふところまで考えて実施されるべきだと思ひますが、この点をお伺いしたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の1点目の地方交付税の運用についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の補正で組ませていただいております交付税の扱いについては、予備費に置かせていただくウエートを高めたところでございます。

その理由といたしましては、それぞれ委員会等で

御説明させていただいてきておりますが、この秋が終わるまでの台風時期がまだこれからでございますので、そういった自然災害に対する備え、それから、今後の財政需要、財政の安定化もさることながら、大きな事業がこれから町として想定されることなどを考え、さらには、今の国の現況を私なりに推察するに、このような交付税措置が継続的にあるという期待は、持つことは大変、それは現実的ではないというふうに考えております。むしろ今の国の財政状況等を見ますと、かつての三位一体改革のときのような、非常にまた厳しい局面が、そう遠くないときに来るといふふうに想定されますので、それに備えたしっかりとした財政の備え、しかし、それとあわせて、予定される大型事業等についても対応できるような財政基盤、そういったものを今から備えておく必要があると思っております。

それと、ただいま議員からお話がありました個々の施策について、検討できるものもあろうかと思ひます。この自然災害等の落ち着いたが、12月を迎える前にはそういう時期を迎えますので、私の思いといたしましては、12月の定例会を迎えるに当たって、今回の予備費に計上させていただきました交付税の用途につきまして、さらに具体的に検討して、その最終的な扱いを皆さん方に御相談申し上げてまいりたいというふうに考えております。今はその途中経過にあるという、そういう今の時期の実態も御理解いただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 確認したいのですが、町長、今回の地域活性化や雇用拡大に向けてのこの交付税は、やはり私が言うように、一定その部分、使わなければならないということで、この12月等において具体的な対策を図ると。これは駆け引きなしですよ、町長。これを言った以上は、公の場ですから、町民も皆さん聞いているわけで、後で政策調整会議で調整して、できなかったという、子供と子供の話でもないわけですから、このことは担保されるということで認識してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

どういふような事業展開が上富良野町民のためにとっていいかといふことは、今後、12月の定例会に向けての中で皆さん方に御提案申し上げて、御相談申し上げながら、その方向をきちんと定めてまいります。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 言った以上は、忠実にこれを実行するといふことが町長にこれから求められる

わけですから、この点、申し上げておきたいと思えます。

この間言った、細菌性の髄膜炎に対するヒブワクチンの問題、確かに経常的にかかる費用ではありませんが、しかし、これが一たび子供にかかったら、やっぱり脳性麻痺やいろいろな、身体障害が出るというような、そういう状況もあります。未就職者に至っても、まだ仕事があれば、上富良野町でも就職につきたいという方もたくさんおられます。そういう具体的なことを、今、交付税を活用しながら、町の人たちが望んでいるということをもう一度確認したいと思うのですが、そういう方向で、これから具体的な、必要ならば、要望だとか、募集したりだとかするというのも一つの方法だと思いますが、確認しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々具体的な事業として、どういったものを取り上げていくかということについては、今ここで述べる状況にはございませんが、いずれにいたしましても、有効に、その交付金が町民のために使われる、どのようにすれば町民のために役に立つかということを十分検討した上、さらに皆さん方議会にお示しながら方向を定めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長、かたい決意ですから、それを信じたいというふうに思います。ただ、出てきたときにどういう話になるかは別としても、そのことはきっちり、町長の責任において、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税の問題についてお伺いいたします。

国民健康保険税の軽減ということで、自営業者であったり農業者、あるいは年金で生活されている方等々、いわゆる構造的な、脆弱な財政基盤という形になっております。

この間、町の担当者の説明、あるいは町長の説明では、他の自治体から比べても、1人当たりの保険料は低いのだということを言われております。確かに低い状況にはあります。しかし、上富良野町の年間の所得等を見ましたら、いわゆる200万円以下の世帯が年々ふえる傾向があります。営業者にとっても、農業者にとっても、その所得者にとってもふえるという状況です。

このことを考えたときに、一概に単純に、いわゆる国保税が全道から見ても低いから、これはそう負担感はないのではないかと感じておられると思いま

すが、このような営業をされていることがありました。固定資産税も払わなければならないと。消費税も払わなければならない。かといって、商売の売り上げは伸びているのかといたら伸びない。それで資産割についても払わなければならないという状況の中で、本当に税の負担というのは大変だということを行っているのです。

やはりこういうことを考えたときに、上富良野町の、やはり国民健康保険税の税の負担というのは限界に来ているのだと私は考えておりますが、この点は、町長、どのように認識されておられるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の保険税に関する御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、御答弁でも申し上げましたが、町健康保険財政基盤は非常に現在厳しい状況であります。加えて、ほとんどの基金も支消して22年度の保険運営を行っている現況にございまして、加えて保険税の水準が管内的に見ても高くない、私はレベルだというふうに認識しております。

そういうことで、さらに負担の軽減を図るということは、そういう想定はできない状況だというふうに思っております。加えて、資産割の賦課方式についても、むしろこれは公平感を保つ方法だというふうに私は評価しておりますので、現行の体制の中で基盤の安定を図っていくことが肝要だと考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） なかなか厳しい実態というのは、町長は御存じではないのだろうと思います。聞けば聞くほど、本当に、自営業者に至っても農業者に至っても、一般の方に至っても大変です。

町長は、事あるごとに、答弁書の中に7割、5割、2割軽減しているからいいのではないかと。これは国から定められた制度であり、これは実施して当たり前の話なのです。

なぜ上富良野町の国保税が軽減されないのかということなのですが、これは一般会計の繰り入れをずっと、15年度から見えました。そうすると、保険基盤安定軽減資金、支援金、職員給与、出産一時金、財政安定化支援事業という形の中で、これは義務的な経費として国から来ていて、これが一般会計として名目上出されているだけなのです。だから、実質、一般会計からの繰り入れというのはされていないという状況です。何ぼかされている分はあるのですよ。全くということではないのですが、これを3,000万円なり4,000万円なりふやせば、約1万円ぐらいは軽減できる可能性が出てくる

のです。

こういうことをやっていて一般会計から繰り入れしているということは、全くとは言いませんよ。だけれども、余りにも少な過ぎるのだと、今の実態からすれば。私はこういうふう認識しているのですが、町長はどのようにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般会計からの繰り入れ等による保険財政の運営実態につきましてのお話でございましたが、私といたしましては、町民すべてが加入している保険の仕組みでもございせんし、そういったことを、全町民の公平感から考えましても、今の一般会計からの繰り入れ水準をさらに高めることが、町民の公平感を保ちながら繰り入れをふやしていくということは、むしろ非常に疑問だというふうに理解しておりますので、今の水準は適正だと考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 適正でないのですよ、町長、今の社会環境から、経済状況から言っても。行政側から見て適正だと言っているだけであって、加入している方々からしてみれば、この税の負担はいかに本当に大変なのかということ、町長、歩いて実際聞いてみてください。そういう声がたくさん返ってきますから。

私は、そういう意味では、まだまだ、例えばこういう財源を、今回交付された財源だとか積み立てに回った財源、こういったところに充てるだとかすれば、十分国民健康保険税の軽減ができる。このことを訴えて、次に移りたいと思います。

次に、資産割の廃止の問題なのですが、他の町村の実態を聞きました。確かに資産割を廃止すれば、また、その分どこかで上げなければなりませんということです。ただ、不公平感を是正するという点で、いわゆるこの税金というのは、地元資産を持っている。他町村に、例えば僕なら僕が、仮にですよ、いろいろ土地や家屋を持っている、アパートを持っているという場合は、上富良野町ではかからない。そういう不公平感を是正するために、この資産割を廃止した。あるいは、自営業者にしてみれば生産手段です、商売を営む。確かに利益を上げる場合もあるけれども、しかし、あくまでも生計を維持するため、暮らしを維持するための生産手段なのです。

そういうことを考えたときに、資産割はどうか。もしくは無年金者、いわゆる所得がゼロ世帯に対しても、この資産割があれば当然かかります。そういうことも含めて不公平ではないかと。だけれど

も、これを是正するということになれば、他の所得割、均等割、平等割に上がるから、いろいろ、その採用の仕方だと。しかし、私は、そういうことを考えたときに、一定部分、この資産割の廃止もあっていいのではないかと、その不公平を是正する意味です。そう考えますが、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の国民健康保険税の賦課方式の資産割についての御質問にお答えさせていただきますが、私は、米沢議員とまた考えを異にしておりますが、私は、大都市は、自分の資産を持たない中で営業をされているという方の比率は、多分高いと思います。大きな市部だとか、そういうところはそういう傾向にあるかと思えます。しかし、こういう上富良野のような町の実態の中では、自営業者等の事業実態を見ますと、やはり、資産を持ちながら仕事をされているという方がやはり主流であろうと。当然、そういう客体に対しても負担を求めていくということが、むしろ国保財政の安定化に資するというふうに私は理解しております。都市部とこういう地方とは全く状況が違うというふうに理解しております。現行制度は10%であります。資産割を採用していることは税の負担の公平化に役立っているというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 所得がない世帯というか、そういうことも町長は言われておりますが、しかし一方で、そういう不均衡が、やっぱりあるということは事実でありますから、この点、見直す点についてはぜひ見直して、やっていただきたいというふうに考えています。

次に、3番目の国保の第44条の低所得者の窓口負担の問題ですが、確かに町においてはそういった緊急時、失業等の適応をうける救済、あるいは減免猶予という形で述べられておりますが、これが発動したという事例はありますか、今まで。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 当町においては、これを適用したというような事例があるというふうには聞いておりません。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうなのです。これは周知されていないのです。よくわからない方が多いのです。少なくとも、こういう、何らかの形で、病気で仕事につけなくなった、あるいはそういう失業に陥ったという方がおられると思います。そういう方に対してはきっちりと、こういう制度があるという

ことを周知するというのも一つの方法だと思いますが、この点、しっかりとやっていただけますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問の、低所得者に対します対策についての周知についてお答えをさせていただきますが、不十分なところがあるとすれば、それは多くの皆さんが周知していただけるような工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういうところが、こういう制度はつくったけれども周知されていないという問題がたくさんあるのですよ。こういうもので救われるという方もたくさんいるはずですから、この点をぜひやっていただきたい。

それと、もう一つは、低所得者の負担の軽減で、44条では、この窓口負担の減免もできるというふうに解釈、私はするのですが、この点はそう理解してよしいのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、窓口負担の軽減も、この44条の中では含まれているというふうに理解してよしいかと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうすると、こういう制度をやはりきちんと行政がつくるということが次の段階で求められています。

わかりやすくお話ししますと、所得がない世帯、あるいはなくても、例えば窓口では個々で3割だとか払わなければならないという状況になっています。こういうところに不公平感というのが私は生じているのではないかというふうに感じています。こういう制度では、そういうことでもきちんと対応できる制度なのに行政がつくっていない。それで、ここの中では財政が大変だ、どうのこうのということを掲げられておりますが、手法としては、7割減免するだとか4割減免するだとか、窓口負担ですよ、いろいろあると思うのです。やはりこういう制度が、国としても実施していいということを言っているわけですから、すぐ実施すべきではないですか。

それで、未納になったときにすぐ督促状を出すということは早いけれども、税の引き下げだとかこういう問題にはなかなか手をつけないというのが実態なのです。行政サービスもつくって、そして滞納者には、悪いから当然そういうものに該当するのでしょうけれども、私はこのときには反対しました。だけれども、そういうことをやるのだったら、一方でこういった制度に基づいて軽減措置を、窓口でも

負担軽減ができる制度をつくるべきだと思いますが、町長、これ、どうですか、この点。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、町独自の制度を制定するということは、考えは持ち合わせておりませんが、国民健康保険法の中で定められております制度の活用については、これはもう、そのような活用が周知できますように、工夫の余地があるとすれば、それはもう改善をしてまいりたいと思えますし、対象の範囲がどういうふうに定義されているかといえ、これはまた担当のほうで精査いたしまして、町民の方々に伝わるような工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長、まともに答えていないのですよ、これ。そういった所得が階層別にゼロであったとしても、年間30万円、40万円、80万円ぐらいの町民税非課税や、そういった老齢年金世帯に対しても、そういった状況、窓口で3割負担とかなっている場合があります。障がい者だとか認定を受けていれば変わる場合もあると思えますが、私は、こういうときに、やっぱりきちんとその制度を活用するというを町として行政とやる義務があると考えておりますが、今後、この点、実施に向けて検討するというので、町長、どうお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、定められた制度を活用するということに対しましては、何ら私も異を持っているものではございません。その制度をどのように町民の皆様方に活用ができるような周知をしていくかということについては、これは意を用いてまいらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は周知の話をしているのではないのです。周知の話は、失業だとか休業、あるいは病気になったときの、この点に対して周知と言っているのであって、今言っているのは、この44条に基づいた窓口負担をどうするのかということの話で、それを単に、こういうことがありますよと周知するという、そうしたら、それに対して町民の方が、返事が返ってくるまで待っているということですか、町長。お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお

答えいたしますが、制度についての説明を被保険者の皆さん方にさせていただくということ、そして、それを適用できると推察される方々からお話があったときに、どういうふうにその活用ができるか、今、米沢議員がるるおっしゃっておりますが、そういうことが対象になるのかどうかということも含めて、それは都度、都度、対応するということになりますので、今、どういう方までいいですよ、今、どういう方がいいですよということにはならないと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 答弁に全くなっていないのですよね。何を言っているか僕、よくわからないのですよ。ちょっとこれ、議長、もうちょっと内容を、きちんと説明を、わかりやすくするように、ちょっと、議長、指示をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからも若干、説明をさせていただきたいと思いますが、今、町長から答弁させていただいておりますように、運用の実態が、なかなか、全国的に見てもないというのが厚労省の段階でも把握されているようでございまして、ここ最近の情報によりますと、全国の各保険者が適切にその制度を運用できるような、一つの判断基準をモデルとして示したいというような、そういうお話も我々のほうとしては若干耳にしてございまして、そういうものがどういう内容なのか、そういうことをしっかり踏まえて、ただいま町長が申し上げましたように、実際に皆さんにお知らせするとともに、保険者として具体的に判断ができるような、そういうものも持ち合わせる中で、適切に対応することが今求められていると思いますので、ぜひともひとつ、その点も含めて御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いろいろなことを、この間も副町長は言われるのだけれども、なかなか実行が乏しい場合があるのですよね。副町長のおっしゃる、状態も調べて、検討するかどうかということまでちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、やはり検討するということで受けとめていい言葉なのですか、それは。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） ただいま申し上げたことの繰り返しになりますので、大変申しわけございませんけれども、今、この間、町長が答弁申し上げた中には、平成6年に制度化して、今現在、運用実績がないということでございまして、私どもも、そういう実態を踏まえて、制度をしっかり運用できるよ

うな実態になっているのかと申しますと、今、議員もいろいろと町のルールを見て、いろいろ助けられていると思いますが、私どもとしては、今持ち合わせているそのものだけで制度を運用するということはなかなか困難でございますので、しからは、経済的に困窮したときに、どういう経済水準になったときに困窮したという判断をするのかどうか、これらについては私どもも、判断基準を具体的に今現在持ち合わせてございませぬので、そういうものも含めて、全国のそういう状況を、厚労省の段階で危惧されて、一定程度、自治体がどういう判断をするか、そういう参考の基準を示したいということで国も動いているようでございますので、そういうものを見て、どういう判断がいいのかについては十分熟慮しなければならぬというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いろいろ、そういう制度の問題点や、いろいろな課題や何かがあると思いますが、ただ、この減免措置のこの部分については、対応できる部分があるのではないかと私は考えております。それと44条の部分も含めて、これは別問題です。これとリンクする部分もありますが、やはりきちんと区分けするものは区分けしてやるということ、ぜひ検討していただけるということで認識して、次の問題についてお伺いいたします。

温暖化対策ということで、答弁の中に、今後、こういう助成策の導入を検討するという話ですから、これは間違いなく検討されるということで認識してよろしいかどうか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、具体的な取り組みが、どういう取り組みができるかということ、今、審議会等々で審議いただいておりますので、それらも踏まえて、また、町としての思いも加えまして、具体化できるかどうかについての検討を進めて、極力そういう形が生まれるように努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 審議会等や協議会等の意見を大いに参考にさせていただきたいと思っております。

ただ、今の答弁を聞く限りでは、審議会等や協議会等の意見を聞かないと、自分みずから何もできないという答弁なのです。そうではなくて、今、私は協議会や審議会に質問しているのではなくて、町長自身に質問しているわけですから、町長の言葉でどうするのかということをお聞かせください。



議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

審議会や委員会等の意見を参考にしながら、私として決断していく手法も、これは私の考えとして成り立つというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 運営審議会や協議会の以前の問題として、町長は、これは必要だというふうに感じておられますか、そうしたら。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、時代背景等を考慮いたしますと、大いに検討、研究をしていくに値する課題だというふうに認識しております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう答弁を私は望んでいるのです。私は運営協議会に質問しているわけではないのですよ。町長がみずからの意思決定機関のトップにいるわけですから、最高のトップの人に質問しているわけですから、責任ある答弁をしてもらわないとだめだということなのですよ。

次に移らせていただきますが、農業問題では、確かにいろいろと、もう、前段の議員の方々が述べられました。償還金の猶予の問題だとか利子補給の問題だとか、いろいろな問題、言われました。あとはこういう、農協や関係団体とも連携して、激甚災害に対応できるのだったらそういう制度をつくる、あるいは国や道に、きっちりと今も要請するということがありますから、きちんと農家の人が再生産できるようにするというところで確認してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の農業被害に対します対応についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほど来から議員の皆さん方にお答えさせていただいておりますように、今後、被害の実態等を踏まえ、どういう対応、対策が町として講じられるかということをしかりと見定めた上で、来年の営農意欲がそがれないような最善の方法を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

あす9月15日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 5時55分 散会

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年9月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 佐 川 典 子

平成 2 2 年第 3 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 9 月 1 5 日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 9号 平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 3 議案第10号 平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））
- 第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第5号））
- 第 6 議案第 3号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 議案第 4号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 5号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 6号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 7号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 8号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第11号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 かみふらの景観づくり条例
- 第14 議案第13号 上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第14号 財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）
- 第16 議案第15号 教育委員会委員の任命の件
- 第17 発議案第1号 町長の専決事項指定の件
- 第18 発議案第2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件
- 第19 発議案第3号 道路の整備に関する意見の件
- 第20 発議案第4号 ワクチン接種に関する意見の件
- 第21 発議案第5号 市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件
- 第22 発議案第6号 議員派遣の件
- 第23 発議案第7号 町内行政調査実施に関する決議
- 第24 発議案第8号 議会報告会実施に関する決議
- 第25 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	中瀬実君	会計管理者	新井久己君
総務課長	田中利幸君	防災担当課長	伊藤芳昭君
産業振興課長	前田満君	保健福祉課長	岡崎光良君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	中田繁利君
建設水道課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
農業委員会事務局長	菊池哲雄君	教育振興課長	服部久和君

ラベンダーハイツ所長 大場 富蔵 君

町立病院事務長 松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局長 野崎 孝信 君  
主 事 新井 沙季 君

主 査 深山 悟 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成22年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第15号につきましては、後ほど議案をお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長並びに厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第 9号から

### 日程第3 議案第10号まで

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第3 議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、会計管理者新井久己君。

会計管理者(新井久己君) ただいま上程されました、議案第9号各会計歳入歳出決算認定の件につ

きまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定におけます平成21年度会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、全国的な景気回復面では全国的に悪化していると見られ、北海道においても生産活動の低下、個人消費の弱い動き、雇用情勢の厳しい状況と見られて一段と停滞の色を濃くしている、厳しさが増している地域経済の概況でありました。

こうした中、政府は3年目に当たる経済財政運営と構造改革の関する基本方針2006年にに基づき、これまで行ってきた財政健全化に向けた基本的方向を維持し、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行いつつ、景気対策の継続的な施策を行われることが示されたところであります。

このことは、地方財政においても地方団体の自助努力を促し、地方公務員人件費や地方単独事業の徹底した見直しを行う地方財政計画の歳入規模を引き続き抑制する内容にあったところであります。

当町におきましても、地方財政対策で生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税の増額が見込まれましたが、地方譲与税など、国税収入の減少が見られる中、厳しい経済状況の影響を受け、町税においても収入が減少傾向にあり、さらに厳しい財政状況が増していくと予想される中、安定した財政構造への転換を確実にする一方、第5次総合計画の初年度ということから、各施設を着実にかつ計画的に実現するため、効率的で信頼される健全な行政運営を目指した予算編成であったところでございます。

このことから、一般会計における当初予算は66億1,100万円、前年度対比7.6%の減、金額では5億4,100万円増の予算規模であり、その後、状況の変化によりまして最終予算額は75億1,924万2,000円となったところであります。

その予算に対する決算状況であります。一般会計及び七つの特別会計全体の決算総額では、歳入総額が111億3,277万円、それに対し歳出総額が107億7,940万で、差引額は3億5,337万円となったところでございます。また、七つの特別会計においても、黒字決算となったところであります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明をいたしたいと思います。

一般会計の歳入決算は、76億8,342万9,000円で、前年度よりも1億9,816万3,000円の減となっております。その主な原因としましては、歳入では畜産担い手育成総合整備事業で3億6,851万円と大幅な減少、定額給付金及び子育て

て応援手当事業などを減少した一方で、国の経済対策による各臨時交付金事業により、国庫支出金が増加となったものの、農業振興整備事業の完了により、道補助金が減少になったところでもあります。

財産収入では、土地開発公社解散に伴う増加、繰入金では補償金免除繰上償還の財源とした減債基金の取り崩しの減少に伴い、総体としては減少となったところでもあります。

また、主たる一般財源につきましては、経済状況の悪化による法人の業績不振などにより町税が大幅に減少、また地方贈与税など減少した一方で、新たに地域雇用創出推進費が創設されたことによる普通交付税の増加や、自動車取得税における低燃費車、低公害車等の減収補てん特別交付金が創設されたことによる、地方特別交付金が増加となったところでもあります。

町債では、町営住宅整備、島津地区道営経営体育成基盤整備事業に伴い、5,790万円の増加となったところでもあります。

歳出につきましては、74億6,567万4,000円で、前年度よりも1億5,421万7,000円の減少となっております。

その主なものとしましては、投資的経費の抑制を図られた中で、畜産担い手育成総合整備事業費の大幅な減と、農業振興施設等整備事業の完了による道補助事業の減、特別会計の繰出金での簡易水道事業及び公共下水道事業の繰上償還分の減、町立病院の病床転換、トイレ改修に伴う出資金などが減少となったところでもあります。

また、行財政改革の取り組みにより、人件費、物件費などの経常経費につきましても、それぞれ減額となっているところでもあります。

平成21年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに関係機関、団体等の御理解を賜り、自治基本条例、総合計画に掲げる実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところでもあります。

それぞれの事業の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書の歳出の部におきまして、予算書と同様に記載してありますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

以下、議案及び平成21年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係を申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上富良野町一般会計国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、

介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開きください。

この表は、平成21年度の各会計別収支総括表であります。この表によりまして、各会計の金額の御説明を申し上げます。

一般会計及び七つの特別会計の総トータルであります合計欄を見ていただきたいと思います。

予算額では、112億9,546万3,000円、調定額114億6,882万7,545円、収入済額111億3,277万300円、不納欠損額580万3,605円、収入未済額3億3,025万3,910円、支出済額107億7,939万5,889円、差し引き残額が3億5,337万4,141円となったところでもあります。

次の、収入調定に対する収入割合の調定対比では97.07%、予算に対する収入割合の予算対比で98.56%、予算に対する支出割合の支出予算対比が95.43%となったところでもあります。

この表中の左下に記載してありますが、一般会計の丸括弧書きは、平成20年度会計から21年度会計への繰越明許であり、角括弧書きは平成21年度から平成22年度への繰越明許であり、それぞれ内数であります。

平成21年度の繰越明許費の歳入予算額につきましては、決算書の12ページ、13ページ、歳出の予算額につきましては18ページ、19ページにその内容を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

次に、各会計の不納欠損の状況であります、D欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、町民税、固定資産税、軽自動車税、保険料で206万6,115円の欠損処分を行っております。国民健康保険特別会計では、保険税の一般分で346万5,800円の欠損処分を行っております。

介護保険特別会計では、介護保険料で18万500円の欠損処分を行っております。

公共下水道事業特別会計では、下水道使用料で9万1,190円の欠損処分を行っております。

次に、収入未済額であります、E欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、2億8,364万5,708円の未済額であります、そのうち町税関係と保育料、住宅使用料など、2,997万3,708円の未済額であります。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分と退

職分で3,843万7,179円の未済額であります。

後期高齢者医療特別会計では、医療保険料で18万1,400円の未済額であります。

介護保険特別会計では、介護保険料で221万7,400円の未済額であります。

簡易水道事業特別会計では、水道料で11万5,972円の未済額であります。

公共下水道事業特別会計では、受益者負担分担保金及び下水道使用料で565万6,251円の未済額であります。

なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳については、別冊の各会計歳入歳出決算書にかかる附属調書にそれぞれ調書して載せてありますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の差し引き残額であります。G欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、2億1,775万5,943円で、翌年度へ繰り越すべく一般財源として937万7,000円を除いた実質収支額2億835万8,943円となったところでございます。

国民健康保険特別会計以下、特別会計につきましては記載のとおりであります。

次に、財産関係について説明申し上げます。決算書の407ページをお開きください。

財産に関する調書であります。平成21年度中における公有財産の移動関係のみについて御説明を申し上げます。

#### 1、公有財産。

##### (1) 土地及び建物。

(ア) 行政財産関係であります。区分欄の消防施設の土地3.98平方メートルの減ですが、東中分遣所用地の一部を北海道への売却によるものです。

学校欄の土地889平方メートルの減ですが、清富小学校用地の一部を北海道へ売却によるものであります。

その他の施設の欄の1,007.22平方メートルの減ですが、東中コミュニティ広場用地の一部を北海道へ売却及び住吉ラベンダー園用地を普通財産へ用途変更し、一部を売却による減であります。

次、建物関係であります。その他の施設の建物、木造267.04平方メートルの減ですが、里仁分館改築による149.06平米の増と寿の家、豊里の家、旧日新体育館解体による416.10平方メートルを差し引いた減であります。

次に、非木造建物の公営住宅欄の789.58平方メートルの増ですが、富町団地の新築分か

ら解体分を差し引いた増であります。公園欄の9.86平米の増ですが、しらかば公園トイレ整備によるものであります。

その他の施設欄の57.96平方メートルの減ですが、旧島津会館解体によるものであります。

次に、(イ) 普通財産関係であります。区分欄でのその他の施設の土地330.28平方メートルの増ですが、旧清富小学校売却残地と、行政財産から移行の旧住吉ラベンダー園用地の増から、西町団地隣接の一部売却による減を差し引いた増であります。

次に、建物関係であります。区分欄の教員住宅の木造79.38平方メートルの増ですが、扇町教員住宅の償還完了による増、その他の施設欄の木造213.83平方メートルの減ですが、野菜と苗生産施設附属住宅倉庫の売却による減であります。

次に、非木造建物のその他の施設欄の138.17平方メートルの減ですが、旧島津会館の解体による減であります。

以上が、公共財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページをお開きください。

(2) 有価証券であります。前年同様であります。

(3) 出資による権利であります。年度中の取り崩し300万であります。昭和48年6月5日に上富良野町土地開発公社への出資であり、平成21年10月14日に北海道知事により解散承認を受け、平成22年2月15日に精算結了をいたしましたので、上富良野町への返還でございます。

あわせて、土地開発公社の残有財産として4,746万6,244円を受領しております。

2の物品の関係であります。年度中の車両関係の増減であります。年度中に、新たに乗用車2台、うち1台は環境対応車の買いかえをしております。軽自動車2台を購入し、重車両、(建設機械)、除雪ドーザー11トンの買いかえをしまして、計5台を購入し、老朽化に伴う乗用車を廃止1台、売却2台、購入に伴う下取り1台で、計4台の処分を行っております。よって、年度末においては76台の保有となっております。

3の債権関係であります。上富良野高等学校卒業生修学資金貸付金であります。年度中での88万の減につきましては、4名の方々からの償還分であります。年度末では200万で、実人数では3名となっております。

次のページをお開きください。



4の基金の関係であります。平成21年度におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして14の基金と、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

この表の上段、網かけ部分につきましては、平成22年5月31日現在の金額であります。14基金の合計額であります。表の右下の上段の網かけ部分で、平成22年5月31日現在、21億4,241万6,314円、下段の年度末3月31日現在、18億2,926万6,154円となっているところであります。

以上が、財産に関する状況であります。

以上で、平成21年度各会計歳入歳出決算認定の件について説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成21年度各会計主要施策の成果報告に取りまとめしております。また、決算にかかわります付表を各会計歳入歳出決算にかかる附属調書としましてあわせて取りまとめしておりますので、御審議の参考とされまして、御審議を賜り認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 地方自治法233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成21年度各基金の運用状況について、町長から審査に付された平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係各課等から提出された資料と調査照合並びに関係職員の説明を徴収するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の正否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を行いました。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、慎重かつ厳正に審査した結果、決算書等の計数は誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類の計数は誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認めました。

審査の詳細については、お手元の配付の意見書のとおりであり、概要のみ御説明させていただきます

す。

平成21年度一般会計及び特別会計の決算状況は、決算総額は前年度に比べ歳入額では2.0%の減、2億2,486万4,000円の減、歳出額では1.8%の減、289万2,000円の減と前年度を下回っております。

総決算における歳入歳出差引額は3億5,337万4,141円であり、前年度の実質収支額2億9,993万2,491円に対し、5,344万1,650円増加しております。

収入未済額は、3億3,025万3,910円であり、前年度と比較として343.0%、2億5,569万9,441円の増加となっております。

次に、会計別の決算概要について申し上げます。

一般会計の平成21年度決算は、平成20年度から繰り越された演習場周辺農業用施設設置助成事業、定額給付金事業外7事業に係る繰越明許費、繰越額3億3,299万7,000円を含めた予算現額78億5,223万9,000円に対し、歳入決算額は76億8,342万9,955円、歳出決算額は74億6,567万4,012円であり、歳入歳出差引額2億1,775万5,943円が剰余金となっております。

また、翌年度へ繰り越される繰越明許費は、2億6,267万3,000円であり、演習場周辺農業用施設設置助成事業外19事業が収入未済額として繰り越されております。

歳入の収納状況について、町税の現年度課税分の収納額は前年度に比べて現年度課税分では5.1%、5,251万8,000円の減、滞納繰り越し分では4.7%、18万8,000円の増となっております。

町税収入が減少した主な原因はたばこ税の減少並びに景気や雇用情勢の悪化による給与所得、農業所得の落ち込み及び経済状況の悪化による法人の業績不振による落ち込みが影響しているものと考えられます。

町税の不納欠損額は、前年度と比較として38万9,651円増の190万5,915円であり、欠損処分人数は17人となっております。

自主財源と依存財源の構成は30.05対69.95となっており、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると2.56ポイント下降しております。

次に、一般会計の歳出であります。歳出の性質別経費状況について、義務的経費の計は25億6,625万7,000円で、前年度と比較して1,203万9,000円の減少となっております。

歳出総額に占める割合は33.8%で、前年度よ

りも9.1ポイント下降し、投資的経費の計は21億862万9,000円で、前年度と比較して1億8,410万9,000円の減少となっております。

町の財政状況をあらわす財政指標は、前年度に比べて財政力を示す財政力指数が微減し、財政構造の弾力性を測定する指標として用いられている経常収支比率は84.4%で、前年度に対して2.5ポイント下降し、公債費に充当された一般財源総額に対する割合をあらわした公債費負担比率は18.0%で、前年度に対し分母である地方交付税、国庫支出金の歳入一般財源が増額したため、1.5ポイント下降しております。

次に、特別会計の決算状況について、本会計年度における特別会計の決算状況を見ると七つの特別会計の決算額はすべて黒字となっており、歳入歳出差引額1億3,561万8,198円が剰余金として、翌年度へ繰り越されております。

特別会計の繰り入れ状況は、表13に示すとおり一般会計から六つの特別会計に6億1,078万6,000円を繰り入れしておりますが、繰り入れ基準外の繰入金は8,642万4,000円となっております。

また、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は、繰り入れ基準外の繰入金を除くと赤字決算となります、このように二つの特別会計は一般会計の繰り入れ基準外の繰入金に依存しており、町財政が厳しくなり、一般会計からの繰り入れも厳しくなっているため、それぞれの特別会計が健全経営に努められますよう望みます。

各特別会計の決算概要については、意見書のとおりであります。歳入等についてそれぞれ意見を述べさせていただきます。

国民健康保険税の収納状況について、平成21年度の収納率は、前年度に対して現年度分が0.9ポイント上昇して96.1%、滞納繰越分が1.9ポイント上昇して19.7%となっており、不能欠損額は346万5,800円で、前年度と比較して144万8,148円減少しております。

また、収入未済額は3,843万7,179円で、前年度と比較して41万1,023円増加しています。

国保会計の財政安定には、収納率の向上が欠かせないものであり、収入未済額は前年度より増加しておりますが、不能欠損処理につながらないよう、今後とも未収金解消の取り組みを一層強化されますよう望みます。

また、保険給付等の状況については、国民健康保険特別会計の財政安定のために、今後も引き続いて健康づくり、保険、予防事業等の積極的な推進と保

険給付費の減少に努められますよう望みます。

後期高齢者会計の保険料の収納状況は、収入済額が5,981万1,900円で、予算現額に対する収入割合は99.82%、調定額に対する収入割合は99.70%で、18万1,400円が未納額となっております。

介護保険特別会計の保険料の収納状況は、収入済額が1億1,969万6,800円で、予算現額に対する収入割合は99.75%、調定額に対する収入割合は98.04%、不納欠損額は18万500円で、221万7,400円が未納額となっており、制度に対する理解を深めるためにも啓蒙を行うなど、意識の高揚を図り、未収金の解消に努力願います。

ラベンダーハイツ事業特別会計の決算状況については意見書のとおりであります。サービス収入状況及び施設サービスの利用状況ともに前年度と比べてマイナスとなっております。

下水道会計の受益者負担金及び受益者分担金の収入未済額は、それぞれ28万3,580円及び31万9,840円となっており、また使用料の収入未済額は505万2,831円、不納欠損額は9万1,190円となっております。

下水道受益者負担金及び下水道使用料の未回収に引き続き努められ、特に営業者に対しては指導を強化し、その解消の努力を望みます。

各基金の運用状況については、各基金の支消額、積立金の額、年度末現在高は決算書と一致しており適正であると認めます。

基金運用面については、各会計の一時借入金への繰りかえ運用などにより成果を上げておりますが、ペイオフの対策や長引く超低金利など、厳しい金融情勢の中で今後も町財政の健全化を推進するため、より一層の安全かつ有利な方法で、計画的な運用に努められますことを望みます。

まとめといたしまして、町の財政規模は年々縮小し、町政執行は厳しい状況に置かれています。平成15年度一般会計の歳入決算額が101億718万円であったものが、平成21年度では76億8,343万円にまで減少しておりますが、これは行政改革による事務事業の見直しや経費削減を中心とした努力の結果、収支の均衡は保たれているものと考えます。

財政指標は依然として厳しい数値が示されており、財政の硬直化が続いています。現在の公債費未償還額82億8,885万円を減らし、収支均衡のとれた財政構造への最大限の努力が求められます。

今後の町政執行に当たっては、地方に自分たちの問題を自分たちで解決する権利と義務が強く打ち出

されます。地方主権が求められてきております。地方自治体に課せられた行政の責任はより一段と重くなってきています。この責任を果たしていくために、制度改正や国、道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められますよう望みます。

以上、意見書について、その概要を説明させていただきましたが、会計処理を行うに当たり、前例踏襲も必要であります。常に条例規則等を確認して、不適切な事務を行うことのないよう取り組まれますよう希望いたします。

以上、説明といたします。

議長（西村昭教君） 次に、企業会計決算認定の件、町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました、議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概況について御説明を申し上げたいと思います。

病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成21年度上富良野町立病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

全国的な医師と看護師の不足や医療制度改革などにより、地域医療を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。病院事業収益は前年度比5,017万2,000円の増収となり、4,952万6,000円の当年度純利益を計上することができました。

これは、介護療養型老人保健施設が転換後、初めての通年運営となりまして、病床稼働率は95.4%と高い水準で運営がなされました。

その結果、事業収益は1億3,588万7,000円となり、この安定的な運営が収益増の大きな要因となりました。

また、一般病棟と外来の運営状況につきましても、前年度比で患者数、収益ともにわずかではありますが増となったところであります。

一方、事業費用では特に臨時看護師等の増や、出張医師数の増などにより、給与費では主に賃金、報酬が増となりましたが、経費では燃料費や委託費が

減となりましたので、前年度比562万7,000円の増にとどまったところであります。

業務の推進では、富良野協会病院との病病連携により泌尿器科、循環器内科、眼科の3科の診療を継続し、地域住民の利便性の向上に努めたところであります。

今後におきましても、旭川医大の絶大なる御支援をいただくよう、緊密な連絡調整を図りながら、医療と介護、そして救急などを担う拠点として地域医療の充実に努めてまいります。

次に、8ページ以降の患者数の状況等につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、一、二ページをお開きください。

平成21年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。以下、決算額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、8億9,282万8,979円。

支出。

第1款病院事業費用、8億4,751万6,949円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、4,950万6,466円。

支出。

第1款資本的支出、4,950万6,466円。

以下、3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきますと思います。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 続きまして、平成21年度水道事業会計決算の報告書について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。まず、概況について申し上げます。

本事業は、国民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、36年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において収入1億5,774万1,108円、支出1億3,748万9,190円であり、純利益2,025万1,918円で決算することができました。

次に、資本的収支では、過去に発行した起債の補償金免除繰上償還が一昨年度より認められたことが

ら、高金利起債の繰上償還並びに借りかえを実施したところであり、収入2億3,000万円、支出3億1,608万1,307円で、不足する額9,308万1,307円については、過年度分損益勘定留保資金9,308万1,307円で補てんし、事業経営の健全化を進めました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など、納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な運営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思えます。

決算状況を報告いたしますが、以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

平成21年度上富良野町水道事業決算報告書。

1 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,527万8,233円。

支出。

第1款水道事業費用、1億4,267万8,756円。

2 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、2億2,300万円。

支出。

第1款資本的支出、3億1,608万1,307円。

欄外になりますけれども、資本的収入が資本支出額に対し不足する額9,308万1,307円は、過年度分損益勘定留保資金9,308万1,307円で補てんしております。

以降、このページ、詳細の説明につきましては、先に御高覧いただいているものと思えますので、省略させていただきます。

御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成21年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が

証拠書類等に符合しているかとを照合し、予算執行の適否について審査しました。

また、現金の残高については例月現金出納検査において実施しているもので、その結果を参考とするとともに、担当者から意見を徴収するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧をいただいたものと思えますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、病院事業会計であります。本会計年度の病院事業収支は、総収益8億9,121万9,440円、総費用8億4,169万3,114円で決算され、差し引き4,952万6,326円の純利益が計上され、累積欠損金は7億5,933万5,620円となっています。

黒字決算の主な要因としては、収入面で入院収益が3億1,507万9,145円と、前年度対比で5,733万8,863円と減少しましたが、老人保健施設事業の1億3,588万6,718円の収益増が大きく寄与しています。

支出面では、前年度対比で562万6,935円の微増であり、医業費用の賃金、報酬並びに老人保健施設事業費用が増加しています。給与費は、全体で見ると医業費用分が老人保健施設への振りかえにより減少していますが、老人保健施設事業費分とあわせると、実質的に前年度対比で2,317万5,366円増加しております。

患者数の状況を見ますと、全体で3,111人増加しており、入院では1,621人、外来では1,490人の増加となっております。科別で見ると、外科が年々減少しています。患者総数は増加しておりますが、医業収益は減少しております。

年度末の未収金は162件、462万9,385円となっております。前年度対比で32万5,939円の増となっておりますが、企業会計で出納整理期間がないことから参考までに、6月末現在の数値で見ると23件、19万1,750円となっております。努力の成果がうかがえます。

経営の主要指標について見ると、経常収支比率、医業収支比率は前年度を上回っております。また、病床利用率は76.3%と、前年度より7.1ポイント上昇しております。

以上、病院事業会計の決算内容について審査、分析を申し述べたところでありますが、依然として厳

しい経営環境の中でいち早く老人保健施設に転換を図り、収益を上げるなど、経営改善の努力がうかがえますが、医業収益としては減少している現状であります。

平成21年度には、近隣の自治体病院に先駆けてクレジットカード決済を導入し、患者負担金支払いの選択肢拡大や、昨今の外国人旅行者への対応を図りなど、利便性の向上を図っております。

病院事業会計として、効率性や採算性が重要である反面、地域住民の医療を担う公立病院として町民の健康と生命を守るため、より充実した医療体制を目指し、その持てる力を十分に発揮して、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として院長以下、全職員が常に改革意識を持って、医療事故防止に努めるとともに、住民医療サービスの向上と経営の改善に向けた一層の努力を求めるものであります。

次に、水道事業会計であります。収益的収支の状況は、総収益1億5,774万1,108円、総費用1億3,748万9,190円で、差し引き2,025万1,918円が純利益として決算され、翌年度繰り越し利益剰余金は1,574万941円となっております。

資本的収支の状況は、支出3億1,608万1,307円で、財源として企業債1億7,000万円、負担金5,300万円と、過年度分損益勘定留保資金9,308万1,307円を充てています。年度末の未収金は1,229件、1,212万5,722円となっており、前年度対比で61万3,612円の減となっておりますが、企業会計で出納整理期間がないことから、参考までに6月末現在の数値で見ると381件、725万1,370円となっており、利用者の公平な負担の原則から未収金の回収に向けた一層の努力を望みます。

水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給しておりますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、事業を行っていただきたいと思っております。

今後とも、町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経済性発揮のもとで自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望みます。

なお、17ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上で、説明といたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第4 議案第1号から

日程第5 議案第2号まで

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第1号専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））及び日程第5 議案第2号専決処分の承認を求める件（平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第5号））をそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました、議案第1号専決処分の承認を求める件（平成22年度一般会計補正予算（第4号））及び議案第2号専決処分の承認を求める件（平成22年度一般会計補正予算（第5号））の専決処分を行いました要旨につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、補正予算第4号は、8月7日から9日の集中豪雨により災害復旧費2,985万円の予算措置を講じ8月9日付で専決処分を、また補正予算第5号は、8月23日から24日の集中豪雨により災害復旧費5,919万1,000円の予算措置を講じ、8月24日付で専決処分を行い、道路、河川、農道等の災害復旧に緊急に対応するための措置を講じたものであります。

なお、歳入の内訳につきましては、今回の被災箇所1件で採択が見込まれます災害復旧につきまして、災害復旧費国庫負担金及び災害復旧事業債を計上するとともに、残りの全額を特別交付税として補正予算を調整したところでございます。

以上の理由より、補正予算の専決処分を行いましたことから、地方自治法の規定により、予算の内容

を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を順次朗読しながら御説明を申し上げます。

議案第1号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年8月9日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

補正予算の概要につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,985万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億553万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

裏ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方交付税、2,585万円。

14款国庫支出金、260万円。

21款町債、140万円。

歳入合計は、2,985万円となります。

2、歳出。

14款災害復旧費、2,985万円。

歳出合計は、2,985万円であります。

次に、第2表の地方債の補正ですが、冒頭申し上げましたように、北21号道路の災害復旧工事につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業補助を予定していることから、あわせて補助災害復旧事業債の発行を予定しているため、限度額の設定を行ったものでございます。

次に、議案第2号をごらんください。

議案第2号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年8月24日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,919万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億6,472万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方交付税、5,919万1,000円。

歳入合計は、5,919万1,000円となります。

2、歳出。

14款災害復旧費、5,919万1,000円。

歳出合計は、5,919万1,000円であります。

以上、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)及び議案第2号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める件の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 全般にわたってお伺いいたしますが、災害の復旧状況等はどのようになっているのか。当然、国からの予算を仰がなければならない部分等があって、そういった部分等についてはこれからということもあると思いますが、その点。

さらに、これ以外にまだ見落とししている部分等々については、現状ではないということで判断してよろしいでしょうか。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 全般で申し上げますけれども、被災箇所は約270カ所あるわけでございます。今まで終わった、完了した工事につきましては約六十数%完成しております。あとの残りにつきましては、9月いっぱいをめどにいたしまして、業者は全力挙げて早急に復旧する予定でございます。

ただし、数カ所に限って農作物の耕作関係や水位の関係で湯水時期に施工したほうが良いという箇所につきましては、ちょっとそれを過ぎる箇所がございます。

それから、国の一応補助をもらってこれから復旧する予定でございますけれども、まず北21号道路につきましては、来月の10月12日、国交省から査定を行いまして、それを認めていただいて、あとは申請行為、工事につきましては大方12月か冬工事になる予定でございます。

もう一つ、農業の農業施設の排水路の災害復旧でございますけれども、これにつきましては査定が11月上旬予定してございます。これにつきましても、申請などありまして、実際の工事につきましては長期工事になるかと思えます。

あとは3点目のあとの残りは残というかはないのかという御質問でございますけれども、それは今現在は全部対処している状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

初めに、議案第1号について、討論を省略し、これを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号について、討論を省略し、これを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

#### 日程第6 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第3号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました、議案第3号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の提案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第1点は、本年度の普通交付税が既決予算を1億8,527万4,000円上回る額で、7月下旬に確定したこととあわせて、地方特例交付金につきましても、それぞれの額が確定いたしましたので、歳入各項目に所要の額を計上いたしました。

また、地方債につきましても、臨時財政対策債の発行額の確定により、限度額の変更をお願いするものでございます。

2点目は、課税客体の確定に伴い、個人町民税において790万円を増額計上するものでございます。

第3点は、一定の傾斜以上の条件不利な農地の営農継続支援及び耕作放棄防止を目的とした中山間地域等直接支払い制度の平成23年度の採択に向けて、受益者面積測量調査が必要なことから、所要額を計上するものでございます。

4点目は、特定防衛調整交付金事業について、入札執行における事業費の確定などを含め、事業費の調整を図ることで本町4丁目1番通り改良舗装工事の前倒し実施をお願いするものであります。

5点目は、来年7月の地上デジタル放送移行に向けて、各公共施設のテレビ、デジタル化のための整備経費を計上するものでございます。

以上、申し上げましたことを主な要素として、財源調整を行った上で需要期に向けて上昇傾向にある燃料価格への対応や不測の災害など、今後、予想される財政需要に備えるため、予備費に一定程度計上することで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決

項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

議案第3号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,537万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8億10万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、790万円。

9款地方特例交付金、702万1,000円。

10款地方交付税、1億8,527万4,000円。

14款国庫支出金、150万円。

15款道支出金、283万5,000円。

16款財産収入、32万4,000円。

17款寄附金、32万円。

21款町債、6,980万円の減。

歳入合計は、1億3,537万4,000円となります。

2ページをごらんください。

2、歳出。

2款総務費、846万6,000円。

3款民生費、144万4,000円。

4款衛生費、91万3,000円。

6款農林業費、2,605万4,000円。

7款商工費、49万円。

8款土木費、306万8,000円。

9款教育費、114万8,000円。

13款予備費、9,379万1,000円。

歳出合計は、1億3,537万4,000円となります。

次に、3ページ、第2表の地方債補正につきまして、申し上げます。

冒頭、申し上げましたように、臨時財政対策債は

発行額の確定により、限度額の減額をお願いするものでございます。

以上、議案第3号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の説明といたします。

御審議いただき、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきます。

13ページ関係で、こちらには載っていないかと思いますが、移住準備住宅修繕という形で82万6,000円が計上されておりますが、これは何件分が修繕の対象になっているのか、その点。

さらに、この教員住宅等の移住、定住化にかかわって、ことしそこから契約が切れて立ち退かれた方がいます。当然、契約の中には3年限りという形で、1年ごとに契約という形になっていたかというふうに思います。

ところが、高齢の方なものですから、その解釈がちょっとどうだったのか、恐らく役場の方は丁寧にこういう形で次年度については出ていかなければなりませんよということの話はされていたのだと思いますが、その受けとめの違いだったと思うのです。

そこで、急な話が来たというような感覚ではあるのです。事前にはそういう話があったのかなということで、本人もうすうすう何となくそういった記憶はあるのですが、ただ高齢だということもあって、そこら辺がちょっと急に一定の何十万もかけて、契約ですから当然、期限が切れれば出ていかなければならないのは、これはそうなのですが、やはりその思いがあるものですから、家を探す、何を探すということになって、右往左往するという状況になったということが、やはり本人から聞きました。

こういったときにどういう対応をするのかということで、これは別に責めるわけではありませんけれども、やはりそこにちょっと行き違いがあったということの感じがするのかなというふうに思いますし、もうちょっとわかりやすく丁寧に、やはりその時点において話し合う機会を設ける必要があったのではないのかなというふうに思いますので、この点、お伺いしておきたいというふうに思います、あわせて。

それと、この委託料の携帯電話の清富地区の光ファイバーかなというふうに思うのですが、これは送電線を貸借するというので、保守管理業務とい



う形の中の執行残かというふうに思いますが、今後、これの維持管理、あるいはかかわった収入、いわゆる使用料金等々、NTT側から一定入る部分あるかと思いますが、この点もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、21ページの中山間地域の直接支払い事業の問題であります、予算との関係でまず1点お伺いいたします。

当初予算では、この部分については出てきておりませんでした。一般的には、多額の財政をという形になりますので、こういった部分についてはなるべく当初予算で、きっちりと予算を計上すべきだというのが原則かというふうに思います。

私はこれを否定するわけではありませんが、やはりきっちりと進めようというのであれば、事前にこういうものが準備されて、やはり計上されるべきだったのではないかと、そういう意味ではこの間の協議会等ではちょっとその事前の準備が質問のやりとりなどを聞いていますかと足りなかったのかどうかというところがちょっとあったのかなというふうに感じしておりますが、そういう事前の調査、準備がきちっとやられてされておれば、こういうものも未然に防げたのではないかなと思いますが、その点。

それと、今回の資料を見ますと清富、日新だとか、日の出、富原、島津、旭野地区等については、いわゆる傾斜要件が満たさないということなのだろうと思いますが、交付金の該当にはなっていないという形になっておりますが、この点の要因は何かということですか。

まず、これを受けるための要件としてA要件、B要件、C要件という形で、これを一つ以上満たせば、それが採択されるという形で、また集落協定を結びながら共同の管理をするということから前提になっているかと思いますが、上富良野町はこの要件を満たすという点ではどの要件を満たしたという、指定されたという形でこの該当になるのか、この点。

さらに、明年度以降、一定の費用負担が発生するかと思いますが、おおよそ概算示されておりますから、大体次年度以降、大体どのような後年度の負担が伴うのかという点についてお伺いしておきたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の何点かの御質問にお答えを申し上げます。

まず、移住準備住宅の修繕箇所につきましては、10軒の管理をしてございますが、そのうち9軒の主に流し台の修繕を中心に9軒行う予定としてござ

います。

また、この春でございますが、期限の3年を迎える6月末で迎える方々が6軒総勢おられました。御本人には3年が町のルールとして最大の限度ですよということで、5月の連休明け早々にお会いして、6月いっぱい期限でぜひ退居されるようにということでお会いをして、お願いをした経過でございます。

ルールといたしましては、基本的には、あとどうしてもその事情が継続するようございましてらもう1年、さらに2年後、状況が変わっていないようであれば最大もう1年、そのようなことでその年度の当初の契約の延長のときにそれぞれの担当が詳しく御説明してきた経過でございますが、何分、一度住みますと、やはりなかなか相手のほうも動きたくないというのは当然にしてわかりますし、3年間続いてくるとまた継続してくれるのだろうという期待感もあったように思います。

いずれにいたしましても、公営住宅のようについの住みかにはなれない住宅でございますので、いろいろ御不満や、また不安もあったかと思いますが、結果として今1軒、まだ公営住宅に移転していない方がまだ1軒おられますけれども、今、移る予定になってございまして6軒退居が済む形になります。

ちにみにでございますが、6月末に転居以降、7月の中旬にホームページにアップをしましたら、6軒のうち5軒が1カ月半程度で全部埋まることになったところであります。

いずれにいたしましても、目的のいろいろありましたけれども、目的に沿った活用ができたかなというふうの評価をしている次第であります。

次に、2点目の携帯の伝送路の関係の御質問でございますが、まず町が伝送路を整備いたしまして、これをNTTドコモとKDDI、今2社に対して、この施設について使用料をいただきながら、そのサービスを提供するという仕組みになってございます。

もう1社、ソフトバンクにも声をかけましたが、ソフトバンクについては使用料を払って事業展開をする予定はないということから、この2社になった経過でございます。

当然、町の施設を貸し付けいたしますことから、この2社については応分の使用料をいただくことで予算を組んでございました。この2社と随時打ち合わせをしながら、幾らぐらいで貸すのか、これらを協議をした結果、月5万4,000円になります。年間と言いますと64万8,000円、これらの金額がお互い納得する形でできましたので、これらの補正を今回、お願いをしたところであります。

また一方、年間を通じて、これらの伝送路の保守を町として責任を持って行っていかなければなりません、それと北電の電柱、あるいはN T Tの電柱に共架をしてございますので、これらの共架料、これら合わせまして年間100万ちょっとの保守にかかります維持経費がかかってくることとなるところであります。

私のほうからは以上でございます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 5番米沢議員の中山間地域等直接支払い制度についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にこの制度自体が第3期という形で、本来であれば平成22年度からの対応が一番の形であります。ただ、町としまして、当然、22年度当初からの予定をそれぞれ昨年度においても検討させていただきました。

その中で、基本的にはそれぞれ私どものほうの理解の部分もありますし、もう一つ大きな点としては農業者の方々にこの制度を取り入れるときの理解をしていただいて、当然、この制度の中で直接払い、各対象農地の耕作者についての直接払いと、もう1点はそれぞれ地域での共同活動が大きな制度の取り組みになってきます。

そういうもろもろを含めたときに、基本的にまだその協定、協議会の確立ですとか、そういうものも含めて基本的にまだ確認できていない部分が多々あったと、それからもう1点については当然、今回も補正を予定させていただきますように、準備を含めてもっと多額な費用、要するに町の税金を要する費用がかかるということも一つの要因となっていましたが、そういうもろもろを含めて基本的には最初、22年度からの制度の導入については断念をしてございました。

ただ、本年度それぞれまた各地域への農業者への方々への内容の制度の説明と御理解というところをもう一度、私どもの担当のほうでも各地域にそれぞれ今回は約20回程度になりますけれども、地域に赴いた農業者の意向を聞いた中で、基本的にはやはり制度的にこれから不耕作地の防止ですとか、そういう耕作放棄地等を発生させない、そういう意味も含めて、地域の共同活動の必要性がそれぞれ農業者の方々から強い御意見をいただきました。

そうした中で、今回、23年度からも導入を今目指して、9月からの補正、この9月の補正については当初からおっしゃいますけれども、それぞれ今回、23年度からの導入に向けては今回、9月から補正をさせていただいて、それぞれの準備をさせていただきたい、特に対象地の確定等にはそれぞれ

時間を要します。そういうものも含めて、今回9月という形の中で補正をさせていただいております。

それから、もう1点、制度的には先ほど傾斜地については議員も御承知のとおり、それぞれ上富良野町の中心部、水田地帯は当然あり得ず、山間地帯、あるいはそういう部分の中で偏ります。ただ、直接支払い制度はそれぞれの耕作者に支払われます。

それから、活動費については全地域、上富良野町全地域を対象として支払う予定をしております。たまたま基本的にはその対象地をベースに交付金が交付されるという制度の中で、その交付金をそれぞれ活動費、それから直接支払い分というふうに分けさせていただくということで御理解を賜りたいと思っております。

当然、上富良野町の活動に対する要件、議員の御質問の中のその要件ですけれども、これは町自体が決定をするのではなく、それぞれ地域の農業者の方々の協議会を組織していただきまして、その中で活動方針を決めて活動項目をメニューというのですか、活動メニューを決めながら、この事業の町とそれぞれ過程ではありますけれども、そういう協議会的なものをつくって組織を一つにして、町とその協議会で協定を結ぶためのそのメニューをそれぞれ決めていくという状況であるということを御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の費用負担につきましては、既にお示しをさせていただきますが約9,000万の総事業費を今のところ予定をしております。町の負担については、その3分の1の毎年3,000万を26年度まで交付をしていくということで、今のところ計画をしております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうしますと、この交付金額等については、全地域という形なので、この指定地域が全地域なのか、いわゆる上富良野町の農業されているすべての地区が対象ということで受けとめてよろしいですか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 5番米沢議員の御質問に対するお答えをさせていただきます。

活動自体、そのもの自体は上富良野町、要するに全地域の農地というのですか、農地を保護するための活動ということで御理解をいただければと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ではそうしますと、これは配分要件もかわるという形なのでしょしょうか、この配分要件。いわゆる、これで該当になっているところ

となっていないところとの差というのはあるのか、一律にいわゆるその基準に基づいて配分されるという形で受けとめてよろしいでしょうか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、各活動に対する配分等については、またそれぞれ組織をつくっていただいて、それぞれその各、基本的には町としての案として、こういう分け方もできますよということでそれぞれ各農業者の方々にもお示しをさせていただきますけれども、それぞれ均等割りですとか、それぞれ地域の農地の広さ、あるいは対象農用地の面積等も考慮しながら、今、配分を計画してございますが、最終的にこれを決定していくのはそれぞれの各構成されます各住民会単位での代表者の中から今、構成をします協議会の中でそれぞれ決めていただくということを今のところ予定をしております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第4号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程されました、議案第4号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成21年度の退職

被保険者の療養給付費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払い基金からの療養給付費交付金の不足額が確定したことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成21年度の一般被保険者の療養給付費及び出産育児一時金が確定したことに伴い、国からの療養給付費負担金及び出産育児一時金の返還額が確定しましたことから、所要の補正をするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費に充当し、不測の事態に対応しようとするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御承願いたします。

議案第4号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,771万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,802万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款療養給付費交付金、1,771万1,000円。

歳入補正額合計は、同額の1,771万1,000円であります。

次に、2、歳出であります、11款諸支出金、1,606万4,000円。

12款予備費、164万7,000円。

歳出補正合計額は、1,771万1,000円であります。

以上で、議案第4号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号

議長(西村昭教君) 日程第8 議案第5号平成22年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) ただいま上程されました、議案第5号平成22年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

アナログテレビ放送が平成23年7月24日に終了し、地上デジタル放送に移行することから、施設内のデジタル未対応のテレビを更新、整備し、利用者の介護環境の改善を図ろうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億333万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款の名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、200万円。

歳入補正額の合計は、200万円でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費、213万円。

5款予備費、13万円の減。

歳出補正額の合計は、200万円でございます。

これもちまして、平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第6号

議長(西村昭教君) 日程第9 議案第6号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました、議案第6号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、西部簡易水道を構成する静修浄水場におきまして、設置の平成8年度から時間を経過したことによる老朽故障により、送水ポンプの更新費用186万9,000円を増額、あわせて現時点で事務完了や契約等による予算執行の確定による不用額113万2,000円を減額、結果として不足する73万7,000円を一般会計からの繰入金を財源として増額補正するものです。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,807万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の名称と補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金、73万7,000円。

歳入合計、73万7,000円。

2、歳出。

1款衛生費、73万7,000円。

歳出合計、73万7,000円。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第7号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第7号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

内容につきましては、来年度に予定をしております下水道浄化センターの地上デジタルテレビ対応について、一般会計に協調して更新するための費用15万6,000円を一般会計からの繰入金を財源に補正するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,509万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款の名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、15万5,000円。

歳入合計、15万5,000円。

2ページへ移ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、15万5,000円。

歳出合計、15万5,000円。

以上、議決項目のみについて御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました、議案第8号上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、二つの要素で構成されておりまして、1点目は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で購入予定であります、医療機器の執行予算額の確定に伴い、収入、支出、それぞれを減額するものであります。

これにつきましては、事業予算の執行に当たりまして、各部署の状況変化や疾病動向などを事業に反映するため、改めて事業内容の再精査を行い、優先度などについて院内で再度協議、検討させていただきました。

この結果、購入機器が一部変更となり、事業予算額も変更になりましたので、補正をお願いするものであります。

2点目は、御寄附を6件、31万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして備品の購入費用として予算措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成22年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額119万円の減。

第2項補助金、150万円の減。

第3項寄附金、31万円。

支出。

第1款資本的支出、119万円の減。

第2項建設改良費、119万円の減。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました、議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

急速な少子化、核家族化に伴い、仕事と生活の調和を図れるよう、勤務環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

まず、第1条は、当条例の目的を規定しており、法の改正に伴い引用条項の修正を行うものでございます。

次に、第2条は、育児休業を取得できる職員の範囲を拡大するもので、配偶者の就業の有無にかかわらず、夫婦同時の育児休業取得も可能となるよう改正するものでございます。

また、子の出生から57日以内に最初の育児休業を取得した職員は、再度の育児休業の取得が可能となる、いわゆる産後パパ育休の制度を新設するため、第2条の2を追加するものでございます。

次に第3条は、再度の育児休業を取得できる事情を拡大するものでも、当該職員の疾病等による場合のほか、あらかじめ育児休業等計画書を提出し、最初の育児休業終了後、3カ月以上経過した場合を追加するものでございます。

次に、第5条は、配偶者が状態として子の養育ができることになった場合でも、当該職員の育児休業取り消し事由とならない旨の改正を行うものでございます。

次に、第6条は、育児休業をした職員が復職後における給与の号給調整に係る改正で、みなし勤務期間を育児休業した期間の2分の1から100分の1

00以内で調整することとするものでございます。

最後に、第7条は、法に基づく部分休業の規定が部分休業取得できる職員の範囲の規定を含めて、法第19条に包含されたことに伴い、同条を削除し、以下の条文を繰り上げるものでございます。

また、附則におきましては、当条例の施行期日を本年10月1日とし、あわせて現に育児休業取得中の職員に対する復職後の号給調整について整備をするものでございます。

以上、職員の育児休業にかかる諸制度を拡充し、安心して子供を産み育てることができるような職場環境の整備をお願いするものでございます。

御審議賜り、原案をお認めくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第12号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号かみふらの景観づくり条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第12号かみふらの景観づくり条例について要旨を御説明申し上げます。

平成16年3月22日に公布した、現行のかみふらの景観づくり条例は、同年6月18日に公布された景観法に先立って施行したものであるため、法に適合するよう改正が必要であるものとして現在に至っております。

また、法に定める景観行政の執行は、法第7条第1項の規定により、景観行政団体として都道府県、政令都市及び中核市が担うことになり、これ以外の市町村については都道府県知事との協議により、景観行政団体となることのできるものとなっております。

本町においても、みずからの意志で景観づくりを

進めるため、北海道の指導のもとで事前協議を進めてまいりましたが、本年1月1日付の予定で景観行政団体となることの一時同意について、本協議を開始したところであります。

なお、9月27日に協議を了し、知事同意の交付される旨の事務レベル内示がなされております。このため、所要の条例改正を行うところでありますが、改正条項が広範多岐にわたるため、全文改正として上程するものであります。

以下、議案につきましては、各条項等の要点のみを説明し、提案とさせていただきますので、御了承願います。

議案第12号かみふらの景観づくり条例。

かみふらの景観づくり条例（平成16年上富良野町条例第5号）の全部を改正する。

以降、改正前のかみふらの景観づくり条例は、旧条例、今般上程の改正条例の案を新条例と呼ばせていただきます。

旧条例におきましては、6章構成でございましたが、新条例では4章から6章の3章を景観法に基づき新設し、9章構成となっております。

「上富良野町の景観は」から始まる条例前文については、法律対応の若干の修正のみで、旧条例の制定趣旨を尊重したものとなっております。

第1章の第1条から7条については、目的、用語定義、基本理念と景観づくりにかかわる町民や事業者、行政組織の役割について規定しております。

第2章の8条から10条については、旧条例のもとで作成された景観づくり基本計画と公共事業景観づくり指針を新条例に引き継ぐための規定となっております。

第3章の第11条については、景観法の規定に基づく景観計画、本町においては旧条例趣旨を踏襲して、景観づくり計画と規定しておりますが、法律に基づく景観づくり計画と第2章に規定した旧条例に基づく計画と指針との関係、また旧条例で規定していた景観づくり重点地区と景観づくり重点路線の趣旨を継承するため、景観法に基づく景観づくり計画における定義について規定しております。

第4章の第12条から第16条及び第18条につきましては、景観法に基づく届け出制度にかかわる条項である、第17条は、旧条例に規定していた重点地区等の中での廃屋、空き地、遊休地等の扱いを継承する条項となっております。

第5章の第19条と第6章の第20条については、景観法により、条例記載が義務づけられたものであり、特に第20条に規定する景観協定は特定の地域において住民等がみずから行う景観づくりの手法として成果が期待されるものとなっております。

第7章の景観づくり推進会議については、旧条例においては任意設置でありましたが、景観法に基づき必置規定として改正しております。

第8章の支援及び表彰については、旧条例を継承したものとっております。

第9章の規則への委任の内容につきましては、届け出制度にかかわる書式類や景観づくりを進めるための手続きなどが規則において規定されることとなります。

この規則は、今後策定する法に基づく景観づくり計画が反映されるため、計画策定後の制定交付となります。

最後の附則には、平成23年4月1日を施行日とすること、また附則の2項には、景観づくり計画策定事務の施行日前策定について、また、3項から5項については旧条例規定に基づく計画や指針、景観づくり推進会議を新条例へ引き継ぐためのみなし規定がなされております。

以上、提案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 3点ほどお聞きをしたいと思っております。

まず、第6条の4項の関係でございます。4項の末尾のほうに、必要な措置を講じるものとするということで、意識向上景観づくりに関する知識の普及を図るということでございます。

具体的には、今の段階でどのような措置を考えているのかということで、1点お聞きをしたいと思っております。

それから、2点目は、第11条の3項の関係、町長は重点地区等の指定をしようとするときでございますけれども、これは第2条の関係の重点地区と、重点路線ということを含めて等ということの表現だろうと思っておりますけれども、その点ちょっと確認をいたしたいと思っております。

それから、第3点目に16条の周辺住民への周知の関係です。この中では住んでいる人、それから土地を持っている人、もしくはというようなことであるいろいろ書いてあります。

それで、一つは例の観覧車のときに問題があったのです。あそこの里仁地区の住民会で集めてくださって、説明会があったのですが、住民会に入っていない人が何軒かおられて、一切聞いていなくて住民会として意見書を出したという経過がある

ものですから、できればそういうケースも出てきますので、それらの配慮をこういった場合に十分やっていただくような方法を考えていただきたいということで、この3点お願いしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、6条4項の件についての必要な措置についてでありますけれども、現時点では特に具体的な施策としては考えておりませんが、想定されるものとしてはいろいろな周知機会の持ち方、それから町民に対する協力要請の手法などについて、いろいろな制度化があるかと思っております。

後段のほうの8章のところの支援とか表彰とも絡みますけれども、いろいろな景観づくりを推進するためのいろいろな手法がそれぞれの趣旨に沿って持っていかなければならないと思っております。そこら辺のものを含めて必要な措置ということで規定しております。

次に、第11条3項の町長は重点地区等とありますけれども、この上の第2項のところ、この等とは景観づくり重点地区と景観重点路線を含めて、等と規定しております、この両方を指すものとなっております。

次に、第16条の第1項の住民周知の手法にかかるものですけれども、この特に住民周知を強く記載している部分につきましては、特定届け出対象行為、いわゆるこの法律のほうで違反すれば罰則規定が規定されている行為について、特定届け出行為ということになっておりますけれども、これらの行為に関する届け出があった場合については、周辺住民に十分な理解を得る、その理解の方法につきましては規則のほうで呼び込む予定はしております。

現時点では、地域住民、事業者の戸数といいますが、件数の過半数以上に周知をしたという、それを証するものを求められた場合は提出しなければならないというような規定を今のところ考えております。

それで、その機会の持ち方については、全住民を対象とする方法とか、いろいろな代表のみを対象とする方法もありますけれども、いずれにせよ過半数という規定数を設ければ、大多数の人に意見が行き届くという基本的な考え方で、今のところは予定しております。

以上です。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 景観条例につきまして質問をしたいと存じますけれども、まず、第5章の景観重要建造物等ということで、もろもろの内容が書か



れているわけですが、この中で景観重要樹木を指定しようとするときということがありまして、樹木についてでございますけれども、私たちの地区には永遠とした歴史のある一本木という木が4線の22号にあるわけで、私たちは子供のとき上富良野でいろいろな行事があったり、体育祭とかがあるときは自転車で集まるのは一本木に集まれということで、先生も生徒にあそこに集まりました。当時、小学校が400名、中学校が3学級で200名の時代でございます、そういった大移動をしながら上富良野の町に出たという思い出のある、その名称の木であります。

この木が今、荻野孝一さん宅の土地に植えられまして、1代目の木は台風で倒れまして、その名残を残そうということで荻野さんが2代目のキタコブシの木を植えて、今かなり大きくなっているわけですが、この木を保存しようということで、山手線道路の整備が行われたときに、この整備期成会の役員でもって保存会を立ち上げて、現在も保存をしているところでございます。

こういった樹木がかなりこれから大きくなっていくと思うのですが、そのためにはいろいろな景観、十勝岳が一望できる一番景色のよいところにあるわけでございまして、これを末永く保存していくためには、これらを町なり町長なりに申告といたしますが、届け出を出して保存する方法がいいのかというようなことについてお伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 8番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

ここで書かれています第5章第19条の景観重要建造物、それから景観重要樹木については、法律に基づく規定で、条例に書き込むようにという指定がされております。

この内容につきましては、法律のほうにいろいろな条件が書かれておりまして、今、聞くところによると、今、岩崎議員の御説明によりますと、いわゆる地域のシンボリックな樹木としてあると、こういう場合と景観を形成する重要な構成要素となっている樹木と、また、扱いがかなり異なっております。

その木が景観を構成する重要な要素となって、それを保存しなければ景観が損なわれるというような要件があれば、これに基づく指定も当然、出てきますけれども、これを指定すると法律のほうの規定がいろいろございますけれども、法律のほうには指定した木の所有者のほうに管理義務が若干発生するというようなところも出てきてまして、これは個別に御相談いただいて、適合するかどうかについては事前の相談が必要かと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 相談ということでございまして、また後ほどお伺いをしたいと思いますけれども、この木をもう少しさかのぼりますと戦時中の戦争に出兵するとき、駅から皆日の丸の……

議長（西村昭教君） 岩崎議員、今、条例のあれでありますので、対象産物の説明ではありませんので、ひとつその辺、今はこの条例についてですから、これに関してでしたら結構ですけれども。

8番（岩崎治男君） 私、質問したその一本木について、後ほど内容についてお伺いして、これらの措置をとりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 第17条の項目についてですけれども、重点地区等内の廃屋、空き地等、または遊休地等という部分に続きまして、占有者に対し景観づくりに配慮した管理を行うよう要請することができるというふうにありますけれども、この項目がどれほどの強制力があるか、例えば経済的な理由で景観づくりに配慮した管理を行えないというようなこともあるかと思うのですが、この条文がどれだけの強制力があるかちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 10番和田議員の17条の行為を要請する権限範囲という御質問にお答えいたします。

この第17条の内容につきましては、これは現行の条例を引き継ぐものとなっております。すなわち、法令に基づく規定条項ではないということで、町の独自の条項として盛り込んでございます。

このため、法令に基づくいわゆる協議事案、勧告事案、命令事案というものの以外の協力要請という対象となっております。

特に、ここで重点地区等内ということで、現在のところ重点地区は指定がございませんけれども、もし指定する際については指定時にあわせてこれらの中にある、その指定時点でその指定エリア内にある障害物となるものが今後どうなるかということ、指定地域内の住民も含めて事前の相談といたしますが、調整事項の中に事前に入ってきます。

それで、あとでこれがこういう問題が発生するということは想定してございませぬので、もしこういうものが残ってしまうのであれば、重点地域を指定しないという方向になるかなと、景観を阻害するものを、その時点で内部に包含する地域をなかなか指

定しにくいということになるかなと想定します。

いずれにせよ、指定するなり、その時点の相談事項、地域との協議事項の中で個別に調整しなければならない事項ですので、いろいろな場合があるかと思うのです。それは、その時点でそれぞれ個別の事案として調整が必要になっていくのかなと想定しております。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5 番米沢義英君。

5 番（米沢義英君） 何点が質問させていただきませんが、旧法では景観づくり重点地区及び重点路線の指定という形の中で、第2条の第3項では重点地区を指定して使用するとき、あらかじめ起算して2週間の工事閲覧という形になっておりますが、この点は今回どのようにこの新法の中で位置づけられて変わったのか。

また、旧法における重点地区内の行為の届け出ということで15条で、これは着手する30日前までに一定の部分を町長に届けなければならないということでありましたが、この点は新法の中ではどのように住民の変わったのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

次に、届け出対象行為の中で、条例第12条の例えば建築物の新築、改築、移転等、いわゆる景観を乱す等ということがあった場合、そういう場合は財政的な必要な措置も当然出てくるのかなというふうに思いますが、こういうものは詳細に決まっているのかどうかお伺いしたいと思います。

もしも今、ここに新条例の中に掲げられていた色だとか、高さ制限、こういったものに違反した場合、こういった場合は罰則規定があるのかどうか、この点。

さらにお伺いしたいのは、今、これからこの文書の中では里仁地区を指定するかどうかという話もありますが、今後、当然、住民との話し合いという形になりますが、その住民との話し合いの中でいわゆるこれは過半数、それを認めなければならないのか、全員該当地区の人たちが賛同しなければ指定地区という形で指定できないのか、こういった点。どのようになるのかお伺いしておきたいと。

例えば、これから景観ポイントという形で、この説明書の中にも載せてあります。当然、整備は必要です。美瑛、あるいは他の地域のいわゆる整備して、そこに駐車帯をつくって、そこでやはり一定の眺望が得られる、満足が得られるというような形になっておりますが、こういうものも含めて整備するのかなというような、読んでいて感じているわけですが、こういうものも含めてどうなるのかお伺い

いたします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

旧法に、あちこちに縦覧とか、住民の同意を得なければならないという、旧条例にあちこちに書いてありますけれども、これらの手続きは議員おっしゃられたところ以外にも旧条例がところどころにちょっと書かれております。

それらの手続きについては法律のほうに実際に、法律本文のほうに書かれておりますので、条例のほうからは除いております。この手続きにつきましては、地域住民への説明、それから縦覧告示の手続きを経て、これは制定、それから改廃についてもその手続きを法令に基づきやりなさいという規定になっております。

次に、12条の届け出行為に対する違反の場合の措置につきましては、これは第18条に、町長は法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、もしくは云々というところにありますけれども、ここに書かれているとおり、先に推進会議の意見を聞かなければなりません。それで、適切、不適切を判断するわけですけれども、例えばこの規制の数値については、景観計画、上富良野町の景観づくり計画に具体的に記載していくこととなります。これは規制をするための別表と、もう一つ届け出を必要とする基準の別表、別表が二つございまして、今、議員がごらんの景観づくり計画の素案の中に既に掲載されてございますけれども、そこで掲載されています数値につきましては、これは基本的な数値となっております。

そして、条例の中で届け出を要しない行為ということで、新条例のほうですけれども、第14条の第1項第2号をちょっとごらんいただきたいのですが、ここに景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為という記載がございます。これは、事前相談の中で書類をつくる、届け出をするまでもなく、例えばこの地域においては景観に障害はないと、書類をつくってまで届け出る必要はないという判断をできるように、この新条例では組み立てております。

その関係で、景観づくりを推進するための基準のほうにも書かれておりますけれども、極めて重大な障害を与える行為とか、軽微な行為とか、そのおおむねの表がございまして、その表に細かく審査を行う上での判断基準がございまして、例えば15メートルという数字がところどころに出てきますけれども、例えば15メートルを超えたら絶対だめかということ、そういう仕組みとはなっておりませ

ん。これは北海道で運用されております景観条例についても同様な扱いで、やはり道民とか町民が行う経済行為、日常的な生活上の安全とか、いろいろな要素を持って多少景観に支障を与えてもそれより大きな利を得るといようなものについては認められる許容範囲となっております。

ただし、経済行為に絡みまして、単なる利益を得るだけの行為というものについては、かなり厳しい審査要件とならざるを得ないと考えております。

あとは、住民との話し合いなり、同意を得るための基準としては、先ほども言いましたけれども、今のところ規則のほうで呼び込む予定でありますけれども、過半数、住民数の過半数というより、戸数と事業所数の過半数を基準としたいと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この条例は、そうしますと大きくくりでこういう規定があります、届け出が必要ですよということになっているかと思えます。

それを補完するために、規則だとか、いわゆる法律に基づいた中でのそこで審査されて、細部に違反しているかどうかということになるかということだと思います。

その規則等については、まだでき上がっていないという話でありますから、やはりそういうものも含めてきちっと整備されなければならない部分はまだこれはたくさんあるのだらうというふうに思います。

条例と一体となった審議の材料としては、ちょっと不足かなというふうに私、感じているものですから、そういうものも含めて問題があるというふうに思いますが、その点どうお考えなのか。

さらに、再度確認したいのは、そういう高さ制限だとか、いろいろな制限があるのだけれども、経済的な行為に対してはかなりの厳しい罰則規定があるけれども、それ以外についてはさほど寛容な部分があるということかというふうに思いますが、しかし後でいわゆる商売に転用されるということになった場合、当然それはあり得ないことだというふうに思いますが、当然、その申請してきた時点でまたこれはだめだということになると思いますが、全くその罰則というのはよくわからないのですが、詳細見ていないので、全くと言っていいほど経済行為以外はないのか、仮に経済行為であったとしてもどのぐらいまでその法の適用の範囲になっていくのか、この点よくわからないのでもう一度確認したいと思います。

先ほど若干答弁、言い方も悪かったと思うのですが、いわゆる指定された場合、そこに景観を乱す建

物があった場合、例えば私がああ地域で築50年も60年もたって放置されていると、米沢なら米沢が、その景観を阻害しているという場合、それを移転しようということになった場合、費用がない場合、そういう場合等についてはそういう移転費用の補助というのはどういうふうになるのかお伺いしておきたいというふうに思っていますが、その点お伺いします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の規則に、この条例の施行に対して規則にゆだねる部分がたくさんあって、その規則がまだ明示されていないというお話がございます。

規則にゆだねる部分については、景観計画にすべて書き込まれます。そして、景観計画に書き込まれた内容が規則で細かく規定されていくこととなります。

それで、並行作業として景観づくり計画の住民に意見を求めて、規則に反映する内容を変更必要かどうかについてパブリックコメントを行っております。これは9月10日から10月10日までの間、もう既にコメント期間に入っておりますけれども行っております。

これと並行して、この条例に基づきまして、また法律に基づきまして地方公共団体とか、国や北海道、北海道も地方公共団体に当たりますけれども、についても届け出という行為ではなくて通知という行為が必要になります。届け出と同じ内容になりますけれども、呼び方が通知ということになりました。国や都道府県、隣接の市町村なども含めて、これらに影響を与えるような行為を行う場合には通知を行うことになっております。

これらをもとに、総合的に判断することになりますけれども、運用方法としては現在、北海道が景観行政を執行しておりますけれども、それと同様な方法を今考えておまして、北海道が審査に当たって使用しているマニュアルはつくっておりますけれども、それに準用した形で町でもマニュアルをつくらなければならないと考えております。

もし、景観に障害を与える物の撤去を求めるようなこと、例えばこの条項で言えば重点地区内の廃屋とか、その他、法令に基づきまして、例えばになりますけれども既存の物を改修するときについても引っかかってまいります。届け出を行って、例えば高い鉄塔がありまして、その色を塗りかえたいというような場合については、届け出対象になりまして、その色がまずいと、同時についている看板が撤去しなさいということになるような場合もありま

す。

そのほかに、ここで言う空き地、遊休地の扱いなどもありますけれども、それらの行為について助成制度などは現時点では考えられるかと思えますけれども、その方法としては先ほども話題になりました第6条の第4項、それから第5条町民の責務や事業者の責務というところで、町の進める景観づくりに義務規定がなされているという、これら費用がなければできないという部分がありますけれども、その部分につきましては何らかの制度化は必要になるかと思えます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 第6条の4項目ですが、町は町民の景観に対する意識の向上と景観づくりに関する知識の普及を図るため必要な措置を講じるものとするということは、しなさいという意味ですよ。

これに基づいてお話をするのですけれども、先ほどちょっと話に出ておりましたけれども、第4条で義務規定等をして町民の責務があります、町民双方に協力して景観づくりに寄与するように努めると、そしてさらに町が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならないと、景観づくりとは何ぞやという、用語の規定の（2）に書いてあります。景観づくり、良好な景観を守り、はぐくみ、創造することであると、これら等を考えていくと、そして景観の要素では遠景とか、中景とか、近景は、近景は町の中とかいろいろあるのですけれども、特に直線的に伸びる道路、私が何を言いたいかわかってきたと思うのですけれども、要は統制はできないけれども、町の考えている、例えば街路灯など、町はこのように本当はしたいのだと、景観を損ねているのだというようなことについて、町民の義務規定等もありますから、そういったことの意識の向上だとか、あるいは知識の普及を図る、そういったことはこの条項によってできるのか、できないのかお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

いわゆる具体的な例として挙げていただきましたけれども、これらを推進する上でいろいろな施策を打てるような仕組みになっております。

ただ、これを実際に施策として実施するかについては、裏づけがかなり必要になってまいりますけれども、それらを実施するしない、それからどのような手法で支援措置をとるかというものについては、

個別のものとして協議されなければならないと思っています。

そして、ここで言う4条、5条、6条に責務という表示がされておりますけれども、これは実は景観法のほうに国民の責務として書かれております。法律に合わせなければならないということで、法律で責務とされているものを町の条例で努力規定として記載できないものですから、法律に合わせて書いてある、それで当然、法律でそうやって書いてあるからについては、法律のほうで何らかの支援措置が制度化されるのかなと、法律が施行されてから長らく時間を経ておりますけれども、いろいろな手法で恐らくまだ研究はしておりませんけれども、この景観形成のための支援措置が制度化されているかなと思います。

それらの活用、それから町の単独の制度化というものも今後、検討しなければならないと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私の聞きいたことはもっと単純な話なのです。ちょっと抽象的だったと思うのですけれども。

要は、街路灯が黄色だったり、白かったり、あるいはついていないかったり、景観を損ねているというのは、きのうも町長もそのとおりだという答弁がございましたけれども、要はだからこういったものはその街路灯、1種、2種の目的からいうと統制はできないけれども、こういったものはやはり統制していったほうがいいのだよというような意識の、町民に対して普及教育はできるのかできないかという話なのです。私はできると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 今村議員の再度の具体的な事例としてどうなのだというのでお答えいたします。

当然に要請なり、地域の意志が固まれば、行動を起こさなければならないものだと思います。ただし、景観という、いわゆる目に入る映像を景観とここでは呼んでいるのですけれども、それが守るべきもの、形成するべきものというのは、あらかじめ皆さん、関係する人たちの中で話し合いを持って、それに値するものかどうかというものを考えなければいけないと思います。

例えば、今、具体的にお話いただいた街路灯の色、形態をそろえるというのも一つでしょうけれども、その道路の軸線として景観を考えるのであれば、当然、一体化した建物の意匠形態、色彩なども

あわせてどうなのだという考え方をしなければ、例えば街路灯のみを景観構成の一部分のみを整備するのが値するのかどうかというものが、十分に事前に検証を行わなければならないと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 別に直線道路という観点で言いましたから、別に街路灯だけではないです。そういったおかしいなと思ったことを町民を集めて普及教育を統制はできないけれども、できないと言われましたよね、そういった町の考え方を普及教育、知識の普及だとか、意識の向上を図る、これをやらなければいけないと書いてあるのではないですか、それができるかできないかを聞いているのです。

例えば、これが解釈によってそういったものではないのだと、あるいはほかの条項で罰則規定があるのだと、これは解釈でやってもやらなくてもいい、しかしこれは違反しているから罰則するということになっていくと、この権限が薄れていくのではないですか、どうですか。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 今村議員のいわゆる規制権限のお話についてお答えいたします。

今、お手元にお持ちかどうか、ちょっと不安なところですが、先の会議でお配りしました景観づくり計画の素案の中で、それらの審査要件として7ページ、8ページに記載がございます。

こちら辺の内容について、これから審査したり、勧告協議の基準になっていくわけですが、それぞれの個別の事案がかなり出てきます。それで、町民への周知の方法としてかなりこちら辺が難しいというところがあります。北海道のほうでも現行で行っている景観法の規定地域、規制方法などについてもいろいろなものを参照させてもらっていますけれども、どれを見てもそういう個別の事案を照らし合わせる際、非常に判断に苦しむ部分がひょっとしたら出るのかなと、北海道内では任意の景観行政団体となったものが、市町村が既に九つございまして、上富良野町が10番目になるわけですが、先行する九つの景観行政団体の広報パンフレットなどを見ても、今、今村議員が心配されているように、どうもわかりにくいと、ただそれをわかりやすく書くとすると、個別の事例を列挙して説明しなければならないというもろ刃のジレンマに陥るような部分があります。

それで、町の条例及び規則に規定しようとするのは、事前の相談制度を制度化して、何かやりたいのだけれどもという発想段階でぜひ相談してもらいたい、計画が煮詰まった段階でそれはだめです、

こうこうこうやってくださいというのは、かなり行為を行おうとする方に不愉快な思い、それから余計な負担が発生するおそれがありますので、事前の相談制度というものを運用して、個別の事案をできるだけ早期に修正していくという措置をとりたいと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 今、上程いただいております条例分に誤字を発見いたしました、おわびして訂正させていただきたいと思っております。

第2条第1項の(10)とありますけれども、これは(9)の誤りでございます。まことに申しわけありませんでした、修正をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 今、訂正のありましたこれについて、ひとつ御了承を賜りたいと思っております。

ほかに御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開は、1時半といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第13号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について、要旨を御説明申し上げます。

町の下水道事業は、昭和57年に策定された上富良野町公共下水道基本計画に基づき、事業期間を昭和57年度から平成32年度までとした施設整備を

進め、平成3年の浄化センター完成とともに供用を開始しました。

この後、計画に沿って順次、供用区域を拡張してきましたが、平成15年に基本計画を全面修正し、第4次上富良野町総合計画に合わせて、計画区域面積を一部拡張して460ヘクタールに、また下水道計画人口を1万500人に修正したところです。

このたび、平成21年4月から第5次総合計画がスタートし、平成30年の行政目標人口が1万1,900人と設定されたことから、土地利用需要動向調査とあわせて変動を反映させた公共下水道基本計画の修正事務が国との協議やパブリックコメントなどの手続きを経て完了したところです。

このため、本条例において所要の改正を行うものです。

以下、議案の朗読をもって提案いたします。

議案第13号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道設置条例（平成元年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「北町1丁目の一部、北町2丁目」を「北町2丁目の一部」に改め、「富町3丁目」を削り、「大町4丁目、大町5丁目」を、「大町4丁目の一部、大町5丁目の一部」に改める。

第3条第1号中、「460ヘクタール」を「442.7ヘクタール」に改め、同条第2号中「1万500人」を「9,600人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

議長（西村昭教君） 次に、日程第15 議案第

14号財産所得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第14号財産取得の件につきまして提案の理由を説明申し上げます。

現在のベッドは、昭和59年の施設開設以来使用しているものであり、現在、27年目であります。

これを2カ年で更新整備し、利用者の介護環境の回転を図ろうとするものであり、本年度は半分の25台を更新するものでございます。

購入に当たりましては、町と医療器械等で納入実績のある6社を指名いたしまして、9月13日入札の結果、株式会社伊藤医科器械店が845万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の887万2,500円でございます。

参考までに、2番札は株式会社ME器械と、メディカルサプライ株式会社の860万円でした。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第14号財産取得の件。

上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベッドを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベット。

2、取得の方法。指名競争入札による。

3、取得金額。887万2,500円。

4、所得の相手方。札幌市中央区北6条西23丁目1番24号、株式会社伊藤医科器械店、代表取締役橋詰晴美。

5、納期。平成22年12月30日。

これをもちまして、議案第14号財産取得の件の説明といたします。

御審議をいただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

議長(西村昭教君) 日程第16 議案第15号  
教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) ただいま上程いただきました教育委員会委員の任命の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在、教育委員でございます菅原恵久子さんが9月末の任期満了をもちまして退任されますことから、新たにこのたび教育委員を選任いたしたく、ここに吉村好子氏を任命いたしたく御提案させていただきたくございます。

吉村好子氏におきましては、人格識見ともによく似た方でございます。教育委員として適任者であると思われ、ぜひ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案を説明して、提案とさせていただきます。

議案第15号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め。

記。

住所、旭町1丁目5番18号。

氏名、吉村好子。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第17 発議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第17 発議案第1号  
町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番(岩田浩志君) ただいま上程されました発議案第1号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町長の専決事項の指定につきましては、これまでの条例を一つにまとめ、今回新たに交通事故以外の事案に対しても、相手方に速やかな対応を図るため、交通事故と同様に町長の専決事項の指定とするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

町長の専決事項指定について。

次の事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

1、金融情勢の変化に伴い、町債の借入利率及び償還の方法を変更し、これに伴う歳入歳出予算の補正をすること。

2、議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決にかかわる契約金額をその150万円を超えない範囲内で変更すること。

3、1件の金額は100万円以下の交通事故にかかわる和解及び損害賠償の額を定めること。

4、前項の規定する以外の法律上、町の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。これに伴う和解を含む。

附則。

1、この議決の効力は、平成22年10月1日から生じるものとする。

2、町長の専決事項指定について(昭和56年3月11日議決)及び町長の専決事項の追加指定について(平成4年3月23日議決)は、平成22年9月30日限りその効力を失うものとする。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただけますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程されました発議案第2号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明いたします。

発議案第2号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書。

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源の涵養はもとより、生物多様性の保全への貢献など、多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから、生産性が低く材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業、木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年、公表された

森林・林業再生プランに基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら、森林資源を適切に活用し、森林・林業木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

1、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。

2、水源の涵養など、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。

3、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物の住宅建設等における木材利用の促進及び木質バイオマス利用など、国際材の利用を拡大すること。

4、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。

5、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第19 発議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第3号 道路の整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程されました発議案第3号道路の整備に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第3号道路の整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

道路の整備に関する意見書。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬季の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え、老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおかれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流、連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収は落ち込むなどさらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には地方の自主性、裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。

2、高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化を図る費用に対する支援の拡充を図ること。

と。

3、冬季交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。

4、平成23年度から段階的に実施されるとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、制度を充実するとともに、必要な予算額を確保すること。

5、事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

6、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議いただきお認めいただきますよう、よろしくお申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第4号 ワクチン接種に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） ただいま提案されました発議案第4号につきましては、議案の朗読をもって説明をさせていただきますと思います。

発議案第4号ワクチン接種に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員谷忠。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。

次の面をごらんください。

ワクチン接種に関する意見書。

我が国では、毎年1,000人以上の5歳未満児が細菌性髄膜炎にかかっている。その原因の6割はインフルエンザ菌B型ヒブによるものであり、2割は肺炎球菌であり、細菌性髄膜炎の初期症状は発熱、嘔吐、頭痛などであるが、小児科医でも一般的な風邪と見分けにくく、早期診断は困難であり、非常に予後の悪い疾患である。

迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3から5%、肺炎球菌の場合では10%から15%の患者が死亡し、生存した場合でも10%、ないし20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性麻痺、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することが可能であり、WHOは1998年にヒブワクチンの無料接種化を勧告し、現在133カ国で定期予防接種が行われている。

その結果、発症率は100分の1にまで激減している。我が国は2008年12月に任意接種がようやく始まったが、4回のワクチン接種費用は3万円以上に上るなど、長引く不況の中、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっている。

また、子宮頸がんは年間で約1万5,000人が発症し、3,500人が死亡している。しかし、ほかのがんと違い、その原因はヒトパピローマウイルスHPVの感染であることが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされている。

我が国は2009年12月より、ワクチンの任意接種が可能となったが、これも3回のワクチン接種費用は約5万円と多額を要する。現在、一部の市町村では、独自でワクチン接種費用の助成を行っているが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、下記の事項を強く要望する。

記。

1、細菌性髄膜炎を予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、ヒブワクチン及び7価肺炎球菌結合型ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

2、子宮頸がん予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、2価HPV様粒子ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

3、細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の

定期接種対象の一類疾病と位置づけするよう、国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月15日。

提出先については、北海道知事。

以上でございます。御審議賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 発議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第21 発議案第5号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） ただいま提案されました、発議案第5号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件につきましては、議案の朗読をもって提案させていただきます。

発議案第5号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員谷忠。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。

裏面をごらんください。

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書。

国民保険事業は、他の健康保険に加入していない人が必ず加入する医療保険とされ、国民健康保険制度の根底を支えている。また、急速に高齢化が進み老人医療費を初めとする医療費が年々増大してきている。

市町村国民健康保険の財政状況については、もと

もと高齢者や低所得者の加入者が多くを占める中において、財政基盤が弱く、他の健康保険に比べて保険給付費が高くなるという構造的な課題を抱えている。

さらに、最近では厳しい経済状況により国民健康保険に加入している人の中には収入が減り、暮らしにもその影響が広がってきている。また、医療費を賄う主たる財源である保険税（料）も伸び悩み傾向にあり、上富良野町の国民健康保険財政の厳しい影響が出てきている。

そうした中で、市町村国保に加入している多くの人たちは、国保税（料）の高額負担に耐えかねて受診を抑制する人や、国民健康保険税を納めるのにも苦慮する人も生まれてきている。

その要因として考えられるのは、1980年代から始まった市町村に対する国庫負担の削減をしてきたことにある。全国では、市町村国保の総収入に対する国庫支出の割合が1980年には59.5%であったものが、2007年度では25%にまで低下している。この間、国保加入者世帯の平均所得は276万、1990年から166万9,000円、2007年へと大きく下がってきており、1人当たりの保険税（料）は6万5,284円から8万4,367円に上がってきている。このことは、加入者にとっては保険税（料）がもはや負担の限界を超えていることを示している。

しかも、国は医療の窓口負担軽減などを実施している市町村国保会計に対する国庫負担を削減するペナルティーを設けており、この間、都道府県が独自に実施してきた役割が廃止、縮小されている。

今、国民が安心して医療にかかれる国民健康保険制度の実施が求められている。

よって、市町村国保への国庫負担の抜本的増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月15日。

提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、御審議を賜りまして御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 発議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第22 発議案第6号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程されました、発議案第6号議員派遣の件の2件について、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第6号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志、同じく、谷忠。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により議員を派遣する。記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）目的。

分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所。

占冠村。

（3）期間。

平成22年9月27日、1日間。

（4）派遣議員。

全議員14名。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

（1）目的。

分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所。

旭川市。

（3）期間。

平成22年10月27日、1日間。

（4）派遣議員。

全議員14名。

以上、御審議をいただきお認めくださるよう、お願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第23 発議案第7号

議長(西村昭教君) 日程第23 発議案第7号 町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番(岩田浩志君) ただいま上程されました発議案第7号町内行政調査実施に関する決議は、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第7号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日。

議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的。

町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第24 発議案第8号

議長(西村昭教君) 日程第24 発議案第8号 議会報告会実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) ただいま上程されました発議案第8号議会報告会実施に関する決議について、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第8号議会報告会実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年9月14日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志、同じく、谷忠。

議会報告会実施に関する決議。

本議会は、次により議会報告会を実施する。

記。

1、実施の期日。

議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的。

議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。

3、実施の方法。

(1) 町内の公共施設4カ所で開催する。

(2) 全議員による報告会とし、町民からの要望等で重要なものについては町長に報告し、その対応を求めるものとする。

(3) 今回は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議いただきお認めくださるようお願いいたします。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 閉会中の継続調査申出の件

議長(西村昭教君) 日程第25 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において別紙配付の申し出の事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉 会 宣 告

議長(西村昭教君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時14分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年9月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 長谷川 徳 行

署名議員 岡 本 康 裕